

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成26年 2月18日 提出
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高谷 正伸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目 7番 9号
【事務連絡者氏名】	後藤田 晋
【電話番号】	03-5210-8500
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	J A 資産設計ファンド（安定型） J A 資産設計ファンド（成長型） J A 資産設計ファンド（積極型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	発行価額の総額 各ファンドにつき各上限 1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ＪＡ資産設計ファンド（安定型）

ＪＡ資産設計ファンド（成長型）

ＪＡ資産設計ファンド（積極型）

以上を総称して、またはそれぞれを「ＪＡ資産設計ファンド」または「ファンド」という場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（振替内国投資信託受益権）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（金融商品取引法第2条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

各ファンドにつき、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示する場合があります。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社^{（注）}に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

（注）委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称してまたはそれぞれを「販売会社」ということがあります。（以下同じ。）

なお、販売会社と販売会社以外の第一種金融商品取引業者および登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当ファンドの申し込みを販売会社に取り次ぐ場合があります。

（５）【申込手数料】

<通常（確定拠出年金制度に基づく申込の取扱いは除きます。以下同じ。）の申込>の場合

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.575%^{*}（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

*消費税率が8%となる平成26年4月1日適用分から、1.62%となります。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額が含まれております。

スイッチング^(注)による取得申込の場合および収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

(注)「スイッチング」とは、各ファンドの一部解約金の手取金をもって、当該一部解約の請求と同時に、当該ファンド以外のJA資産設計ファンドの受益権の取得を申し込む場合をいいます。（以下同じ。）

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

<確定拠出年金制度に基づく申込^(注)>の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

(注)「確定拠出年金制度に基づく申込」とは、確定拠出年金法に規定する加入者等の行った運用の指図に基づき、同法に規定する資産管理機関または連合会（同法に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。）が行う申込をいいます。（以下同じ。）

(6)【申込単位】

<通常の申込>の場合

販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、スイッチングによる取得申込の場合および収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

各ファンドにつき、1円以上1円単位とします。

(7)【申込期間】

平成26年2月19日から平成27年2月17日までとします。（継続申込期間）

上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

<通常の申込>の場合

当ファンドの申込取扱場所（販売会社）については下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込代金を販売会社の指定する日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託を行う日に販売会社により委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の指定する口座を経由して受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

「申込代金」とは、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に販売会社が個別に定める申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。

(1 0) 【払込取扱場所】

上記「(8) 申込取扱場所」に同じです。

受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社において支払うものとします。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

a . 申し込みの方法

< 通常の申込 > の場合

当ファンドの取得申込については、原則として午後 3 時まで取得の申し込みが行われ、かつ、当該取得申込の受け付けに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の申し込みとします。

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

当ファンドは、収益分配を行った場合、税金を差し引いた後、収益分配金を無手数料で再投資を行う「分配金再投資（累積投資）」専用のファンドです。

このため、取得申込者は、販売会社との間で、「J A 資産設計ファンド累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

「J A 資産設計ファンド累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）については、別の名称で同様の権利義務内容を定める契約または規定が用いられることがあり、この場合には、当該別の名称に読み替えるものとします。（以下同じ。）

当ファンドを保有している場合、スイッチングの申し込みを受け付けます。

スイッチングの申し込みの際は、一部解約の実行を請求するファンドと取得申込を行うファンドをご指示ください。

この場合の一部解約の実行の請求と取得申込は、通常の場合と同様となりますが、申込単位は、1 口単位とし、申込手数料はかかりません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

< 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

確定拠出年金制度に係る手続きが必要になります。

b . 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

各ファンド（安定型、成長型、積極型）は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

一般社団法人 投資信託協会の指針に基づく商品分類は、各ファンドとも同じ以下の分類です。

商品分類：追加型投信 / 内外 / 資産複合

属性区分：その他資産（投資信託証券：資産複合（資産配分固定型：株式・債券・円短期金融商品）） / 年1回 / グローバル（含む日本） / ファミリーファンド / 為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分 一覧表

（各ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ <<http://www.toushin.or.jp/>> をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投資	国内	株式
	海外	債券
追加型投資		内外
	その他資産（ ）	
		資産複合

追加型投資:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

内 外:目録見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による主たる投資収益が実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

資産複合:目録見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投資（リート）、その他資産のうち複数の資産による投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

(当ファンドは、ファミリーファンド方式の為、商品分類(表紙)と属性区分における投資対象資産は異なります。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	あり ()
		日本		
	年2回	北米		
債券	年4回	欧州		
		年6回 (隔月)	アジア	
	年12回 (毎月)	オセアニア		
		中南米		
不動産投資	日々	アフリカ	ファミリー ファンド	なし
その他資産 (投資信託証券:資産複合(資産配分固定型 :株式・債券・円短期金融商品))		中近東 (中東)		
資産複合 ()	その他 ()	エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

その他資産:組入れている資産を記載するものとする。

年 1 回:目録見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

グ ロー バ ル:目録見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

ファミリーファンド:目録見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

為替ヘッジなし:目録見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

< 信託金の限度額 >

各ファンドにつき、委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第2条））

< ファンドの特色 >

1

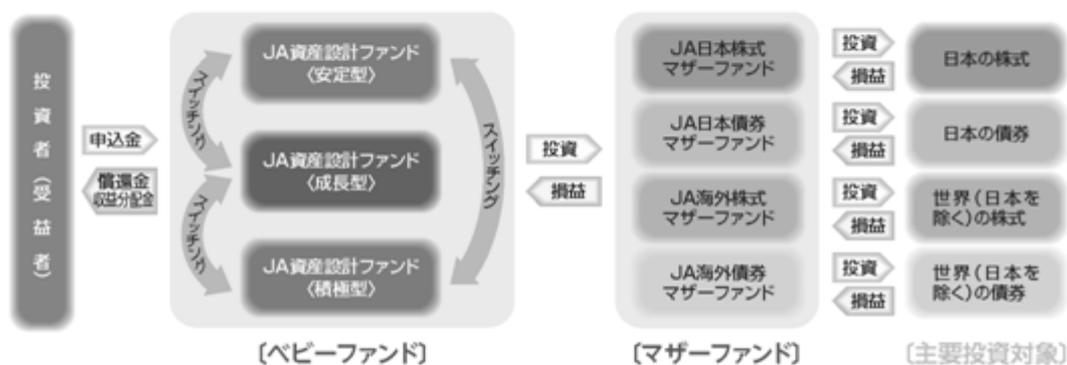
国内株式・国内債券・外国株式・外国債券の各資産への分散投資によって、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。
- 各資産への投資は、資産別のマザーファンドへの投資を通じて、国内株式、国内債券、外国株式および外国債券の各資産に分散投資を行います。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うものです。



- ◎ 各ファンド間でスイッチングが可能です。

分配方針

毎年11月16日(休業日の場合は翌営業日)に諸経費等を控除後の利子・配当収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を分配対象額とし、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

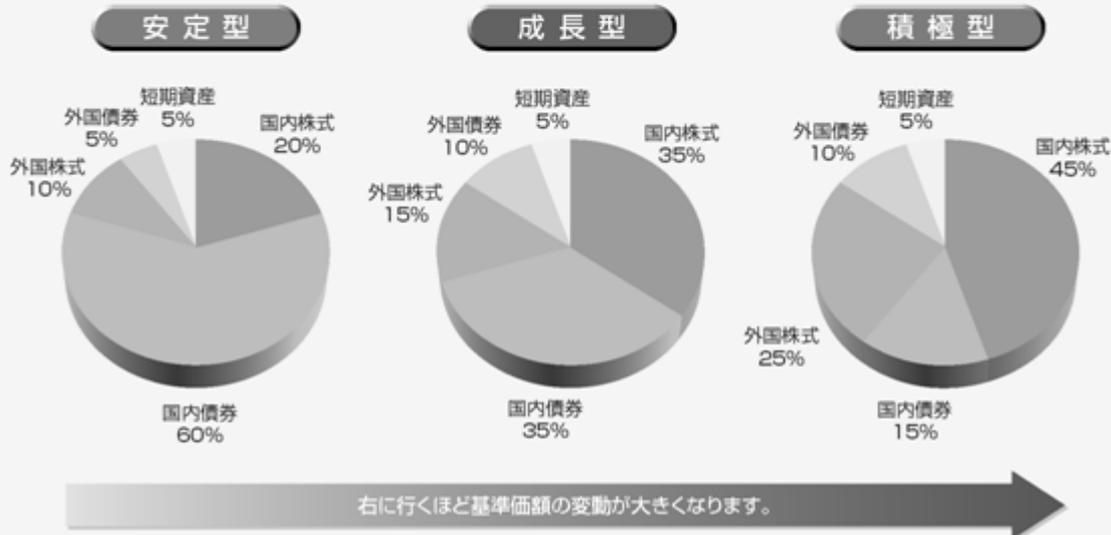
主な投資制限

- ◎ 親投資信託への投資割合には、制限を設けません。
- ◎ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。
- ◎ 株式への実質投資割合は、安定型と成長型は、信託財産の純資産総額の70%未満とし、積極型は、制限を設けません。

2

お客様のライフサイクルやリスクの許容度に応じて、3つのファンド(安定型、成長型、積極型)から選択いただけます。

- 3つのファンド(安定型、成長型、積極型)の各資産(資産別のマザーファンド)への基本配分比率は次のとおりとします。
- 基本配分比率は、市況動向等の中長期的な変化を考慮し、見直しを行う場合があります。
- 実際の運用に伴う各資産への配分比率の変動は、基本配分比率から原則として±5%の範囲内に抑えるように努めます。



※委託者が運用にあたって想定しているリスク度合を相対的に明示したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

また、上記の各資産の基本配分比率は、各マザーファンドの組入比率を表わしています。

運用委託先

JA海外株式マザーファンドおよびJA海外債券マザーファンドの外貨建資産等の運用指図に関する権限を、ウェリントン・マネジメントに委託します。

- 米国有数の運用会社であるウェリントン・マネジメントが、ファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により運用を行い、安定的な超過収益の獲得を目指します。

ウェリントン・マネジメントの概要

名称：ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピー

所在地：米国 マサチューセッツ州 ポストン

特徴：●世界で最古の運用機関のひとつ ■1928年に創業の長い歴史を持つ独立系投資運用会社

●世界で有数の運用機関のひとつ

●グローバルな事業展開

■ポストンに本拠を構え、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー、東京等に拠点、世界50カ国以上の2,000を超える顧客に資産運用サービスを提供

3 当社が独自に指数化した合成インデックスを中長期的に上回る成果を目指します。

- 各ファンドは、それぞれに合成インデックスをベンチマーク*とします。

※「ベンチマーク」とは、ファンドの運用目標となる指標であり、また運用成果を検証する際の基準となります。

合成インデックスの基本構成

	国内株式	国内債券	外国株式	外国債券	短期資産
安定型	20%	60%	10%	5%	5%
成長型	35%	35%	15%	10%	5%
積極型	45%	15%	25%	10%	5%

「当社が独自に指数化した合成インデックス」とは、「国内株式:TOPIX(東証株価指数)*¹」、「国内債券:NOMURA-BPI総合*²」、「外国株式:MSCI KOKUSAI-インデックス(当社円換算ベース)*³」、「外国債券:シティグループ世界国債インデックス(除く日本、当社円換算ベース)*⁴」および「短期資産」の各数値を、各ファンドにおける上記合成インデックスの基本構成比率に基づいて合成・指数化したものです。

- ※1 「TOPIX(東証株価指数)」とは、東京証券取引所第一部に上場しているすべての日本企業の株式(内国株式)の時価総額を基にした株価指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。また、東京証券取引所は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ※2 「NOMURA-BPI総合」とは、国内債券市場で公募発行され一定の条件を満たす利付債の時価総額を基に野村證券株式会社が公表している指数で、野村證券株式会社の知的財産です。また、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任ありません。
- ※3 「MSCI KOKUSAI-インデックス(当社円換算ベース)」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界主要国の主要銘柄の時価総額を基にした株価指数で、同インデックス(米ドルベース)を基に、MSCI Inc.の許諾を得て、当社が独自に円換算したものです。
- ※4 「シティグループ世界国債インデックス(除く日本、当社円換算ベース)」とは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、同インデックス(米ドルベース)を基に、シティグループ証券株式会社の許諾を得て、当社が独自に円換算したものです。
なお「シティグループ世界国債インデックス」は、「シティ世界国債インデックス」に名称変更されています。(以下同じ)

4 各マザーファンドの特色

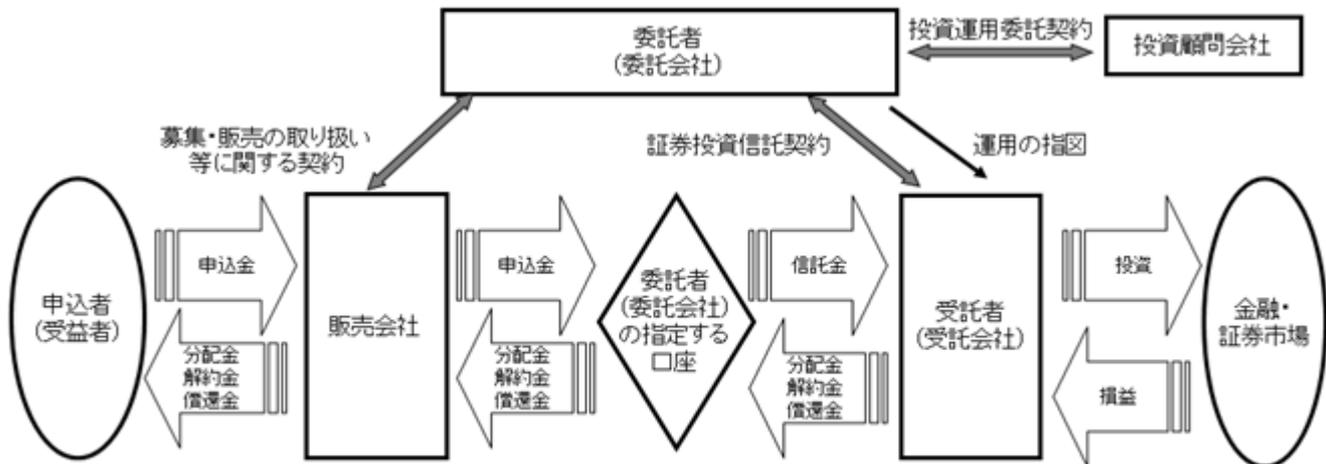
	JA日本株式マザーファンド	JA日本債券マザーファンド	JA海外株式マザーファンド	JA海外債券マザーファンド
運用会社	農林中金全共連アセットマネジメント			
(外部委託)	—	—	ウェリントン・マネジメント	
主要投資対象	日本の株式	日本の債券	日本を除く世界先進各国の株式	日本を除く世界各国の債券
ベンチマーク	TOPIX(東証株価指数)	NOMURA-BPI総合	MSCI KOKUSAI-インデックス(当社円換算ベース)	シティグループ世界国債インデックス(除く日本、当社円換算ベース)
運用手法(ベンチマークに対する超過収益の追求方法)	定量分析と定性分析による個別銘柄選択	デュレーション調整、イールドカーブ調整、セクター配分、個別銘柄選択	定量分析と定性分析による個別銘柄選択	国別配分、デュレーション調整、イールドカーブ調整、通貨配分、セクター配分、個別銘柄選択

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

平成13年 1月19日 有価証券届出書の提出
 平成13年 2月 5日 募集開始日
 平成13年 2月20日 信託契約締結日、ファンドの設定および運用開始日
 平成19年 1月 4日 振替制度へ移行

（３）【ファンドの仕組み】



＜委託者＞農林中金全共連アセットマネジメント株式会社(委託会社)

- ① 信託財産の運用指図
 - ② 目論見書および運用報告書の作成 等
- (注) 委託者は、当ファンドにおいて販売会社としての役割も有しています。

＜販売会社＞

- ① ファンドの募集の取扱い・販売および一部解約の請求の受付
- ② 目論見書および運用報告書の交付
- ③ 収益分配金、償還金および一部解約金の支払い 等

＜受託者＞三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社) (再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

- ① 信託財産の保管・管理・計算
- ② 追加信託に係る振替機関への通知 等

＜投資顧問会社＞ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピー
 (Wellington Management Company, LLP)

委託者から外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限の委託を受け、「JA海外株式マザーファンド」ならびに「JA海外債券マザーファンド」における運用の指図、投資判断、発注等を行います。

委託者（委託会社）の概況（平成25年12月30日現在）

資本金の額

34億 2 千万円

沿 革

平成 5 年 9 月28日 農中投信株式会社設立 資本金15億円

10月 8 日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

平成 8 年 8 月20日 投資顧問業務の登録

9 月30日 投資一任業務認可取得

10月 1 日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更 資本金19億 2 千万円

平成12年10月 1 日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

平成19年 9 月30日 金融商品取引業の登録

平成24年 7 月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億 2 千万円）

大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	19,550	36.61
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	18,850	35.30
農中信託銀行株式会社	東京都千代田区内神田1丁目1番12号	15,000	28.09

(注) 農林中央金庫及び全国共済農業協同組合連合会が保有する株式はすべて普通株式であり、農中信託銀行株式会社が保有する株式はすべて議決権を有しないA種種類株式です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫 50.91%

全国共済農業協同組合連合会 49.09%

(参考)

ウェリントン・マネジメントの概要

名称: ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピー

所在地: 米国 マサチューセッツ州 ボストン

特徴: 世界で最古の運用機関のひとつ 1928年に創業の長い歴史を持つ独立系投資運用会社

世界で有数の運用機関のひとつ

グローバルな事業展開

ボストンに本拠を構え、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー、東京等に拠点、世界50カ国以上の2,000を超える顧客に資産運用サービスを提供

2【投資方針】

J A資産設計ファンド(安定型)

J A資産設計ファンド(成長型)

J A資産設計ファンド(積極型)

(1)【投資方針】

a. 基本方針(運用の基本方針)

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

「運用の基本方針」および「約款第 条」とは、信託約款の条項等と対応しております。

また、信託約款の条項等は特に記載がない場合、上記各ファンド共通となっております。(以下同じ。)

b. 運用方法

投資対象

J A日本株式マザーファンド受益証券、J A日本債券マザーファンド受益証券、J A海外株式マザーファンド受益証券およびJ A海外債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

(イ) 主として上記 の各親投資信託の受益証券に投資を行うことにより、国内株式、国内債券、外国株式および外国債券に分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

運用にあたっては、当社が独自に指数化した合成インデックスをベンチマーク¹とします。

なお、安定型・成長型・積極型ごとに、「各資産(資産別のマザーファンド)への基本配分比率」(下表において と表記しています。)および「ベンチマークとする合成インデックスの構成割合」(下表において と表記しています。)は、次のとおりとします。

	J A日本株式 マザーファンド	J A日本債券 マザーファンド	J A海外株式 マザーファンド	J A海外債券 マザーファンド	短期 資産

	TOPIX（東証株価指数） ²	NOMURA - BPI総合 ³	MSCI KOKUSAI・インデックス（当社円換算ベース） ⁴	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、当社円換算ベース） ⁵	短期資産
安定型	20%	60%	10%	5%	5%
成長型	35%	35%	15%	10%	5%
積極型	45%	15%	25%	10%	5%

1「ベンチマーク」とは・・・

ファンドの運用目標となる指標であり、また運用成果を検証する際の基準となります。

2「TOPIX（東証株価指数）」とは・・・

東京証券取引所第一部に上場されているすべての日本企業の株式（内国株式）の時価総額を基にした株価指数です。

なお、同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。また、東京証券取引所は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

3「NOMURA - BPI総合」とは・・・

国内債券市場で公募発行され一定の条件を満たす利付債の時価総額を基に野村證券株式会社が公表している指数で、野村證券株式会社の知的財産です。また野村證券株式会社は当ファンドの運用成果等に関して一切責任ありません。

4「MSCI KOKUSAI・インデックス（当社円換算ベース）」とは・・・

MSCI Inc.が開発した日本を除く世界主要国の主要銘柄の時価総額を基にした株価指数で、同インデックス（米ドルベース）を基に、MSCI Inc.の許諾を得て、当社が独自に円換算したものです。

5「シティグループ世界国債インデックス（除く日本、当社円換算ベース）」とは・・・

シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、同インデックス（米ドルベース）を基に、シティグループ証券株式会社の許諾を得て、当社が独自に円換算したものです。

(ロ) 運用にあたっては、基本配分比率から原則として±5%以内の乖離に抑制するように努めます。なお、基本配分比率は、市況動向等の中長期的な変化を考慮し、見直しを行う場合があります。

(ハ) 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

(ニ) 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

b. 運用の指図範囲等（約款第16条第1項から第3項）

委託者は、信託金を、主として次の第1号から第4号（下記1.～4.）までに掲げる農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（以下、各々を総称して「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、第5号から第26号（下記5.～26.）までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2

項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. JA日本株式マザーファンド受益証券
2. JA日本債券マザーファンド受益証券
3. JA海外株式マザーファンド受益証券
4. JA海外債券マザーファンド受益証券
5. 株券または新株引受権証書
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
10. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
11. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
12. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
13. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
14. コマーシャル・ペーパー
15. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
16. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で第5号から第15号（上記5.～15.）の証券または証書の性質を有するもの
17. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
18. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
19. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
20. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
21. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
22. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
23. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
24. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
25. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
26. 外国の者に対する権利で第25号（上記25.）の有価証券の性質を有するもの

なお、第5号（上記5.）の証券または証書および第16号（上記16.）ならびに第21号（上記21.）の証券または証書のうち第5号（上記5.）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第6号から第10号（上記6.～10.）までの証券および第16号（上記16.）ならびに第21号（上記21.）の証券または証書のうち第6号から第10号（上記6.～上記10.）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第17号（上記17.）の証券および第18号（上記18.）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、第1項（上記 ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

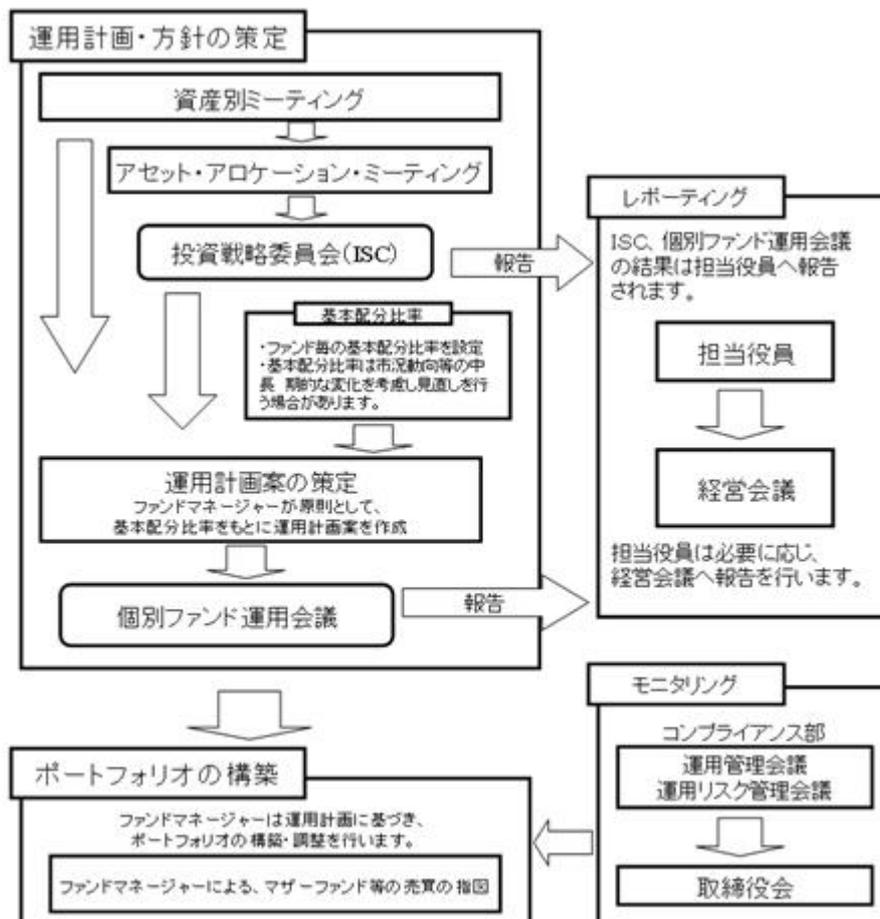
1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号（上記 5.）の権利の性質を有するもの
- 第1項（上記 ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項第1号から第6号（上記 1. ～ 6. ）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

1. 運用体制

J A資産設計ファンドは、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



資産別ミーティング

月1回以上開催。資産ごとの市場分析・シナリオ案の作成を行います。

アセット・アロケーション・ミーティング（AAM）

月1回以上開催。資産間のリスク・リターン相対比較分析等を行い、資産配分案を作成します。

投資戦略委員会（ISC）

原則月1回以上開催し、資産配分の決定や各市場の基本シナリオの承認を行います。

個別ファンド運用会議

原則月1回以上開催し、個別ファンドの運用計画を決定（承認）します。

2. ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
----	----

運用部	30名程度 (うち 投資判断に携わる者 25名程度)
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度

3. ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社およびJ A 海外株式マザーファンドならびにJ A 海外債券マザーファンドにおいて運用の指図に関する権限を一部委託するウェリントン・マネジメントについて、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

a. 収益分配方針（運用の基本方針 3. 収益分配方針）

毎決算時（毎年11月16日、休業日に該当する場合は翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲

諸経費等を控除後の利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

原則として、親投資信託に帰属する利子・配当収益のうち、信託財産に帰属する利子・配当収益を中心に分配を行います。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

b. 収益の分配方式（約款第42条）

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

c. 収益分配金の再投資等（約款第43条）

受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金（委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金を除きます。）が販売会社に交付されます。

販売会社は、別に定める契約（累積投資契約）に基づき、各受益者に対し遅滞なく、第1項（上記）の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得の申込により、増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

約款第48条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第2項(上記)および第3項(上記)の規定にかかわらず、そのつど、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。

収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

第5項(上記)および約款第46条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(5) 【投資制限】

a. 親投資信託への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限)

各親投資信託(JA日本株式マザーファンド、 JA日本債券マザーファンド、 JA海外株式マザーファンドおよび JA海外債券マザーファンド)の受益証券への投資割合には、制限を設けません。

b. 株式への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限)

JA資産設計ファンド(安定型、成長型)

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

JA資産設計ファンド(積極型)

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

c. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第16条)

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

d. 投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第16条)

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

e. 投資する株式等の範囲(約款第18条)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準じる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし

す。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

第1項（上記）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

f. 同一銘柄の株式等への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第19条）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

第1項、第2項および第3項（上記、および上記）において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

g. 信用取引の指図範囲（約款第20条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

第1項（上記）の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、第2項（上記）の売付けに係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 先物取引等の運用指図（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第21条）

委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i. スワップ取引の運用指図（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第22条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下、本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

第3項(上記)において、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該スワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

j. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第23条)

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

k. 有価証券の貸し付けの指図および範囲(約款第24条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の第1号(下記1.)および第2号(下記2.)の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

第1項第1号(上記1.)および第2号(上記2.)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

1. 外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第25条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により、100分の50以上となった場合には、速やかにこれを調整します。

第1項（上記）において、親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

m. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第26条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

n. 外国為替予約の指図および範囲（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第27条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第1項（上記）の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

第2項（上記）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

o. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図（約款第33条）

委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

p. 再投資の指図（約款第34条）

委託者は、約款第33条（上記o.）の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

q. 資金の借入れ（約款第35条）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

第1項（上記）の一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

第1項（上記）の収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

r. デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定め

た合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。

- s. 同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条)

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

(参考)

「JA日本株式マザーファンドの概要」

(1) 投資方針

- a. 基本方針(運用の基本方針)

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

- b. 運用方法

投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている銘柄および店頭登録銘柄を主要投資対象とします。

投資態度

- (イ) わが国の金融商品取引所に上場されている銘柄および店頭登録銘柄を主要投資対象とし、東証株価指数(以下「TOPIX」といいます。)を上回る投資成果を目指します。
- (ロ) 運用にあたりまして、ボトムアップ型の個別銘柄選択の効果によりTOPIXに対しての超過収益の獲得に努めます。
- (ハ) 株式の組入比率は原則として高位に保ちます。株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- (ニ) 組入銘柄・業種の選定にあたりましては、特定のテーマ・業種に偏ることがないように、分散投資を行うことを心がけます。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ヘ) 外貨建資産につきましては、投資を行いません。

(2) 投資対象

運用の指図範囲等(約款第10条第1項から第3項)

委託者は、信託金を、主として第1号から第21号(下記1.~21.)までの有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、第1号から第6号(上記1. ~ 6.)までの証券または証書および第10号(上記10.)の証券の性質を有するもの
 13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 19. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で第20号(上記20.)の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号(上記1.)の証券または証書、第12号(上記12.)ならびに第17号(上記17.)の証券または証書のうち第1号(上記1.)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号(上記2. ~ 6.)までの証券および第12号(上記12.)ならびに第17号(上記17.)の証券または証書のうち第2号から第6号(上記2. ~ 6.)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号(上記13.)の証券および第14号(上記14.)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、第1項(上記)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号(上記 5.)の権利の性質を有するもの

第1項(上記)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項第1号から第6号(上記 1. ~ 6.)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

- a. 株式への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限)
株式への投資割合には、制限を設けません。
- b. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第10条第4項)

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

c. 投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第10条第5項)

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

d. 外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限)

外貨建資産への投資は行いません。

e. 投資する株式等の範囲(約款第12条)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

第1項(上記)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

f. 同一銘柄の株式等への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第13条)

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

g. 信用取引の指図範囲(約款第14条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

第1項(上記)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、第2項(上記)の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 先物取引等の運用指図(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第15条)

委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))ならびに有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))および外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。))。

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引ならびにオプション取引および外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i. スワップ取引の運用指図・目的・範囲(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第16条)

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

j. 金利先渡取引の運用指図（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第17条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

k. 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第18条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を第1号および第2号（下記1. および下記2.）の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

第1項第1号および第2号（上記 1. および上記 2.）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

本書提出日の直近日（平成25年12月30日）現在において、「JA日本株式マザーファンド」を投資対象とするファンドは以下のとおりです。

なお、「JA日本株式マザーファンド」を投資対象とする他のファンドが設定されることがあります。

ファンド名
JA日本株式ファンド
JA日本株式私募ファンド（適格機関投資家専用）
JA資産設計ファンド（安定型）
JA資産設計ファンド（成長型）
JA資産設計ファンド（積極型）
JAグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）

（参考）

「J A日本債券マザーファンドの概要」

（１）投資方針

a．基本方針（運用の基本方針）

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

b．運用方法

投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

- （イ）主にわが国の公社債に投資を行うことにより、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得に努め、ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合（以下「NOMURA - B P I 総合」といいます。）を上回る投資成果を目指します。
- （ロ）運用にあたりまして、主にセクター別のアロケーションを行うこと、デュレーションの調整を行うことなどにより、NOMURA - B P I 総合に対しての超過収益の獲得に努めます。なお、当ファンドが投資を行う公社債は流動性を考慮しつつ、原則としてB B B マイナス格相当以上の格付を有しているものとします。また、公社債の組入比率は原則として高位に保ちます。
- （ハ）組入銘柄の選定、デュレーションの決定などはミクロ経済分析・ファンダメンタルズ分析等に基づいて行います。
- （ニ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- （ホ）外貨建資産につきましては、投資を行いません。

（２）投資対象

運用の指図範囲等（約款第10条第1項から第3項）

委託者は、信託金を、主として第1号から第20号（下記1．～20．）までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、第2号から第6号（上記2．～6．）までの証券および第10号（上記10．）の証券の性質を有するもの
- 13．証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
17. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
18. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で第19号(上記19.)の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号(上記1.)の証券または証書、第16号(上記16.)の証書のうち第1号(上記1.)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号(上記2.~6.)までの証券および第12号(上記12.)ならびに第16号(上記16.)の証券または証書のうち第2号から第6号(上記2.~6.)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号(上記13.)の証券および第14号(上記14.)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、第1項(上記)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号(上記 5.)の権利の性質を有するもの

第1項(上記)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項第1号から第6号(上記 1.~6.)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

- a. 株式への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第10条第4項)
委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第10条第5項)
委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. 投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第10条第6項)
委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限)
外貨建資産への投資は行いません。
- e. 投資する株式等の範囲(約款第12条)
委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- f. 同一銘柄の株式等への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第13条)

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

g. 信用取引の指図範囲(約款第14条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。

第1項(上記)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、第2項(上記)の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

h. 先物取引等の運用指図(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第15条)

委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)ならびに有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)および外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとしします(以下同じ。)

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引ならびにオプション取引および外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i. スワップ取引の運用指図・目的・範囲(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第16条)

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとしします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとしします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとしします。

j. 金利先渡取引の運用指図(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第17条)

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

k. 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第18条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を第1号および第2号(下記1.および下記2.)の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

第1項第1号および第2号(上記1.および上記2.)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

本書提出日の直近日(平成25年12月30日)現在において、「JA日本債券マザーファンド」を投資対象とするファンドは以下のとおりです。

なお、「JA日本債券マザーファンド」を投資対象とする他のファンドが設定されることがあります。

ファンド名
JA日本債券ファンド
JA日本債券私募ファンド(適格機関投資家専用)
JA資産設計ファンド(安定型)
JA資産設計ファンド(成長型)
JA資産設計ファンド(積極型)
JAグローバルバランス私募ファンド(適格機関投資家専用)

(参考)

「JA海外株式マザーファンドの概要」

(1) 投資方針

a. 基本方針(運用の基本方針)

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

b. 運用方法

投資対象

日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

(イ) 主にモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ・インデックス(以下「MSCI KOKUSA I・インデックス」といいます。)に採用されている世界先進各国(日本を除く)の株式に積極的に投資を行うことにより、当社が円ベースに換算したMSCI KOKUSA I・インデックスを上回る投資成果を目指します。

(ロ) 運用にあたりましては、ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エル・エル・ピーに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

この投資信託は、原則として、ファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により銘柄選択を行い、当社が円ベースに換算したMSCI KOKUSAI・インデックスに対しての超過収益の獲得に努めます。

なお、株式の組入比率は原則として高位に保ちます。

(八) 組入外貨建資産につきましては、原則として為替変動リスクの回避を図るための為替ヘッジは行いません。

(二) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

運用の指図範囲等(約款第10条第1項から第3項)

委託者(約款第12条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下、約款第11条、約款第13条から約款第18条まで、約款第21条および約款第27条から約款第29条までについて同じ。)は、信託金を、主として第1号から第22号(下記1.~22.)までの有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号(上記1.~11.)の証券または証書の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、有価証券に係るものに限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で第21号(上記21.)の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号(上記1.)の証券または証書、第12号(上記12.)ならびに第17号(上記17.)の証券または証書のうち第1号(上記1.)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」

といい、第2号から第6号(上記2.~6.)までの証券および第12号(上記12.)ならびに第17号(上記17.)の証券または証書のうち第2号から第6号(上記2.~6.)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号(上記13.)の証券および第14号(上記14.)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、第1項(上記)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号(上記 5.)の権利の性質を有するもの

第1項(上記)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項第1号から第6号(上記 1.~6.)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

a. 株式への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限)

株式への投資割合には、制限を設けません。

b. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第10条第4項)

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

c. 投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第10条第5項)

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

d. 外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限)

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

e. 投資する株式等の範囲(約款第13条)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずるものとして委託者が定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

第1項(上記)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

f. 同一銘柄の株式等への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第14条)

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債

を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

g. 信用取引の指図範囲(約款第15条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。

第1項(上記)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、第2項(上記)の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

h. 先物取引等の運用指図(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第16条)

委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)ならびに有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとしします(以下同じ。)

委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびにオプション取引および外国の取引所における通貨に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引ならびにオプション取引および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i. スワップ取引の運用指図・目的・範囲(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第17条)

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとしします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとしします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとしします。

j. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第18条)

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

k. 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第19条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を第1号および第2号（下記1.および下記2.）の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

第1項第1号および第2号（上記1.および上記2.）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

l. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第20条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

m. 外国為替予約の指図（約款第21条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第1項（上記）の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

第2項（上記）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

本書提出日の直近日（平成25年12月30日）現在において、「JA海外株式マザーファンド」を投資対象とするファンドは以下のとおりです。

なお、「JA海外株式マザーファンド」を投資対象とする他のファンドが設定されることがあります。

ファンド名
JA海外株式ファンド
JA海外株式私募ファンド（適格機関投資家専用）
JA資産設計ファンド（安定型）
JA資産設計ファンド（成長型）
JA資産設計ファンド（積極型）
JAグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）

（参考）

「J」A海外債券マザーファンドの概要」

(1) 投資方針

a. 基本方針（運用の基本方針）

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

b. 運用方法

投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

(イ) 主として日本を除く世界各国の公社債、アセットバック証券およびモーゲージ証券等に投資を行うことにより、当社が円ベースに換算したシティグループ世界国債インデックス（除く日本）を上回る投資成果を目指します。

(ロ) 運用にあたりましては、ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エル・エル・ピーに外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限を委託します。

この投資信託は、原則としてファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により、割安銘柄の発掘および投資ならびに各通貨間での為替運用を行い、当社が円ベースに換算したシティグループ世界国債インデックス（除く日本）に対しての超過収益の獲得に努めます。

また、投資対象とする公社債は、BBBマイナス格相当以上の格付を有する投資適格債とし、格付の低下により投資不適格となった場合には、該当銘柄の流動性を考慮しつつ、速やかに売却するよう指図を行います。

なお、公社債等の主要投資証券の組入比率は原則として高位に保ちます。

(ハ) 組入外貨建資産につきましては、原則として為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。また、通貨に関して、外国為替の売買の予約取引を行うことにより、収益の追求に努めることもあります。

(ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

運用の指図範囲等（約款第10条第1項から第3項）

委託者（約款第12条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下、約款第11条、約款第13条から約款第18条まで、約款第21条および約款第27条から約款第29条までについて同じ。）は、信託金を、主として第1号から第18号（下記1.～18.）までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー

11. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第10号(上記1.~10.)の証券または証書の性質を有するもの
12. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
13. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
16. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18. 外国の者に対する権利で第17号(上記17.)の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号(上記1.)の証券または証書、第11号(上記11.)ならびに第13号(上記13.)の証券または証書のうち第1号(上記1.)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号(上記2.~6.)までの証券および第11号(上記11.)ならびに第13号(上記13.)の証券または証書のうち第2号から第6号(上記2.~6.)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、第1項(上記)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号(上記 5.)の権利の性質を有するもの

第1項(上記)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項第1号から第6号(上記 1.~6.)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

- a. 株式への投資制限(運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限、約款第10条第4項)
委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限)
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- c. 投資する株式の範囲(約款第13条)
委託者が投資することを指図する株式は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- d. 同一銘柄の株式への投資制限(運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限、約款第14条)
委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 信用取引の指図範囲(約款第15条)
委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
第1項(上記)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、第2項(上記)の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

f. 先物取引等の運用指図(運用の基本方針 2. 運用方法(3)投資制限、約款第16条)

委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)ならびに有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびにオプション取引および外国の取引所における通貨に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引ならびにオプション取引および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

g. スワップ取引の運用指図・目的・範囲(運用の基本方針 2. 運用方法(3)投資制限、約款第17条)

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

h. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(運用の基本方針 2. 運用方法(3)投資制限、約款第18条)

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

i. 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第19条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を第1号(下記1.)および第2号(下記2.)の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

第1項第1号（上記 1.）および第2号（上記 2.）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

j. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第20条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

k. 外国為替予約の指図（約款第21条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第1項（上記 ）の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

第2項（上記 ）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

本書提出日の直近日（平成25年12月30日）現在において、「JA海外債券マザーファンド」を投資対象とするファンドは以下のとおりです。

なお、「JA海外債券マザーファンド」を投資対象とする他のファンドが設定されることがあります。

ファンド名
JA海外債券ファンド
JA海外債券私募ファンド（適格機関投資家専用）
JA資産設計ファンド（安定型）
JA資産設計ファンド（成長型）
JA資産設計ファンド（積極型）
JAグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）
JA海外債券ファンド（隔月分配型）

3【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に株式や債券など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。**

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

金利変動リスク

一般に、債券は市場金利の変動の影響を受け価格が変動します。市場金利が上昇した場合には、ファンドに組入れている債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。債券価格の下落幅は債券の残存期間、発行体および債券の種類等によって異なります。

為替変動リスク

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動（円高・円安）の影響を受け、その円換算した価値も変動します。外国為替相場が外貨建資産の当該通貨に対して円高となった場合には、ファンドに組入れている外貨建資産の円換算した価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国為替相場は、外国為替市場の需給、世界各国の投資環境・金利動向のほか、各国政府・中央銀行の介入・通貨政策等によって短期間に大きく変動することもありますので、当該通貨に対して極端に円高が進行する場合には、ファンドの基準価額も大きく下落することがあります。

信用リスク

一般に、債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の発行体（国・企業等）の財政難や業績不振等により当該債券等の信用力（信用格付）が低下した場合や当該債券等の利息や元金の支払いが遅延・不能となる等のデフォルト（債務不履行）が生じた場合には、ファンドに組入れている債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の価格が大きく下落あるいは無価値となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

一般に、外国証券（債券・株式等）は当該国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制等による影響を受けます。当該国・地域の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、ファンドに組入れている外国証券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、一般に新興経済国・発展途上国のカントリーリスクは先進国と比べて高いものとなります。

流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（２）その他の留意事項

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

- ・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

当ファンドはベンチマークを中長期的に上回る成果を目指しますが、仮にファンドがベンチマークを上回る成果を上げていたとしてもベンチマーク自体が下落している場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

実質的な外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないことから、基準価額は大きく変動することもあります。

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

「為替ヘッジ」とは、「為替変動リスク」を軽減するために行う外国為替取引を意味します。

（３）投資リスクに対する管理体制

フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが日次ベースでポジションリスク管理およびパフォーマンス管理を行い、適宜、直属管理者に報告しています。

また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか否かを日次ベースで担当ファンドマネージャーおよび直属管理者が管理を行っています。

ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（コンプライアンス部）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。

具体的には、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しています。

また、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しています。

[運用管理会議]

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）や運用計画の遵守状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

[運用リスク管理会議]

原則として月1回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

< 通常の申込 > の場合

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.575%^{*}（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

* 消費税率が8%となる平成26年4月1日適用分から、1.62%となります。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。
スイッチングによる取得申込の場合および収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりませんが、換金（解約）時に、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額（当該基準価額に0.20%を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の率を乗じて得た額とします。

ＪＡ資産設計ファンド（安定型）年率 1.05%^{*}（税抜1.00%）

ＪＡ資産設計ファンド（成長型）年率1.155%^{*}（税抜1.10%）

ＪＡ資産設計ファンド（積極型）年率1.365%^{*}（税抜1.30%）

*消費税率が8%となる平成26年4月1日から、（安定型）年率1.08%、（成長型）年率1.188%、（積極型）年率1.404%となります。

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、当該信託報酬の配分は以下のとおり（税抜）とします。

ＪＡ資産設計ファンド（安定型）（年率）

信託財産の純資産総額	委託者	販売会社	受託者	合計
300億円以下	0.40%	0.50%	0.10%	1.00%
300億円超500億円以下	0.42%	0.50%	0.08%	1.00%
500億円超	0.44%	0.50%	0.06%	1.00%

ＪＡ資産設計ファンド（成長型）（年率）

信託財産の純資産総額	委託者	販売会社	受託者	合計
300億円以下	0.50%	0.50%	0.10%	1.10%
300億円超500億円以下	0.52%	0.50%	0.08%	1.10%
500億円超	0.54%	0.50%	0.06%	1.10%

ＪＡ資産設計ファンド（積極型）（年率）

信託財産の純資産総額	委託者	販売会社	受託者	合計
300億円以下	0.70%	0.50%	0.10%	1.30%
300億円超500億円以下	0.72%	0.50%	0.08%	1.30%

500億円超	0.74%	0.50%	0.06%	1.30%
--------	-------	-------	-------	-------

信託報酬の販売会社への配分は、「第1 ファンドの状況 1ファンドの性格(3)ファンドの仕組み」に記載されている各業務に対する代行手数料であり、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとします。また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

運用の指図範囲等（約款第16条）に規定する「J A海外株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、上記に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その支弁の時期は、親投資信託の毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときから2ヵ月以内の委託者の指定する日とします。

上記に規定する報酬額は、親投資信託の計算期間を通じて毎日、親投資信託の信託財産の純資産総額に年率0.75%以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。

運用の指図範囲等（約款第16条）に規定する「J A海外債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、上記に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その支弁の時期は、親投資信託の毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときから2ヵ月以内の委託者の指定する日とします。

上記に規定する報酬額は、親投資信託の計算期間を通じて毎日、親投資信託の信託財産の純資産総額に年率0.50%以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁するものとします。

信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.00315%^{*}（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

^{*}消費税率が8%となる平成26年4月1日から、年率0.00324%となります。

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは資金借り入れの指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、監査費用を除き、事前に料率、上限等を表示することができません。

(1) から (4) の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

通常の申込に係る課税上の取扱いは、以下のとおりです。

なお、確定拠出年金制度に基づく申込の場合は、同制度に係る税制が適用されます。

<個人、法人別の課税の取扱いについて>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還により交付を受ける金銭等は、その全額を譲渡収入とみなして課税されます。

一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）は、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

損益通算について

公募株式投資信託や上場株式等の譲渡損失については譲渡益および公募株式投資信託の分配金や上場株式等の配当金等との損益通算が可能です。

利益 損失	株式配当金 株式投資信託分配金	株式投資信託 解約・償還益	株式譲渡益	株式投資信託譲渡益
株式投資信託 解約・償還損	○	○	○	○
株式投資信託 譲渡損	○	○	○	○
株式譲渡損	○	○	○	○

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日より開始された非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、税額控除が適用されます。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照ください。）

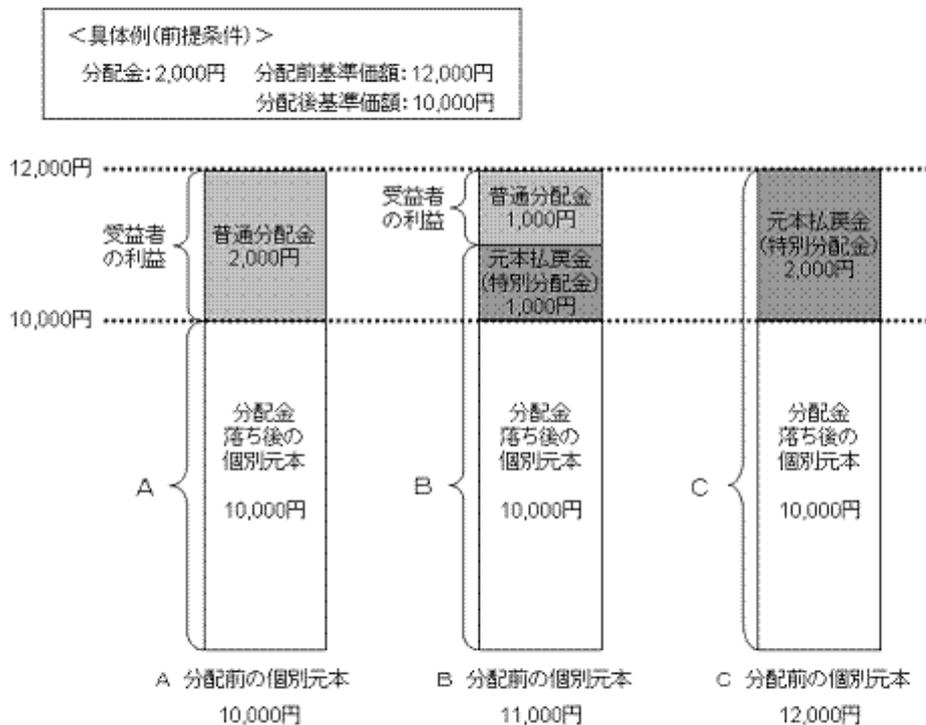
< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜収益分配時の個別元本のイメージ図＞



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

(注意)

一部解約は、スイッチングによる解約を含みます。

当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっておりません。

販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。

法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。

税制が改正された場合等には、上記の内容が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】（平成25年12月30日現在）

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しています。したがって、表示の合計値が個別数値の合計と一致しない場合もあります。

(1)【投資状況】

< J A 資産設計ファンド（安定型）>

資産の種類	地域別 (国名)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券（J A 日本株式マザーファンド）	日本	115,073,254	20.64
親投資信託受益証券（J A 日本債券マザーファンド）	日本	331,454,420	59.45
親投資信託受益証券（J A 海外株式マザーファンド）	日本	58,616,636	10.51
親投資信託受益証券（J A 海外債券マザーファンド）	日本	28,243,514	5.07
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		24,161,656	4.33
合計（純資産総額）		557,549,480	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

< J A 資産設計ファンド（成長型）>

資産の種類	地域別 (国名)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券（J A 日本株式マザーファンド）	日本	293,747,720	38.72
親投資信託受益証券（J A 日本債券マザーファンド）	日本	262,924,765	34.66
親投資信託受益証券（J A 海外株式マザーファンド）	日本	131,121,215	17.28
親投資信託受益証券（J A 海外債券マザーファンド）	日本	70,972,027	9.35
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		96,973	0.01
合計（純資産総額）		758,668,754	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

< J A 資産設計ファンド（積極型）>

資産の種類	地域別 (国名)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券（J A 日本株式マザーファンド）	日本	367,538,274	43.71
親投資信託受益証券（J A 日本債券マザーファンド）	日本	122,512,671	14.57
親投資信託受益証券（J A 海外株式マザーファンド）	日本	229,627,317	27.31
親投資信託受益証券（J A 海外債券マザーファンド）	日本	82,420,125	9.80
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		38,794,243	4.61
合計（純資産総額）		840,892,630	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

（参考）

< J A 日本株式マザーファンド>

資産の種類	地域別 (国名)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	23,906,945,200	99.65
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		84,670,660	0.35
合計（純資産総額）		23,991,615,860	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

< J A 日本債券マザーファンド >

資産の種類	地域別 (国名)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	33,320,311,000	61.91
地方債証券	日本	5,306,214,430	9.86
特殊債券	日本	8,203,298,220	15.24
社債券	日本	5,317,932,000	9.88
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,668,836,154	3.10
合計（純資産総額）		53,816,591,804	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

< J A 海外株式マザーファンド >

資産の種類	地域別 (国名)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	12,889,218,839	56.54
	カナダ	554,597,065	2.43
	ドイツ	78,524,381	0.34
	フランス	1,164,112,311	5.11
	オーストラリア	131,796,272	0.58
	イギリス	2,987,359,924	13.10
	スイス	992,855,521	4.36
	香港	1,049,131,880	4.60
	シンガポール	161,155,503	0.71
	スペイン	63,160,992	0.28
	スウェーデン	446,393,383	1.96
	ノルウェー	407,720,999	1.79
	オーストリア	292,332,725	1.28
	デンマーク	76,243,753	0.33
	アイルランド	459,891,713	2.02
イスラエル	440,239,639	1.93	
小 計		22,194,734,900	97.35
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		603,215,490	2.65
合計（純資産総額）		22,797,950,390	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

< J A 海外債券マザーファンド >

資産の種類	地域別 (国名)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	5,455,010,297	28.58
	カナダ	332,763,976	1.74
	ドイツ	1,820,776,202	9.54
	イタリア	2,037,290,187	10.68
	フランス	1,994,248,336	10.45
	オーストラリア	283,526,847	1.49
	イギリス	1,361,760,909	7.14
	スイス	44,602,533	0.23
	シンガポール	211,331,530	1.11
	オランダ	615,438,503	3.22
	スペイン	1,270,024,071	6.66
	ベルギー	503,657,337	2.64
	スウェーデン	179,972,545	0.94
	ノルウェー	55,554,966	0.29
	オーストリア	439,808,724	2.30
	フィンランド	129,438,195	0.68
	デンマーク	140,491,421	0.74
	メキシコ	214,638,543	1.12
	ポーランド	116,819,500	0.61
	南アフリカ	81,412,581	0.43
	小計	17,288,567,203	90.59
地方債証券	アメリカ	52,849,933	0.28
	小計	52,849,933	0.28
特殊債券	フランス	59,006,340	0.31
	国際機関	76,349,678	0.40
	小計	135,356,018	0.71
社債券	アメリカ	992,338,532	5.20
	カナダ	102,180,824	0.54
	イギリス	97,510,648	0.51
	オランダ	43,166,328	0.23
	小計	1,235,196,332	6.47
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		371,696,321	1.95
合計（純資産総額）		19,083,665,807	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

その他の資産として以下のとおり為替予約取引を利用しています。

資産の種類	地域別 (国名)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引（買建） ドル	日本	2,669,778,745	13.99
為替予約取引（買建） カナダドル	日本	195,342,960	1.02
為替予約取引（買建） オーストラリアドル	日本	121,508,550	0.64
為替予約取引（買建） ポンド	日本	463,631,990	2.43
為替予約取引（買建） スイスフラン	日本	26,004,000	0.14
為替予約取引（買建） スウェーデンクローネ	日本	13,397,040	0.07
為替予約取引（買建） ノルウェークローネ	日本	5,577,000	0.03
為替予約取引（買建） デンマーククローネ	日本	10,614,240	0.06
為替予約取引（買建） メキシコペソ	日本	45,048,300	0.24
為替予約取引（買建） ポーランドズロチ	日本	47,916,450	0.25
為替予約取引（買建） ランド	日本	11,077,800	0.06
為替予約取引（買建） ユーロ	日本	700,295,338	3.67
為替予約取引（売建） ドル	日本	1,636,593,842	8.58
為替予約取引（売建） カナダドル	日本	110,556,640	0.58
為替予約取引（売建） オーストラリアドル	日本	141,992,750	0.74
為替予約取引（売建） ポンド	日本	327,095,930	1.71
為替予約取引（売建） スイスフラン	日本	84,513,000	0.44
為替予約取引（売建） シンガポールドル	日本	213,246,720	1.12
為替予約取引（売建） スウェーデンクローネ	日本	98,956,880	0.52
為替予約取引（売建） ノルウェークローネ	日本	55,255,200	0.29
為替予約取引（売建） メキシコペソ	日本	110,492,800	0.58
為替予約取引（売建） ユーロ	日本	1,546,928,340	8.11

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

（注2）為替予約取引の評価方法については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

< J A 資産設計ファンド（安定型） >

a 評価額（全銘柄）

国/ 地域	資産の種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
				単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
日本	親投資信託 受益証券	J A 日本債券マ ザーファンド	260,597,862	1.2756	332,443,537	1.2719	331,454,420	59.45
日本	親投資信託 受益証券	J A 日本株式マ ザーファンド	89,502,415	1.2227	109,440,923	1.2857	115,073,254	20.64
日本	親投資信託 受益証券	J A 海外株式マ ザーファンド	33,516,288	1.6260	54,498,669	1.7489	58,616,636	10.51
日本	親投資信託 受益証券	J A 海外債券マ ザーファンド	11,024,871	2.4340	26,835,044	2.5618	28,243,514	5.07

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類別投資比率

種類別	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	95.67
合計	95.67

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率です。

< J A 資産設計ファンド（成長型） >

a 評価額（全銘柄）

国/ 地域	資産の種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
				単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
日本	親投資信託 受益証券	J A 日本株式マ ザーファンド	228,472,988	1.2227	279,367,319	1.2857	293,747,720	38.72
日本	親投資信託 受益証券	J A 日本債券マ ザーファンド	206,718,111	1.2750	263,580,433	1.2719	262,924,765	34.66
日本	親投資信託 受益証券	J A 海外株式マ ザーファンド	74,973,535	1.6260	121,907,711	1.7489	131,121,215	17.28
日本	親投資信託 受益証券	J A 海外債券マ ザーファンド	27,703,969	2.4340	67,432,590	2.5618	70,972,027	9.35

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類別投資比率

種類別	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.01
合計	100.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率です。

< J A 資産設計ファンド（積極型） >

a 評価額（全銘柄）

国/ 地域	資産の種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
				単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
日本	親投資信託 受益証券	J A 日本株式マ ザーファンド	285,866,279	1.2227	349,543,702	1.2857	367,538,274	43.71
日本	親投資信託 受益証券	J A 海外株式マ ザーファンド	131,298,140	1.6259	213,489,609	1.7489	229,627,317	27.31
日本	親投資信託 受益証券	J A 日本債券マ ザーファンド	96,322,566	1.2755	122,868,769	1.2719	122,512,671	14.57
日本	親投資信託 受益証券	J A 海外債券マ ザーファンド	32,172,740	2.4339	78,305,414	2.5618	82,420,125	9.80

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類別投資比率

種類別	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	95.39
合計	95.39

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率です。

(参考)

< J A 日本株式マザーファンド >

a 評価額上位30銘柄

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株数)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	371,400	4,054.29	1,505,763,306	4,330.00	1,608,162,000	6.70
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1,392,300	596.67	830,743,641	694.00	966,256,200	4.03
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	170,300	4,482.99	763,453,197	5,420.00	923,026,000	3.85
日本	株式	三井不動産	不動産業	196,000	3,017.88	591,504,480	3,785.00	741,860,000	3.09
日本	株式	NTTドコモ	情報・通信業	388,600	1,535.24	596,594,264	1,725.00	670,335,000	2.79
日本	株式	デンソー	輸送用機器	116,700	4,778.93	557,701,131	5,550.00	647,685,000	2.70
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,824,100	206.28	582,576,337	228.00	643,894,800	2.68
日本	株式	日立製作所	電気機器	804,000	669.00	537,879,500	796.00	639,984,000	2.67
日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	67,700	7,888.10	534,024,984	8,380.00	567,326,000	2.36
日本	株式	オリックス	その他金融業	303,900	1,401.91	426,042,693	1,847.00	561,303,300	2.34
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	58,600	6,273.51	367,627,686	9,200.00	539,120,000	2.25
日本	株式	日本電産	電気機器	50,000	8,120.36	406,018,000	10,300.00	515,000,000	2.15
日本	株式	三菱商事	卸売業	248,100	1,899.12	471,171,672	2,017.00	500,417,700	2.09
日本	株式	住友不動産	不動産業	87,000	4,203.70	365,721,900	5,230.00	455,010,000	1.90
日本	株式	野村ホールディングス	証券・商品先物 取引業	535,000	722.49	386,532,150	809.00	432,815,000	1.80
日本	株式	富士重工業	輸送用機器	118,500	2,562.87	303,700,095	3,015.00	357,277,500	1.49
日本	株式	良品計画	小売業	31,200	8,100.00	252,720,000	11,370.00	354,744,000	1.48
日本	株式	ヤマハ	その他製品	204,900	1,216.21	249,201,429	1,669.00	341,978,100	1.43
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	99,800	3,424.07	341,723,004	3,420.00	341,316,000	1.42
日本	株式	三菱地所	不動産業	108,000	2,504.20	270,453,600	3,145.00	339,660,000	1.42
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	54,400	5,172.13	281,363,872	6,230.00	338,912,000	1.41
日本	株式	日本通運	陸運業	642,000	497.42	319,348,875	509.00	326,778,000	1.36
日本	株式	スズキ	輸送用機器	110,700	2,748.00	304,204,012	2,828.00	313,059,600	1.30
日本	株式	富士フィルムホールディングス	化学	102,500	2,826.48	289,715,189	2,981.00	305,552,500	1.27
日本	株式	フジ・メディア・ホールディングス	情報・通信業	137,000	1,778.74	243,687,380	2,150.00	294,550,000	1.23
日本	株式	三菱電機	電気機器	221,000	1,020.49	225,528,290	1,320.00	291,720,000	1.22
日本	株式	信越化学工業	化学	46,000	6,135.90	282,251,400	6,140.00	282,440,000	1.18
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	48,200	5,003.22	241,155,204	5,660.00	272,812,000	1.14
日本	株式	DOWAホールディングス	非鉄金属	257,000	936.36	240,644,520	1,028.00	264,196,000	1.10
日本	株式	新日鐵住金	鉄鋼	745,000	298.56	222,433,615	352.00	262,240,000	1.09

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類別および業種別投資比率

種類別および業種別	投資比率（％）
株式	99.65
内 食料品	3.87
内 化学	5.18
内 医薬品	3.32
内 石油・石炭製品	1.00
内 ガラス・土石製品	0.89
内 鉄鋼	1.09
内 非鉄金属	2.90
内 金属製品	0.78
内 機械	5.17
内 電気機器	12.12
内 輸送用機器	13.27
内 精密機器	1.06
内 その他製品	2.99
内 電気・ガス業	2.12
内 陸運業	3.73
内 海運業	0.73
内 空運業	0.27
内 情報・通信業	7.41
内 卸売業	4.35
内 小売業	4.26
内 銀行業	10.56
内 証券、商品先物取引業	1.80
内 保険業	1.52
内 その他金融業	2.34
内 不動産業	6.40
内 サービス業	0.53
合計	99.65

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率です。

（注2）株式の内書きの比率は、業種別の内訳です。

< J A 日本債券マザーファンド >

a 評価額上位30銘柄

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (額面)	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還年月日	投資 比率 (%)
				単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
日本	国債証券	第286回利付国債(10年)	3,900,000,000	106.12	4,138,762,000	105.68	4,121,520,000	1.8	2017/6/20	7.66
日本	国債証券	第113回利付国債(5年)	3,300,000,000	100.53	3,317,615,000	100.39	3,313,068,000	0.3	2018/6/20	6.16
日本	国債証券	第280回利付国債(10年)	2,700,000,000	105.10	2,837,916,000	104.38	2,818,395,000	1.9	2016/6/20	5.24
日本	国債証券	第102回利付国債(5年)	1,800,000,000	100.53	1,809,540,000	100.51	1,809,252,000	0.3	2016/12/20	3.36
日本	国債証券	第309回利付国債(10年)	1,600,000,000	103.87	1,662,000,000	104.53	1,672,512,000	1.1	2020/6/20	3.11
日本	国債証券	第269回利付国債(10年)	1,600,000,000	101.86	1,629,808,000	101.45	1,623,344,000	1.3	2015/3/20	3.02
日本	特殊債券	第50回政府保証地方公共団体 金融機構債券	1,398,000,000	101.95	1,425,393,780	101.39	1,417,516,080	0.911	2023/7/14	2.63
日本	国債証券	第103回利付国債(20年)	1,200,000,000	113.92	1,367,064,000	116.26	1,395,180,000	2.3	2028/6/20	2.59
日本	国債証券	第313回利付国債(10年)	1,300,000,000	106.22	1,380,958,000	105.55	1,372,241,000	1.3	2021/3/20	2.55
日本	国債証券	第315回利付国債(10年)	1,300,000,000	103.90	1,350,700,000	104.83	1,362,907,000	1.2	2021/6/20	2.53
日本	国債証券	第289回利付国債(10年)	1,200,000,000	105.38	1,264,592,000	105.19	1,262,376,000	1.5	2017/12/20	2.35
日本	国債証券	第113回利付国債(20年)	1,100,000,000	109.81	1,207,910,000	112.70	1,239,799,000	2.1	2029/9/20	2.30
日本	地方債証券	第8回東京都公募公債	1,000,000,000	114.71	1,147,170,000	116.30	1,163,000,000	2.36	2026/3/19	2.16
日本	国債証券	第300回利付国債(10年)	1,000,000,000	106.42	1,064,200,000	106.38	1,063,850,000	1.5	2019/3/20	1.98
日本	特殊債券	第878回政府保証公営企業債 券	1,000,000,000	106.66	1,066,670,000	106.17	1,061,700,000	1.9	2017/8/18	1.97
日本	国債証券	第288回利付国債(10年)	1,000,000,000	106.03	1,060,390,000	105.66	1,056,660,000	1.7	2017/9/20	1.96
日本	社債券	第60回日本電信電話株式会社 電信電話債券	1,000,000,000	104.12	1,041,210,000	104.99	1,049,950,000	1.31	2020/12/18	1.95
日本	特殊債券	第858回政府保証公営企業債 券	1,000,000,000	103.24	1,032,490,000	102.71	1,027,130,000	1.5	2015/12/25	1.91
日本	特殊債券	第99回政府保証日本高速道路 保有・債務返済機構債券	900,000,000	111.88	1,006,940,000	113.10	1,017,918,000	2.2	2030/1/31	1.89
日本	社債券	第134回株式会社三菱東京U FJ銀行無担保社債	1,000,000,000	100.48	1,004,870,000	100.63	1,006,340,000	0.41	2017/4/20	1.87
日本	特殊債券	第158号商工債(3年)	1,000,000,000	99.78	997,850,000	99.92	999,220,000	0.15	2016/3/25	1.86
日本	国債証券	第305回利付国債(10年)	900,000,000	105.34	948,060,000	105.69	951,219,000	1.3	2019/12/20	1.77
日本	特殊債券	第16回政府保証株式会社日本 政策投資銀行社債	801,000,000	100.24	802,978,470	101.01	809,122,140	0.819	2022/9/20	1.50
日本	国債証券	第107回利付国債(20年)	700,000,000	113.08	791,567,000	113.27	792,925,000	2.1	2028/12/20	1.47
日本	国債証券	第138回利付国債(20年)	700,000,000	97.13	679,952,000	100.50	703,556,000	1.5	2032/6/20	1.31
日本	社債券	第4回日本高速道路保有・債務 返済機構債券	600,000,000	111.76	670,614,000	111.20	667,200,000	2.59	2035/12/20	1.24
日本	国債証券	第124回利付国債(20年)	600,000,000	107.18	643,082,000	110.18	661,092,000	2.0	2030/12/20	1.23
日本	地方債証券	平成22年度第1回福岡県公募 公債(20年)	600,000,000	102.48	614,910,000	105.84	635,082,000	1.77	2030/8/19	1.18
日本	地方債証券	第21回地方公共団体金融機構 債券(20年)	600,000,000	103.91	623,478,000	103.44	620,652,000	1.812	2032/4/28	1.15
日本	国債証券	第311回利付国債(10年)	600,000,000	101.58	609,480,000	102.47	614,856,000	0.8	2020/9/20	1.14

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類別投資比率

種類別	投資比率(%)
国債証券	61.91
地方債証券	9.86
特殊債券	15.24
社債券	9.88
合計	96.90

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率です。

< J A 海外株式マザーファンド >

a 評価額上位30銘柄

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	通貨	数量 (株数)	帳簿価額		評価額		邦貨換算 帳簿価額 (円)	邦貨換算 評価額 (円)	投資 比率 (%)
						単価 (当該 通貨)	金額 (当該通貨)	単価 (当該 通貨)	金額 (当該通貨)			
イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	ポンド	740,090	4.43	3,282,911.60	4.88	3,616,819.83	570,438,719	628,458,613	2.76
アメリカ	株式	MONSTER BEVERAGE CORP	食品・飲料・ タバコ	ドル	87,000	55.69	4,845,030.00	67.42	5,865,540.00	510,617,711	618,169,260	2.71
アメリカ	株式	AUTOZONE INC	小売	ドル	11,900	411.89	4,901,491.00	476.83	5,674,277.00	516,568,136	598,012,053	2.62
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイ オテクノロジー ジー・ライフ サイエンス	ドル	112,000	48.19	5,397,280.00	49.79	5,576,480.00	568,819,339	587,705,227	2.58
アメリカ	株式	CVS CORP	食品・生活必 需品小売り	ドル	71,400	60.95	4,351,830.00	71.56	5,109,384.00	458,639,363	538,477,979	2.36
アメリカ	株式	DOLLAR TREE INC	小売	ドル	87,200	56.03	4,886,190.40	56.29	4,908,488.00	514,955,606	517,305,550	2.27
イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC HKD	銀行	香港ドル	451,444	87.03	39,293,214.44	83.90	37,876,151.60	533,994,784	514,736,900	2.26
アメリカ	株式	PINNACLE WEST CAPITAL	公益事業	ドル	91,600	53.87	4,934,696.47	53.25	4,877,700.00	520,067,660	514,060,803	2.25
アメリカ	株式	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	銀行	ドル	60,714	74.33	4,513,179.93	78.20	4,747,834.80	475,644,032	500,374,309	2.19
アメリカ	株式	HILLSHIRE BRANDS CO	食品・飲料・ タバコ	ドル	141,900	31.88	4,523,772.00	33.34	4,730,946.00	476,760,331	498,594,398	2.19
アメリカ	株式	CHEVRONTXACO CORP	エネルギー	ドル	37,021	124.08	4,593,565.68	125.23	4,636,139.83	484,115,887	488,602,776	2.14
イギリス	株式	BERENDSEN PLC	商業・専門 サービス	ポンド	295,214	9.14	2,699,349.85	9.34	2,757,298.76	469,039,029	479,108,232	2.10
スイス	株式	SWISS RE AG	保険	スイスフラン	48,179	75.15	3,620,651.85	82.70	3,984,403.30	427,961,048	470,956,470	2.07
アメリカ	株式	FOREST LABORATORIES	医薬品・バイ オテクノロジー ジー・ライフ サイエンス	ドル	74,300	44.66	3,318,238.00	59.60	4,428,280.00	349,709,102	466,696,429	2.05
アイルラ ンド	株式	XL GROUP PLC	保険	ドル	137,700	30.90	4,255,955.48	31.69	4,363,713.00	448,535,148	459,891,713	2.02
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイ オテクノロジー ジー・ライフ サイエンス	ドル	84,514	53.64	4,533,330.96	51.25	4,331,342.50	477,767,749	456,480,186	2.00
スウェー デン	株式	SVENSKA CELLULOZA AB-B SHS	家庭用品・ パーソナル用 品	スウェーデ ンクローネ	140,245	169.37	23,753,338.22	196.60	27,572,167.00	384,566,545	446,393,383	1.96
香港	株式	CHEUNG KONG HOLDINGS LTD	不動産	香港ドル	265,000	116.13	30,775,417.30	122.00	32,330,000.00	418,237,921	439,364,700	1.93
アメリカ	株式	WELLS FARGO & COMPANY	銀行	ドル	86,400	42.15	3,641,760.00	45.50	3,931,200.00	383,805,086	414,309,168	1.82
アメリカ	株式	PATTER-UTI ENERGY INC	エネルギー	ドル	146,800	20.75	3,046,100.00	25.92	3,805,056.00	321,028,479	401,014,851	1.76
アメリカ	株式	RAYTHEON COMPANY	資本財	ドル	41,200	79.66	3,281,992.00	90.85	3,743,020.00	345,889,136	394,476,877	1.73
アメリカ	株式	AETNA INC	ヘルスケア機 器・サービス	ドル	54,300	68.71	3,730,953.00	68.36	3,711,948.00	393,205,136	391,202,199	1.72
イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイ オテクノロジー ジー・ライフ サイエンス	ポンド	60,412	32.29	1,950,703.48	36.05	2,177,852.60	338,954,236	378,423,667	1.66
アメリカ	株式	CIGNA CORP	ヘルスケア機 器・サービス	ドル	40,900	83.33	3,408,197.00	86.53	3,539,077.00	359,189,881	372,983,325	1.64
フランス	株式	MAUREL ET PROM	エネルギー	ユーロ	208,913	12.34	2,579,030.98	12.06	2,519,490.78	374,088,443	365,452,137	1.60
アメリカ	株式	DIRECTV	メディア	ドル	48,900	66.39	3,246,749.73	67.82	3,316,398.00	342,174,954	349,515,185	1.53
イスラエ ル	株式	TEVA PHARMACEUTICAL- SP ADR	医薬品・バイ オテクノロジー ジー・ライフ サイエンス	ドル	80,500	38.52	3,101,524.25	39.89	3,211,145.00	326,869,640	338,422,571	1.48
スイス	株式	ACE LTD	保険	ドル	30,500	91.89	2,802,645.00	102.62	3,129,910.00	295,370,756	329,861,214	1.45
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機 器・サービス	ドル	41,893	75.12	3,147,002.16	74.69	3,128,988.17	331,662,557	329,764,063	1.45
カナダ	株式	IMPERIAL OIL LTD	エネルギー	カナダドル	70,400	44.48	3,131,392.00	47.11	3,316,544.00	308,191,600	326,414,260	1.43

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額（邦貨換算金額）の比率です。

(注2) 邦貨換算金額は、該当日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により当該通貨金額を邦貨換算しています。

b 全銘柄の種類別および業種別投資比率

種類別および業種別	投資比率 (%)
株式	97.35
内 エネルギー	11.17
内 素材	1.35
内 資本財	5.14
内 商業・専門サービス	2.57
内 運輸	1.62
内 耐久消費財・アパレル	0.48
内 消費者サービス	0.41
内 メディア	2.24
内 小売	7.66
内 食品・生活必需品小売り	2.36
内 食品・飲料・タバコ	7.04
内 家庭用品・パーソナル用品	1.96
内 ヘルスケア機器・サービス	6.10
内 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	13.65
内 銀行	6.27
内 各種金融	0.50
内 保険	7.88
内 不動産	4.72
内 ソフトウェア・サービス	4.44
内 テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.88
内 電気通信サービス	1.29
内 公益事業	6.31
内 半導体・半導体製造装置	1.32
合計	97.35

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価額（邦貨換算金額）の比率です。

(注2) 株式の内書きの比率は、業種別の内訳です。

< J A 海外債券マザーファンド >

a 評価額上位30銘柄

国/ 地域	種類	銘柄名	通貨	数量 (額面)	帳簿価額		評価額		邦貨換算 帳簿価額 (円)	邦貨換算 評価額 (円)	利率 (%)	償還年月日	投資 比率 (%)
					単価 (当該 通貨)	金額 (当該通貨)	単価 (当該 通貨)	金額 (当該通貨)					
アメリカ	国債 証券	T-NOTE 0.25 151215	ドル	14,640,000	99.64	14,588,531.31	99.75	14,603,400.00	1,537,485,314	1,539,052,326	0.25	2015/12/15	8.06
アメリカ	国債 証券	T-NOTE 1.5 180831	ドル	10,495,000	100.46	10,543,375.43	99.45	10,437,605.45	1,111,166,336	1,100,019,238	1.5	2018/8/31	5.76
アメリカ	国債 証券	T-NOTE 0.75 171031	ドル	7,255,000	98.47	7,144,474.64	98.16	7,121,802.77	752,956,182	750,566,793	0.75	2017/10/31	3.93
ドイツ	国債 証券	OBL 0.25 180413	ユーロ	5,020,000	97.87	4,913,210.50	97.71	4,905,293.00	712,661,183	711,512,749	0.25	2018/4/13	3.73
スペイン	国債 証券	SPA GOVT 3.3 141031	ユーロ	3,075,000	102.32	3,146,524.50	101.69	3,126,998.25	456,403,378	453,571,096	3.3	2014/10/31	2.38
フランス	国債 証券	OAT 5.0 161025	ユーロ	2,675,000	113.13	3,026,227.50	112.54	3,010,445.00	438,954,298	436,665,047	5.0	2016/10/25	2.29
ドイツ	国債 証券	BUND 2.0 230815	ユーロ	2,745,000	101.58	2,788,510.65	100.61	2,761,744.50	404,473,469	400,591,039	2.0	2023/8/15	2.10
イギリス	国債 証券	GILT 1.25 180722	ポンド	2,285,000	98.24	2,244,837.00	96.86	2,213,251.00	390,062,877	384,574,493	1.25	2018/7/22	2.02
フランス	国債 証券	OAT 4.75 350425	ユーロ	2,085,000	122.18	2,547,453.00	123.59	2,576,851.50	369,508,057	373,772,310	4.75	2035/4/25	1.96
イタリア	国債 証券	BTPS 3.5 140601	ユーロ	2,460,000	101.69	2,501,672.40	101.10	2,487,084.60	362,867,581	360,751,621	3.5	2014/6/1	1.89
フランス	国債 証券	OAT 3.0 220425	ユーロ	2,315,000	106.77	2,471,725.50	107.08	2,478,902.00	358,523,783	359,564,735	3.0	2022/4/25	1.88
アメリカ	国債 証券	T-NOTE 2.5 230815	ドル	3,510,000	98.13	3,444,673.91	96.01	3,370,148.40	363,034,183	355,179,939	2.5	2023/8/15	1.86
イタリア	国債 証券	BTPS 4.5 190301	ユーロ	2,215,000	106.68	2,362,962.00	107.70	2,385,555.00	342,747,638	346,024,752	4.5	2019/3/1	1.81
ドイツ	国債 証券	OBL 1.75 151009	ユーロ	2,215,000	103.11	2,283,886.50	102.72	2,275,358.75	331,277,736	330,040,786	1.75	2015/10/9	1.73
イタリア	国債 証券	BTPS 6 310501	ユーロ	1,740,000	115.98	2,018,110.20	115.61	2,011,614.00	292,726,884	291,784,610	6.0	2031/5/1	1.53
アメリカ	国債 証券	T-NOTE 2.75 231115	ドル	2,755,000	98.97	2,726,629.09	97.80	2,694,519.14	287,359,439	283,975,372	2.75	2023/11/15	1.49
オランダ	国債 証券	NETHER 4.0 160715	ユーロ	1,740,000	109.54	1,905,996.00	108.99	1,896,426.00	276,464,719	275,076,591	4.0	2016/7/15	1.44
フランス	国債 証券	BTAN 1.0 170725	ユーロ	1,800,000	100.48	1,808,730.00	100.79	1,814,310.00	262,356,286	263,165,665	1.0	2017/7/25	1.38
イタリア	国債 証券	BTPS 2.75 161115	ユーロ	1,765,000	102.93	1,816,855.70	102.48	1,808,772.00	263,534,919	262,362,378	2.75	2016/11/15	1.37
オーストリア	国債 証券	AUSTRIA 3.5 150715	ユーロ	1,530,000	105.60	1,615,680.00	104.99	1,606,423.50	234,354,384	233,011,728	3.5	2015/7/15	1.22
アメリカ	国債 証券	T-NOTE 1.375 180630	ドル	2,105,000	100.08	2,106,808.98	99.22	2,088,719.14	222,036,598	220,130,110	1.375	2018/6/30	1.15
ドイツ	国債 証券	SCHATZ 0.25 150911	ユーロ	1,380,000	100.24	1,383,325.80	100.06	1,380,828.00	200,651,407	200,289,101	0.25	2015/9/11	1.05
スペイン	国債 証券	SPA GOVT 5.5 210430	ユーロ	1,235,000	111.05	1,371,467.50	110.93	1,369,985.50	198,931,360	198,716,396	5.5	2021/4/30	1.04
スペイン	国債 証券	SPA GOVT 4.5 180131	ユーロ	1,245,000	106.69	1,328,290.50	107.06	1,332,897.00	192,668,537	193,336,709	4.5	2018/1/31	1.01
アメリカ	国債 証券	T-NOTE 1.375 181130	ドル	1,860,000	99.57	1,852,153.13	98.45	1,831,228.12	195,198,418	192,993,131	1.375	2018/11/30	1.01
アメリカ	国債 証券	T-BOND 4.375 410515	ドル	1,555,000	111.40	1,732,367.18	108.44	1,686,324.61	182,574,177	177,721,750	4.375	2041/5/15	0.93
イギリス	国債 証券	GILT 4.25 360307	ポンド	895,000	112.49	1,006,848.15	109.28	978,127.60	174,949,934	169,959,451	4.25	2036/3/7	0.89
シンガポール	国債 証券	SINGAPORE 2.375 170401	シンガ ポール ドル	1,885,000	106.07	1,999,557.00	105.42	1,987,272.56	166,083,204	165,062,858	2.375	2017/4/1	0.86
イギリス	国債 証券	GILT 2.00 160122	ポンド	910,000	103.02	937,482.00	102.43	932,113.00	162,896,872	161,963,954	2.0	2016/1/22	0.85
ドイツ	国債 証券	BUND 2.5 440704	ユーロ	1,125,000	94.50	1,063,125.00	94.91	1,067,737.50	154,206,281	154,875,324	2.5	2044/7/4	0.81

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額（邦貨換算金額）の比率です。

(注2) 邦貨換算金額は、該当日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により当該通貨金額を邦貨換算しています。

b 全銘柄の種類別投資比率

種類別	投資比率（％）
国債証券	90.59
地方債証券	0.28
特殊債券	0.71
社債券	6.47
合計	98.05

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価額（邦貨換算金額）の比率です。

【投資不動産物件】

- < J A 資産設計ファンド（安定型） > 該当事項はありません。
- < J A 資産設計ファンド（成長型） > 該当事項はありません。
- < J A 資産設計ファンド（積極型） > 該当事項はありません。

（参考）

- < J A 日本株式マザーファンド > 該当事項はありません。
- < J A 日本債券マザーファンド > 該当事項はありません。
- < J A 海外株式マザーファンド > 該当事項はありません。
- < J A 海外債券マザーファンド > 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

- < J A 資産設計ファンド（安定型） > 該当事項はありません。
- < J A 資産設計ファンド（成長型） > 該当事項はありません。
- < J A 資産設計ファンド（積極型） > 該当事項はありません。

（参考）

- < J A 日本株式マザーファンド > 該当事項はありません。
- < J A 日本債券マザーファンド > 該当事項はありません。
- < J A 海外株式マザーファンド > 該当事項はありません。

< J A 海外債券マザーファンド >

国/ 地域	資産の種類	数量 (当該通貨)	帳簿価額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)	
日本	為替予約取引 買建					
	ドル	25,337,180.93	2,566,456,900	2,669,778,745	13.99	
	カナダドル	1,986,000.00	190,486,979	195,342,960	1.02	
	オーストラリアドル	1,305,000.00	120,819,378	121,508,550	0.64	
	ポンド	2,669,000.00	436,667,900	463,631,990	2.43	
	スイスフラン	220,000.00	24,152,523	26,004,000	0.14	
	スウェーデンクローネ	828,000.00	12,999,372	13,397,040	0.07	
	ノルウェークローネ	325,000.00	5,341,657	5,577,000	0.03	
	デンマーククローネ	546,000.00	9,909,431	10,614,240	0.06	
	メキシコペソ	5,610,000.00	44,283,940	45,048,300	0.24	
	ポーランドズロチ	1,371,000.00	44,814,270	47,916,450	0.25	
	ランド	1,110,000.00	10,903,688	11,077,800	0.06	
	ユーロ	4,828,906.70	683,329,488	700,295,338	3.67	
		為替予約取引 売建				
		ドル	15,531,781.45	1,583,708,626	1,636,593,842	8.58
		カナダドル	1,124,000.00	108,990,160	110,556,640	0.58
		オーストラリアドル	1,525,000.00	144,021,000	141,992,750	0.74
		ポンド	1,883,000.00	316,554,700	327,095,930	1.71
		スイスフラン	715,000.00	78,278,200	84,513,000	0.44
		シンガポールドル	2,568,000.00	206,775,360	213,246,720	1.12
	スウェーデンクローネ	6,116,000.00	92,290,440	98,956,880	0.52	
	ノルウェークローネ	3,220,000.00	53,484,200	55,255,200	0.29	
	メキシコペソ	13,760,000.00	106,563,900	110,492,800	0.58	
	ユーロ	10,667,000.00	1,459,498,940	1,546,928,340	8.11	

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率であります。

(注2) 為替予約取引の評価方法については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

< JA資産設計ファンド（安定型） >

年月日	純資産総額 (分配落ち)(円)	純資産総額 (分配付き)(円)	基準価額 (分配落ち)(円)	基準価額 (分配付き)(円)
第4期計算期間末 平成16年11月16日	438,337,913	438,337,913	10,066	10,066
第5期計算期間末 平成17年11月16日	396,970,373	402,673,549	10,934	11,092
第6期計算期間末 平成18年11月16日	522,847,822	530,252,844	11,115	11,272
第7期計算期間末 平成19年11月16日	555,888,900	564,758,827	11,131	11,309
第8期計算期間末 平成20年11月17日	536,719,534	536,719,534	9,338	9,338
第9期計算期間末 平成21年11月16日	612,591,510	612,591,510	9,837	9,837
第10期計算期間末 平成22年11月16日	642,034,017	642,034,017	9,966	9,966
第11期計算期間末 平成23年11月16日	633,424,105	633,424,105	9,554	9,554
第12期計算期間末 平成24年11月16日	612,886,608	612,886,608	9,985	9,985
第13期計算期間末 平成25年11月18日	612,645,494	621,410,043	11,883	12,053
平成24年12月末日	634,472,010	-	10,449	-
平成25年1月末日	653,926,541	-	10,859	-
2月末日	645,190,983	-	11,012	-
3月末日	654,875,801	-	11,280	-
4月末日	667,401,292	-	11,681	-
5月末日	659,816,593	-	11,609	-
6月末日	642,913,853	-	11,516	-
7月末日	639,101,629	-	11,573	-
8月末日	622,331,141	-	11,521	-
9月末日	623,769,174	-	11,792	-
10月末日	626,120,965	-	11,898	-
11月末日	621,324,523	-	11,987	-
12月末日	557,549,480	-	12,098	-

(注) 基準価額は、1万口当りの純資産額を表示しています。

< J A資産設計ファンド（成長型） >

年月日	純資産総額 (分配落ち)(円)	純資産総額 (分配付き)(円)	基準価額 (分配落ち)(円)	基準価額 (分配付き)(円)
第4期計算期間末 平成16年11月16日	475,555,653	475,555,653	9,984	9,984
第5期計算期間末 平成17年11月16日	529,261,614	536,830,274	11,595	11,760
第6期計算期間末 平成18年11月16日	676,884,479	687,265,588	12,105	12,291
第7期計算期間末 平成19年11月16日	756,940,567	770,078,440	11,871	12,077
第8期計算期間末 平成20年11月17日	619,889,735	619,889,735	8,835	8,835
第9期計算期間末 平成21年11月16日	750,496,564	750,496,564	9,498	9,498
第10期計算期間末 平成22年11月16日	796,055,085	796,055,085	9,554	9,554
第11期計算期間末 平成23年11月16日	759,327,779	759,327,779	8,917	8,917
第12期計算期間末 平成24年11月16日	781,608,936	781,608,936	9,476	9,476
第13期計算期間末 平成25年11月18日	790,473,390	802,304,317	12,695	12,885
平成24年12月末日	837,910,315	-	10,253	-
平成25年1月末日	887,887,706	-	10,893	-
2月末日	870,211,232	-	11,110	-
3月末日	874,996,973	-	11,504	-
4月末日	903,406,953	-	12,246	-
5月末日	880,068,929	-	12,208	-
6月末日	845,058,874	-	12,052	-
7月末日	830,046,680	-	12,126	-
8月末日	810,954,186	-	12,000	-
9月末日	822,627,725	-	12,457	-
10月末日	817,106,998	-	12,596	-
11月末日	801,164,879	-	12,863	-
12月末日	758,668,754	-	13,137	-

(注) 基準価額は、1万口当りの純資産額を表示しています。

< J A資産設計ファンド（積極型） >

年月日	純資産総額 (分配落ち)(円)	純資産総額 (分配付き)(円)	基準価額 (分配落ち)(円)	基準価額 (分配付き)(円)
第4期計算期間末 平成16年11月16日	526,775,475	526,775,475	9,698	9,698
第5期計算期間末 平成17年11月16日	519,924,109	527,456,907	11,899	12,072
第6期計算期間末 平成18年11月16日	662,234,480	671,797,860	12,697	12,881
第7期計算期間末 平成19年11月16日	705,421,865	718,211,452	12,313	12,536
第8期計算期間末 平成20年11月17日	543,687,366	543,687,366	8,007	8,007
第9期計算期間末 平成21年11月16日	672,736,463	672,736,463	8,750	8,750
第10期計算期間末 平成22年11月16日	695,577,839	695,577,839	8,772	8,772
第11期計算期間末 平成23年11月16日	666,542,842	666,542,842	8,044	8,044
第12期計算期間末 平成24年11月16日	731,945,526	731,945,526	8,657	8,657
第13期計算期間末 平成25年11月18日	887,558,741	901,502,171	12,731	12,931
平成24年12月末日	807,631,124	-	9,591	-
平成25年1月末日	868,281,323	-	10,412	-
2月末日	884,228,926	-	10,662	-
3月末日	898,813,262	-	11,159	-
4月末日	947,293,358	-	12,074	-
5月末日	922,665,834	-	12,128	-
6月末日	897,406,934	-	11,897	-
7月末日	887,027,409	-	12,013	-
8月末日	856,294,058	-	11,840	-
9月末日	895,161,195	-	12,378	-
10月末日	887,515,886	-	12,562	-
11月末日	897,021,071	-	12,939	-
12月末日	840,892,630	-	13,313	-

(注) 基準価額は、1万口当りの純資産額を表示しています。

【分配の推移】

< J A 資産設計ファンド（安定型） >

	1万口当りの分配金（税込み）
第4期計算期間（平成16年11月16日）	- 円
第5期計算期間（平成17年11月16日）	160円
第6期計算期間（平成18年11月16日）	160円
第7期計算期間（平成19年11月16日）	180円
第8期計算期間（平成20年11月17日）	- 円
第9期計算期間（平成21年11月16日）	- 円
第10期計算期間（平成22年11月16日）	- 円
第11期計算期間（平成23年11月16日）	- 円
第12期計算期間（平成24年11月16日）	- 円
第13期計算期間（平成25年11月18日）	170円

< J A 資産設計ファンド（成長型） >

	1万口当りの分配金（税込み）
第4期計算期間（平成16年11月16日）	- 円
第5期計算期間（平成17年11月16日）	170円
第6期計算期間（平成18年11月16日）	190円
第7期計算期間（平成19年11月16日）	210円
第8期計算期間（平成20年11月17日）	- 円
第9期計算期間（平成21年11月16日）	- 円
第10期計算期間（平成22年11月16日）	- 円
第11期計算期間（平成23年11月16日）	- 円
第12期計算期間（平成24年11月16日）	- 円
第13期計算期間（平成25年11月18日）	190円

< J A 資産設計ファンド（積極型） >

	1万口当りの分配金（税込み）
第4期計算期間（平成16年11月16日）	- 円
第5期計算期間（平成17年11月16日）	180円
第6期計算期間（平成18年11月16日）	190円
第7期計算期間（平成19年11月16日）	230円
第8期計算期間（平成20年11月17日）	- 円
第9期計算期間（平成21年11月16日）	- 円
第10期計算期間（平成22年11月16日）	- 円
第11期計算期間（平成23年11月16日）	- 円
第12期計算期間（平成24年11月16日）	- 円
第13期計算期間（平成25年11月18日）	200円

【収益率の推移】

< J A 資産設計ファンド（安定型） >

	収益率
第4期計算期間（平成16年11月16日）	4.8%
第5期計算期間（平成17年11月16日）	10.2%
第6期計算期間（平成18年11月16日）	3.1%
第7期計算期間（平成19年11月16日）	1.7%
第8期計算期間（平成20年11月17日）	16.1%
第9期計算期間（平成21年11月16日）	5.3%
第10期計算期間（平成22年11月16日）	1.3%
第11期計算期間（平成23年11月16日）	4.1%
第12期計算期間（平成24年11月16日）	4.5%
第13期計算期間（平成25年11月18日）	20.7%

（注）収益率 = (当期末の分配付き基準価額 - 前期末の分配落ち基準価額) / 前期末の分配落ち基準価額 × 100 で算出しています。

< J A 資産設計ファンド（成長型） >

	収益率
第4期計算期間（平成16年11月16日）	8.2%
第5期計算期間（平成17年11月16日）	17.8%
第6期計算期間（平成18年11月16日）	6.0%
第7期計算期間（平成19年11月16日）	0.2%
第8期計算期間（平成20年11月17日）	25.6%
第9期計算期間（平成21年11月16日）	7.5%
第10期計算期間（平成22年11月16日）	0.6%
第11期計算期間（平成23年11月16日）	6.7%
第12期計算期間（平成24年11月16日）	6.3%
第13期計算期間（平成25年11月18日）	36.0%

（注）収益率 = (当期末の分配付き基準価額 - 前期末の分配落ち基準価額) / 前期末の分配落ち基準価額 × 100 で算出しています。

< J A 資産設計ファンド（積極型） >

	収益率
第4期計算期間（平成16年11月16日）	10.3%
第5期計算期間（平成17年11月16日）	24.5%
第6期計算期間（平成18年11月16日）	8.3%
第7期計算期間（平成19年11月16日）	1.3%
第8期計算期間（平成20年11月17日）	35.0%
第9期計算期間（平成21年11月16日）	9.3%
第10期計算期間（平成22年11月16日）	0.3%
第11期計算期間（平成23年11月16日）	8.3%
第12期計算期間（平成24年11月16日）	7.6%
第13期計算期間（平成25年11月18日）	49.4%

（注）収益率 = (当期末の分配付き基準価額 - 前期末の分配落ち基準価額) / 前期末の分配落ち基準価額 × 100 で算出しています。

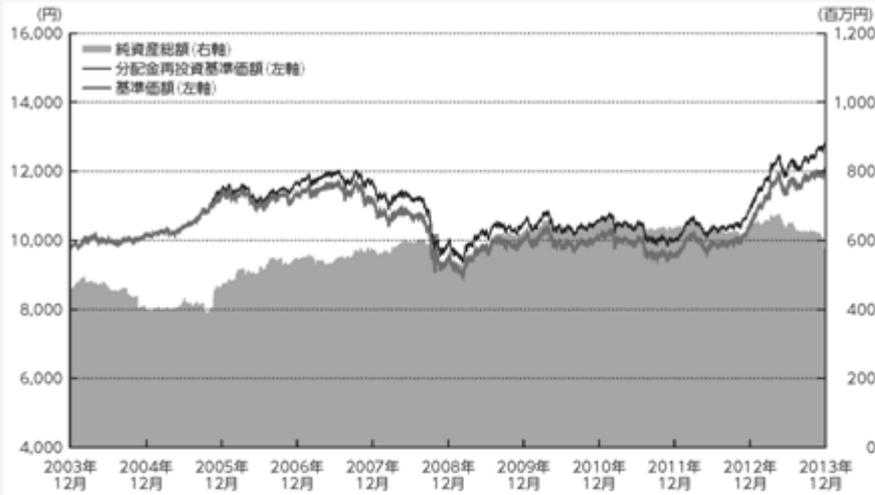
< 参考情報 >

交付目論見書の運用実績（平成25年12月末現在）

2013年12月末現在

【安定型】

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日	分配金
9期 2009年 11月 16日	0円
10期 2010年 11月 16日	0円
11期 2011年 11月 16日	0円
12期 2012年 11月 16日	0円
13期 2013年 11月 18日	170円

設定来累計 670円

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

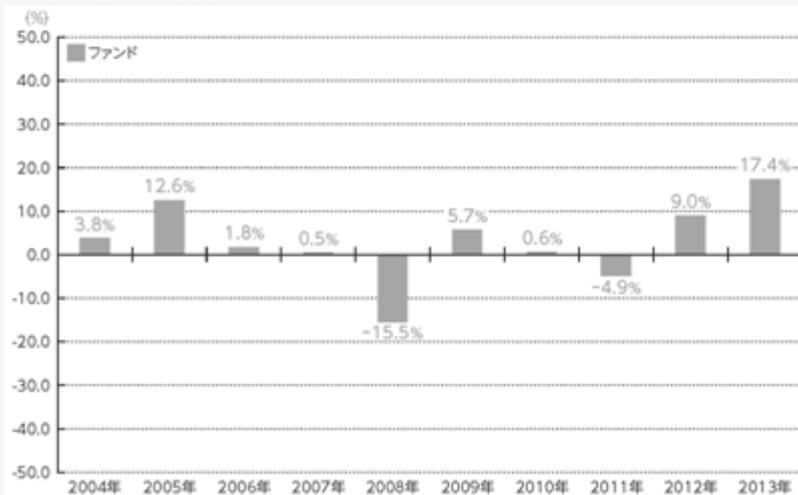
JA資産設計ファンド(安定型)

《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率(%)
JA日本株式マザーファンド	20.6
JA日本債券マザーファンド	59.4
JA海外株式マザーファンド	10.5
JA海外債券マザーファンド	5.1
短期資産等	4.3

・組入比率は、ベビーファンドの純資産総額に対する比率です。
 ・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

年間収益率の推移



・2013年は1月から12月までの騰落率を表示。

・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

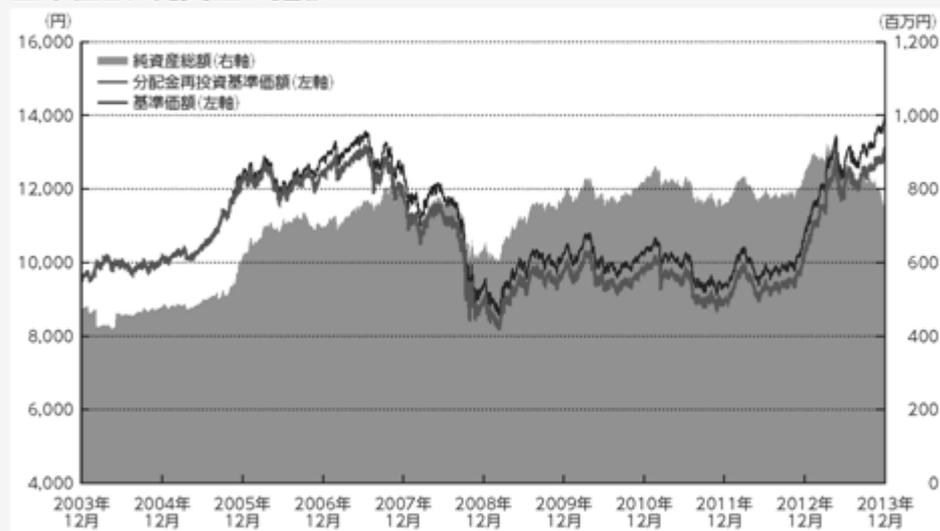
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

2013年12月末現在

【成長型】

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期/年月日	分配金
9期 2009年11月16日	0円
10期 2010年11月16日	0円
11期 2011年11月16日	0円
12期 2012年11月16日	0円
13期 2013年11月18日	190円

設定来累計 760円

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

JA資産設計ファンド(成長型)

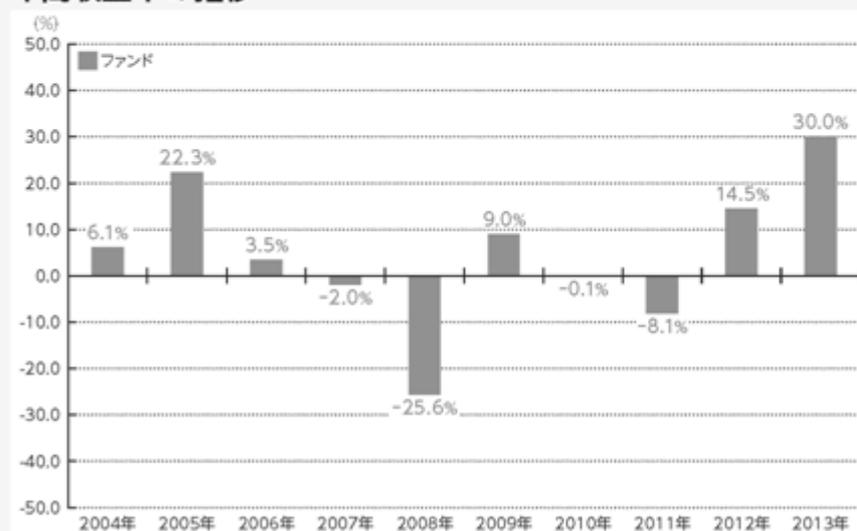
《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率(%)
JA日本株式マザーファンド	38.7
JA日本債券マザーファンド	34.7
JA海外株式マザーファンド	17.3
JA海外債券マザーファンド	9.4
短期資産等	△0.0

・組入比率は、ベビーファンドの純資産総額に対する比率です。

・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

年間収益率の推移



・2013年は1月から12月までの騰落率を表示。

・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

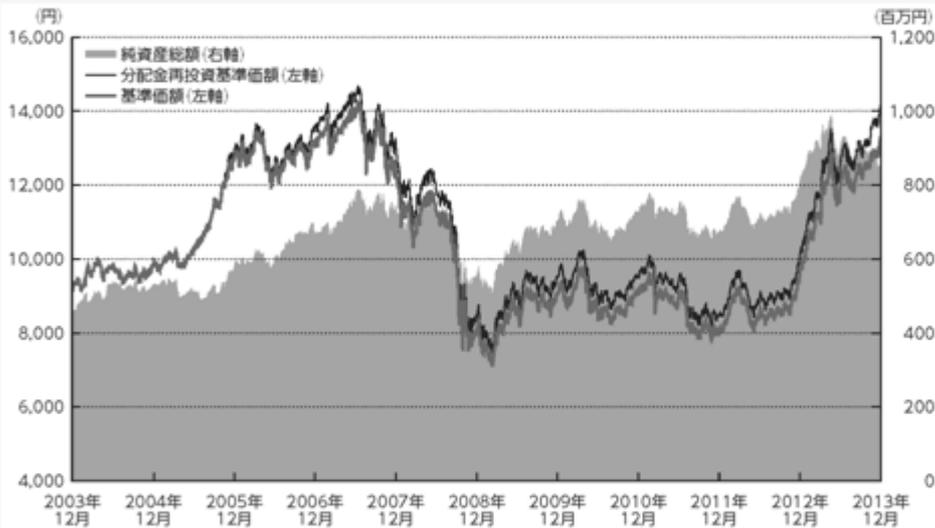
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

2013年12月末現在

【積極型】

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期/年月日	分配金
9期 2009年 11月 16日	0円
10期 2010年 11月 16日	0円
11期 2011年 11月 16日	0円
12期 2012年 11月 16日	0円
13期 2013年 11月 18日	200円

設定来累計 800円

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

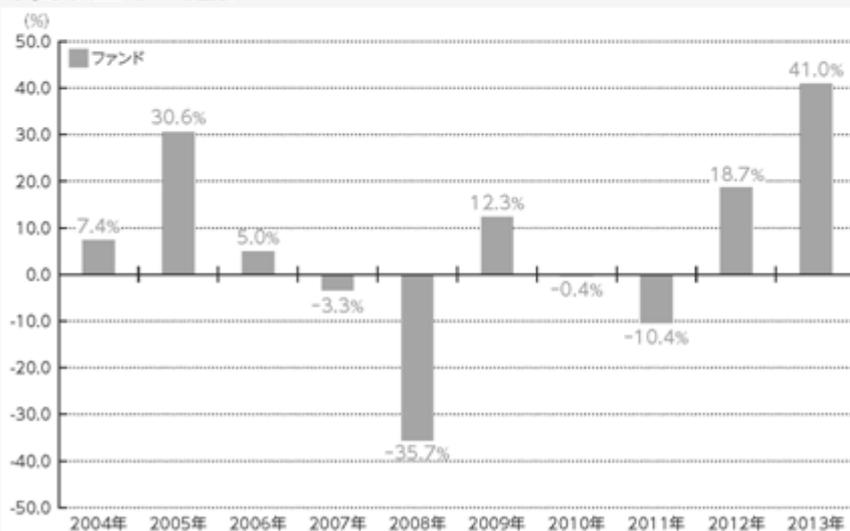
JA資産設計ファンド(積極型)

《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率(%)
JA日本株式マザーファンド	43.7
JA日本債券マザーファンド	14.6
JA海外株式マザーファンド	27.3
JA海外債券マザーファンド	9.8
短期資産等	4.6

・組入比率は、ベビーファンドの純資産総額に対する比率です。
 ・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

年間収益率の推移



・2013年は1月から12月までの騰落率を表示。

・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※最新の運用実績は、農林中金全連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

2013年12月末現在

(参考)マザーファンド

主要な資産の状況

《組入上位10銘柄》

JA日本株式マザーファンド

	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	本田技研工業	輸送用機器	6.7
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.0
3	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.9
4	三井不動産	不動産業	3.1
5	NTTドコモ	情報・通信業	2.8
6	デンソー	輸送用機器	2.7
7	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2.7
8	日立製作所	電気機器	2.7
9	東日本旅客鉄道	陸運業	2.4
10	オリックス	その他金融業	2.3

JA日本債券マザーファンド

	銘柄名	クーポン(%)	償還日	組入比率(%)	種類
1	第286回利付国債(10年)	1.80	2017/ 6/20	7.7	国債
2	第113回利付国債(5年)	0.30	2018/ 6/20	6.2	国債
3	第280回利付国債(10年)	1.90	2016/ 6/20	5.2	国債
4	第102回利付国債(5年)	0.30	2016/12/20	3.4	国債
5	第309回利付国債(10年)	1.10	2020/ 6/20	3.1	国債
6	第269回利付国債(10年)	1.30	2015/ 3/20	3.0	国債
7	第50回政府保証地方公共団体金融機構債券	0.911	2023/ 7/14	2.6	特殊債
8	第103回利付国債(20年)	2.30	2028/ 6/20	2.6	国債
9	第313回利付国債(10年)	1.30	2021/ 3/20	2.5	国債
10	第315回利付国債(10年)	1.20	2021/ 6/20	2.5	国債

JA海外株式マザーファンド

	銘柄名	国名	通貨	業種	組入比率(%)
1	BP PLC	イギリス	英ポンド	エネルギー	2.8
2	MONSTER BEVERAGE CORP	アメリカ	米ドル	食品・飲料・タバコ	2.7
3	AUTOZONE INC	アメリカ	米ドル	小売	2.6
4	MERCK & CO. INC.	アメリカ	米ドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.6
5	CVS CORP	アメリカ	米ドル	食品・生活必需品小売り	2.4
6	DOLLAR TREE INC	アメリカ	米ドル	小売	2.3
7	HSBC HOLDINGS PLC HKD	イギリス	香港ドル	銀行	2.3
8	PINNACLE WEST CAPITAL	アメリカ	米ドル	公益事業	2.3
9	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	アメリカ	米ドル	銀行	2.2
10	HILLSHIRE BRANDS CO	アメリカ	米ドル	食品・飲料・タバコ	2.2

JA海外債券マザーファンド

	銘柄名	国名	通貨	クーポン(%)	償還日	組入比率(%)	種類
1	T-NOTE 0.25 151215	アメリカ	米ドル	0.25	2015/12/15	8.1	国債
2	T-NOTE 1.5 180831	アメリカ	米ドル	1.50	2018/ 8/31	5.8	国債
3	T-NOTE 0.75 171031	アメリカ	米ドル	0.75	2017/10/31	3.9	国債
4	OBL 0.25 180413	ドイツ	ユーロ	0.25	2018/ 4/13	3.7	国債
5	SPA GOVT 3.3 141031	スペイン	ユーロ	3.30	2014/10/31	2.4	国債
6	OAT 5.0 161025	フランス	ユーロ	5.00	2016/10/25	2.3	国債
7	BUND 2.0 230815	ドイツ	ユーロ	2.00	2023/ 8/15	2.1	国債
8	GILT 1.25 180722	イギリス	英ポンド	1.25	2018/ 7/22	2.0	国債
9	OAT 4.75 350425	フランス	ユーロ	4.75	2035/ 4/25	2.0	国債
10	BTPS 3.5 140601	イタリア	ユーロ	3.50	2014/ 6/ 1	1.9	国債

・組入比率は、各マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

(4) 【設定及び解約の実績】

< JA資産設計ファンド（安定型） >

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第4期計算期間 自 平成15年11月18日 至 平成16年11月16日	112,758,952	136,438,658
第5期計算期間 自 平成16年11月17日 至 平成17年11月16日	94,419,468	166,835,628
第6期計算期間 自 平成17年11月17日 至 平成18年11月16日	237,262,728	129,908,104
第7期計算期間 自 平成18年11月17日 至 平成19年11月16日	174,460,026	145,463,721
第8期計算期間 自 平成19年11月17日 至 平成20年11月17日	137,224,917	61,849,042
第9期計算期間 自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日	103,315,854	55,368,032
第10期計算期間 自 平成21年11月17日 至 平成22年11月16日	83,425,083	61,901,125
第11期計算期間 自 平成22年11月17日 至 平成23年11月16日	78,127,732	59,405,423
第12期計算期間 自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日	65,071,000	114,226,249
第13期計算期間 自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日	59,432,730	157,682,289

（注）本邦以外において設定及び解約の実績はありません。

< J A 資産設計ファンド（成長型） >

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第4期計算期間 自 平成15年11月18日 至 平成16年11月16日	135,866,606	120,708,954
第5期計算期間 自 平成16年11月17日 至 平成17年11月16日	84,565,904	104,392,581
第6期計算期間 自 平成17年11月17日 至 平成18年11月16日	240,791,941	138,083,810
第7期計算期間 自 平成18年11月17日 至 平成19年11月16日	248,940,400	170,480,017
第8期計算期間 自 平成19年11月17日 至 平成20年11月17日	154,076,291	90,061,594
第9期計算期間 自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日	128,464,993	39,944,901
第10期計算期間 自 平成21年11月17日 至 平成22年11月16日	100,174,870	57,098,062
第11期計算期間 自 平成22年11月17日 至 平成23年11月16日	94,131,504	75,866,300
第12期計算期間 自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日	74,176,597	100,828,715
第13期計算期間 自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日	58,367,539	260,552,793

（注）本邦以外において設定及び解約の実績はありません。

< J A 資産設計ファンド（積極型） >

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第4期計算期間 自 平成15年11月18日 至 平成16年11月16日	164,037,274	96,401,483
第5期計算期間 自 平成16年11月17日 至 平成17年11月16日	102,522,020	208,778,511
第6期計算期間 自 平成17年11月17日 至 平成18年11月16日	157,202,510	72,578,483
第7期計算期間 自 平成18年11月17日 至 平成19年11月16日	193,950,332	142,600,780
第8期計算期間 自 平成19年11月17日 至 平成20年11月17日	171,514,467	65,393,537
第9期計算期間 自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日	129,369,362	39,544,227
第10期計算期間 自 平成21年11月17日 至 平成22年11月16日	100,729,146	76,610,148
第11期計算期間 自 平成22年11月17日 至 平成23年11月16日	89,555,835	53,911,831
第12期計算期間 自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日	79,368,846	62,535,135
第13期計算期間 自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日	62,096,723	210,376,893

（注）本邦以外において設定及び解約の実績はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。

継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（2）取得申込

< 通常の申込 > の場合

（イ）当ファンドの取得申込については、原則として午後3時までに取得の申し込みが行われ、かつ、当該取得申込の受け付けに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の申し込みとします。

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ロ）当ファンドは、収益分配を行った場合、税金を差し引いた後、収益分配金を無手数料で再投資を行う「分配金再投資（累積投資）」専用のファンドです。

このため、取得申込者は、販売会社との間で、「J A資産設計ファンド累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

（ハ）当ファンドを保有している場合、スイッチングの申し込みを受け付けます。スイッチングの申し込みの際は、一部解約の実行を請求するファンドと取得申込を行うファンドをご指示ください。

この場合の一部解約の実行の請求と取得申込は、通常の場合と同様となりますが、申込単位は1口単位とし、申込手数料はかかりません。

（ニ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

< 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

確定拠出年金制度に係る手続きが必要になります。

（3）申込単位

< 通常の申込 > の場合

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、スイッチングによる取得申込の場合および収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

< 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

各ファンドにつき、1円以上1円単位とします。

（4）申込手数料

< 通常の申込 > の場合

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.575%^{*}（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

^{*}消費税率が8%となる平成26年4月1日適用分から、1.62%となります。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

スイッチングによる取得申込の場合および収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

< 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

（5）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

（1）一部解約申込

< 通常の申込 > の場合

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（スイッチングによる一部解約の実行の請求の場合を含みます。）

（ロ）原則として午後3時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該一部解約の実行の請求の受け付けに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の一部解約の実行の請求として受け付けるものとします。

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

信託財産の資産管理を円滑に行うために、大口の一部解約の実行の請求の場合は別途制限を設ける場合があります。

（ハ）委託者は、金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できません。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記（2）に準じて計算された価額とします。

(二) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

< 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

確定拠出年金制度に係る手続きに従います。

(2) 解約価額

解約価額¹は、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額²（当該基準価額に0.20%を乗じて得た額）を差し引いた価額となります。

1 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.20%)

2 「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 < フリーダイヤル > 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 < ホームページアドレス > <http://www.ja-asset.co.jp/>

(3) 一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a. 基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第7条））

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

また、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。約款第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

b. 主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
-------	------

親投資信託 受益証券	時価により評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
株式	原則として、時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所または外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）もしくは第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。
公社債等	原則として、時価により評価しております。 時価は、以下のいずれかから入手した価額によっております。 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用いたしません。） 価格情報会社の提供する価額 (注) 残存期間が1年以内の組入公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

c. 基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。

（JA資産設計ファンド（安定型）の表示は、「JA安定」です。）

（JA資産設計ファンド（成長型）の表示は、「JA成長」です。）

（JA資産設計ファンド（積極型）の表示は、「JA積極」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間（約款第3条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第48条第7項、第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託契約終了の日まで）とします。

（4）【計算期間】

信託の計算期間（約款第38条）

a. この信託の計算期間は、原則として毎年11月17日から翌年11月16日までとします。

ただし、第1計算期間は、平成13年2月20日から平成13年11月16日までとします。

b. 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第3条に定める信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

a. 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

(イ) 信託契約の一部解約(約款第48条第7項から第12項)

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から上記までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 信託契約の解約(約款第49条)

委託者は、約款第3条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、こ

の信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から上記までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(八) 信託契約に関する監督官庁の命令(約款第50条第1項)

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

(二) 委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い(約款第51条)

委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第54条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者の辞任および解任に伴う取り扱い(約款第53条)

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第54条の規定に従い、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令(約款第50条第2項)

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第54条の規定に従います。

(ロ) 信託約款の変更(約款第54条)

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る

知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託約款の変更をしません。

委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. その他の契約の変更

< 募集・販売の取扱い等に関する契約 >

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

< 運用の権限委託に関する契約 >

親投資信託の運用における投資顧問会社との投資運用委託契約は、親投資信託の信託期間終了まで継続します。

ただし、委託者、投資顧問会社が法令等に違反したとき、重大な契約違反を行ったとき、その他契約を継続することが困難となった場合には、相手方に通知を行うことにより契約の終了又は契約内容の変更を行うことができます。

上記の終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d. 運用報告書等

< 運用報告書 >

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎に運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

< 有価証券報告書および半期報告書 >

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の5第1項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

< 臨時報告書 >

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第52条）

委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 公告（約款第56条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第57条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

h. 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

（イ）収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

当ファンドの収益分配金は、原則として自動的に再投資されます。

受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金（委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金を除きます。）が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、累積投資契約に基づき、各受益者に対し遅滞なく、収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（ハ）買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

(注) 金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約金は、約款第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(二) 反対者の買取請求権(約款第55条)

約款第48条もしくは約款第49条に規定する信託契約の解約または約款第54条に規定する信託約款の変更を行う場合において、約款第48条第9項および約款第49条第3項または約款第54条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は当該請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

上記の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(ホ) 投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権(投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項)

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間（平成24年11月17日から平成25年11月18日まで）の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。

1【財務諸表】

【JA資産設計ファンド（安定型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 (平成24年11月16日現在)	第13期 (平成25年11月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,628,489	29,362,803
親投資信託受益証券	593,919,253	584,665,778
未収入金	615,687	13,341,824
未収利息	39	35
流動資産合計	619,163,468	627,370,440
資産合計	619,163,468	627,370,440
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	8,764,549
未払解約金	2,960,925	2,540,333
未払受託者報酬	329,620	339,990
未払委託者報酬	2,966,525	3,059,887
その他未払費用	19,790	20,187
流動負債合計	6,276,860	14,724,946
負債合計	6,276,860	14,724,946
純資産の部		
元本等		
元本	613,811,287	515,561,728
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	924,679	97,083,766
（分配準備積立金）	12,178,128	74,209,106
元本等合計	612,886,608	612,645,494
純資産合計	612,886,608	612,645,494
負債純資産合計	619,163,468	627,370,440

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 自平成23年11月17日 至平成24年11月16日	第13期 自平成24年11月17日 至平成25年11月18日
営業収益		
受取利息	15,559	14,190
有価証券売買等損益	34,559,317	126,768,418
営業収益合計	34,574,876	126,782,608
営業費用		
受託者報酬	664,207	676,986
委託者報酬	5,977,767	6,092,771
その他費用	19,790	20,187
営業費用合計	6,661,764	6,789,944
営業利益	27,913,112	119,992,664
経常利益	27,913,112	119,992,664
当期純利益	27,913,112	119,992,664
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	3,315,403	20,654,629
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	29,542,431	924,679
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,029,244	8,110,795
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,029,244	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	8,110,795
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,009,201	675,836
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	675,836
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,009,201	-
分配金	-	8,764,549
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	924,679	97,083,766

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は平成24年11月17日から平成25年11月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第12期 (平成24年11月16日現在)	第13期 (平成25年11月18日現在)
1. 計算期間末日における 受益権の総数	613,811,287口	515,561,728口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は924,679円であります。	
3. 計算期間の末日における一 単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	0.9985円 (9,985円)	1.1883円 (11,883円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

<p style="text-align: center;">第12期 （自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日）</p>	<p style="text-align: center;">第13期 （自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日）</p>
<p>1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額</p> <p>計算期間を通じて毎日、J A 海外株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額及び、J A 海外債券マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,228円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（61,692,928円）及び分配準備積立金（12,165,900円）より、分配対象収益は73,871,056円（一万口当たり1,203.48円）であります。基準価額水準、市況動向等を勘案し、分配は行っておりません。</p>	<p>1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額</p> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,847,845円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（64,871,936円）、信託約款に規定される収益調整金（52,933,471円）及び分配準備積立金（9,253,874円）より、分配対象収益は135,907,126円（一万口当たり2,636.10円）であり、うち8,764,549円（一万口当たり170円）を分配いたしました。</p>

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

<p style="text-align: center;">第12期 （自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日）</p>	<p style="text-align: center;">第13期 （自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日）</p>
<p>(1)金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2)金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権であります。 当ファンドが保有する有価証券は全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 1.運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスク等に晒されています。</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制 フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。</p>	<p>(1)金融商品に対する取組方針 同 左</p> <p>(2)金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同 左</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制 同 左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第12期 (平成24年11月16日現在)	第13期 (平成25年11月18日現在)
<p>(1)貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2)時価の算定方法 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。</p> <p>(3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>(1)貸借対照表計上額、時価及び差額 同 左</p> <p>(2)時価の算定方法 親投資信託受益証券 同 左 コール・ローン等の金銭債権 同 左</p> <p>(3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同 左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第12期 (自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日)	第13期 (自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第12期 (自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日)		第13期 (自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日)	
期首元本額	662,966,536円	期首元本額	613,811,287円
期中追加設定元本額	65,071,000円	期中追加設定元本額	59,432,730円
期中一部解約元本額	114,226,249円	期中一部解約元本額	157,682,289円

2. 売買目的有価証券

種類	第12期 (平成24年11月16日現在)	第13期 (平成25年11月18日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	32,182,778	92,287,990
合計	32,182,778	92,287,990

3. デリバティブ取引関係

第12期 (平成24年11月16日現在)	第13期 (平成25年11月18日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	J A 日本株式マザーファンド	109,389,351	133,772,237	
	J A 日本債券マザーファンド	275,631,872	351,651,142	
	J A 海外株式マザーファンド	42,057,502	68,385,498	
	J A 海外債券マザーファンド	12,677,966	30,856,901	
合計		439,756,691	584,665,778	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【JA資産設計ファンド（成長型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期 (平成24年11月16日現在)	第13期 (平成25年11月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	31,028,476	37,862,986
親投資信託受益証券	755,523,646	778,549,972
未収入金	895,008	18,714,437
未収利息	50	45
流動資産合計	787,447,180	835,127,440
資産合計	787,447,180	835,127,440
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	11,830,927
未払解約金	1,288,160	27,860,771
未払受託者報酬	411,415	448,696
未払委託者報酬	4,114,094	4,486,810
その他未払費用	24,575	26,846
流動負債合計	5,838,244	44,654,050
負債合計	5,838,244	44,654,050
純資産の部		
元本等		
元本	824,865,628	622,680,374
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	43,256,692	167,793,016
（分配準備積立金）	35,390,946	133,205,396
元本等合計	781,608,936	790,473,390
純資産合計	781,608,936	790,473,390
負債純資産合計	787,447,180	835,127,440

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 自平成23年11月17日 至平成24年11月16日	第13期 自平成24年11月17日 至平成25年11月18日
営業収益		
受取利息	19,218	18,734
有価証券売買等損益	56,086,588	270,790,918
営業収益合計	56,105,806	270,809,652
営業費用		
受託者報酬	823,179	898,939
委託者報酬	8,231,677	8,989,225
その他費用	24,575	26,846
営業費用合計	9,079,431	9,915,010
営業利益	47,026,375	260,894,642
経常利益	47,026,375	260,894,642
当期純利益	47,026,375	260,894,642
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	3,912,075	59,498,506
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	92,189,967	43,256,692
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,848,665	21,484,499
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,848,665	11,744,318
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	9,740,181
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,029,690	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,029,690	-
分配金	-	11,830,927
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	43,256,692	167,793,016

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は平成24年11月17日から平成25年11月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第12期 (平成24年11月16日現在)	第13期 (平成25年11月18日現在)
1. 計算期間末日における 受益権の総数	824,865,628口	622,680,374口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は43,256,692円であります。	
3. 計算期間の末日における一 単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	0.9476円 (9,476円)	1.2695円 (12,695円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12期 （自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日）	第13期 （自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日）
<p>1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額</p> <p>計算期間を通じて毎日、J A 海外株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額及び、J A 海外債券マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（15,586円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（157,742,631円）及び分配準備積立金（35,375,360円）より、分配対象収益は193,133,577円（一万口当たり2,341.39円）であります。基準価額水準、市況動向等を勘案し、分配は行っておりません。</p>	<p>1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額</p> <p>同 左</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,225,044円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（108,051,955円）、信託約款に規定される収益調整金（121,214,545円）及び分配準備積立金（24,759,324円）より、分配対象収益は266,250,868円（一万口当たり4,275.88円）であり、うち11,830,927円（一万口当たり190円）を分配いたしました。</p>

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

<p style="text-align: center;">第12期 （自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日）</p>	<p style="text-align: center;">第13期 （自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日）</p>
<p>(1)金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2)金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権であります。 当ファンドが保有する有価証券は全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 1.運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスク等に晒されています。</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制 フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。</p>	<p>(1)金融商品に対する取組方針 同 左</p> <p>(2)金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同 左</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制 同 左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第12期 (平成24年11月16日現在)	第13期 (平成25年11月18日現在)
<p>(1)貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2)時価の算定方法 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。</p> <p>(3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>(1)貸借対照表計上額、時価及び差額 同 左</p> <p>(2)時価の算定方法 親投資信託受益証券 同 左 コール・ローン等の金銭債権 同 左</p> <p>(3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同 左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第12期 (自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日)	第13期 (自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第12期 (自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日)		第13期 (自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日)	
期首元本額	851,517,746円	期首元本額	824,865,628円
期中追加設定元本額	74,176,597円	期中追加設定元本額	58,367,539円
期中一部解約元本額	100,828,715円	期中一部解約元本額	260,552,793円

2. 売買目的有価証券

種類	第12期 (平成24年11月16日現在)	第13期 (平成25年11月18日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	54,057,584	189,080,139
合計	54,057,584	189,080,139

3. デリバティブ取引関係

第12期 (平成24年11月16日現在)	第13期 (平成25年11月18日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	J A 日本株式マザーファンド	251,726,082	307,835,825	
	J A 日本債券マザーファンド	204,853,180	261,351,687	
	J A 海外株式マザーファンド	82,377,637	133,946,037	
	J A 海外債券マザーファンド	30,985,835	75,416,423	
合計		569,942,734	778,549,972	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【JA資産設計ファンド（積極型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期 (平成24年11月16日現在)	第13期 (平成25年11月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,204,944	48,723,790
親投資信託受益証券	707,797,554	840,643,533
未収入金	2,639,862	21,353,730
未収利息	47	58
流動資産合計	739,642,407	910,721,111
資産合計	739,642,407	910,721,111
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	13,943,430
未払解約金	2,778,804	2,944,098
未払受託者報酬	376,598	480,547
未払委託者報酬	4,519,192	5,766,489
その他未払費用	22,287	27,806
流動負債合計	7,696,881	23,162,370
負債合計	7,696,881	23,162,370
純資産の部		
元本等		
元本	845,451,709	697,171,539
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	113,506,183	190,387,202
（分配準備積立金）	58,638,932	174,954,183
元本等合計	731,945,526	887,558,741
純資産合計	731,945,526	887,558,741
負債純資産合計	739,642,407	910,721,111

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 自平成23年11月17日 至平成24年11月16日	第13期 自平成24年11月17日 至平成25年11月18日
営業収益		
受取利息	17,575	19,560
有価証券売買等損益	61,070,793	356,411,660
営業収益合計	61,088,368	356,431,220
営業費用		
受託者報酬	747,158	930,818
委託者報酬	8,965,858	11,169,665
その他費用	22,287	27,806
営業費用合計	9,735,303	12,128,289
営業利益	51,353,065	344,302,931
経常利益	51,353,065	344,302,931
当期純利益	51,353,065	344,302,931
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	3,010,306	61,013,072
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	162,075,156	113,506,183
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,181,355	34,546,956
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,181,355	26,429,137
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	8,117,819
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,955,141	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,955,141	-
分配金	-	13,943,430
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	113,506,183	190,387,202

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は平成24年11月17日から平成25年11月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第12期 (平成24年11月16日現在)	第13期 (平成25年11月18日現在)
1. 計算期間末日における 受益権の総数	845,451,709口	697,171,539口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は113,506,183円であります。	
3. 計算期間の末日における一 単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	0.8657円 (8,657円)	1.2731円 (12,731円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

<p style="text-align: center;">第12期 （自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日）</p>	<p style="text-align: center;">第13期 （自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日）</p>
<p>1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 計算期間を通じて毎日、J A 海外株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額及び、J A 海外債券マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。</p> <p>2. 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,654円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（206,650,090円）及び分配準備積立金（58,624,278円）より、分配対象収益は265,289,022円（一万口当たり3,137.84円）であります。基準価額水準、市況動向等を勘案し、分配は行っておりません。</p>	<p>1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同 左</p> <p>2. 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,065,432円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（130,086,747円）、信託約款に規定される収益調整金（174,208,629円）及び分配準備積立金（44,745,434円）より、分配対象収益は363,106,242円（一万口当たり5,208.28円）であり、うち13,943,430円（一万口当たり200円）を分配いたしました。</p>

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

<p style="text-align: center;">第12期 （自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日）</p>	<p style="text-align: center;">第13期 （自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日）</p>
<p>(1)金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2)金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権であります。 当ファンドが保有する有価証券は全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 1.運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスク等に晒されています。</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制 フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。</p>	<p>(1)金融商品に対する取組方針 同 左</p> <p>(2)金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同 左</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制 同 左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第12期 (平成24年11月16日現在)	第13期 (平成25年11月18日現在)
<p>(1)貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2)時価の算定方法 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。</p> <p>(3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>(1)貸借対照表計上額、時価及び差額 同 左</p> <p>(2)時価の算定方法 親投資信託受益証券 同 左 コール・ローン等の金銭債権 同 左</p> <p>(3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同 左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第12期 (自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日)	第13期 (自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第12期 (自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日)		第13期 (自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日)	
期首元本額	828,617,998円	期首元本額	845,451,709円
期中追加設定元本額	79,368,846円	期中追加設定元本額	62,096,723円
期中一部解約元本額	62,535,135円	期中一部解約元本額	210,376,893円

2. 売買目的有価証券

種類	第12期 (平成24年11月16日現在)	第13期 (平成25年11月18日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	59,820,521	263,688,540
合計	59,820,521	263,688,540

3. デリバティブ取引関係

第12期 (平成24年11月16日現在)	第13期 (平成25年11月18日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	J A 日本株式マザーファンド	315,610,606	385,960,210	
	J A 日本債券マザーファンド	105,964,854	135,189,960	
	J A 海外株式マザーファンド	143,467,145	233,277,577	
	J A 海外債券マザーファンド	35,422,896	86,215,786	
合計		600,465,501	840,643,533	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考情報）

当ファンドは、「J A日本株式マザーファンド」受益証券、「J A日本債券マザーファンド」受益証券、「J A海外株式マザーファンド」受益証券及び「J A海外債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「J A日本株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

区分	(平成24年11月16日現在)	(平成25年11月18日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	23,915,588	77,352,104
株式	17,338,703,500	22,963,298,100
未収入金	220,145,147	271,728,201
未収配当金	182,838,850	166,733,300
未収利息	38	93
流動資産合計	17,765,603,123	23,479,111,798
資産合計	17,765,603,123	23,479,111,798
負債の部		
流動負債		
未払金	222,813,397	248,192,415
未払解約金	1,709,819	24,838,461
流動負債合計	224,523,216	273,030,876
負債合計	224,523,216	273,030,876
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	25,232,081,207	18,975,784,032
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	7,691,001,300	4,230,296,890
純資産合計	17,541,079,907	23,206,080,922
負債・純資産合計	17,765,603,123	23,479,111,798

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成24年11月16日現在)	(平成25年11月18日現在)
1. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	25,232,081,207口	18,975,784,032口
2. 元本の欠損	<p>貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,691,001,300円でありませ</p>	
3. 本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における一単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	<p>0.6952円 (6,952円)</p>	<p>1.2229円 (12,229円)</p>

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日）	（自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日）
<p>(1)金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2)金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等でありま す。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)1.運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、流動性リスク等に晒されています。</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制 フロント部門では、トラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水 準を管理しています。また、資産ポートフォリオ 委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管 理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニ タリングや定期的なフィードバックを行ないフロ ント部門を牽制しております。法令等のルールや 組織的に決定された運用計画に従って運用される よう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を 開催してこれらの遵守状況を検証しております。 また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・ 管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催して これらの管理状況を検証しております。</p>	<p>(1)金融商品に対する取組方針 同 左</p> <p>(2)金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同 左</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制 同 左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

(平成24年11月16日現在)	(平成25年11月18日現在)
<p>(1)貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2)時価の算定方法 株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。</p> <p>(3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>(1)貸借対照表計上額、時価及び差額 同 左</p> <p>(2)時価の算定方法 株式 同 左 コール・ローン等の金銭債権 同 左</p> <p>(3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同 左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日)	(自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

（自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日）		（自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日）	
本書における開示対象ファンドの期首における当該マ ザーファンドの元本額	25,243,688,829円	本書における開示対象ファンドの期首における当該マ ザーファンドの元本額	25,232,081,207円
同期中における追加設定元本額	1,732,365,485円	同期中における追加設定元本額	1,817,544,050円
同期中における一部解約元本額	1,743,973,107円	同期中における一部解約元本額	8,073,841,225円
同期末における元本の内訳		同期末における元本の内訳	
JA日本株式ファンド	757,594,551円	JA日本株式ファンド	586,084,966円
JA資産設計ファンド（安定型）	173,748,001円	JA資産設計ファンド（安定型）	109,389,351円
JA資産設計ファンド（成長型）	393,143,441円	JA資産設計ファンド（成長型）	251,726,082円
JA資産設計ファンド（積極型）	470,929,453円	JA資産設計ファンド（積極型）	315,610,606円
JA日本株式私募ファンド（適格機関投資家専用）	9,353,071,043円	JA日本株式私募ファンド（適格機関投資家専用）	9,172,349,182円
JAグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	14,083,594,718円	JAグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	8,540,623,845円
合計	25,232,081,207円	合計	18,975,784,032円

2. 売買目的有価証券

種類	（平成24年11月16日現在）	（平成25年11月18日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
株式	139,745,290	2,032,813,859
合計	139,745,290	2,032,813,859

3. デリバティブ取引関係

（平成24年11月16日現在）	（平成25年11月18日現在）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

株式

別紙参照。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

有価証券明細表（株式）

銘柄名	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
アサヒグループホールディングス	46,600	2,745.00	127,917,000	
キリンホールディングス	136,000	1,528.00	207,808,000	
コカ・コーラウエスト	24,900	2,238.00	55,726,200	
味の素	137,000	1,444.00	197,828,000	
日本たばこ産業	97,200	3,705.00	360,126,000	
信越化学工業	69,100	5,950.00	411,145,000	
大陽日酸	159,000	640.00	101,760,000	
三菱瓦斯化学	212,000	814.00	172,568,000	
日本合成化学工業	76,000	936.00	71,136,000	
花王	65,600	3,390.00	222,384,000	
日本ペイント	108,000	1,674.00	180,792,000	
日東電工	11,500	5,340.00	61,410,000	
武田薬品工業	50,600	4,815.00	243,639,000	
アステラス製薬	55,000	6,210.00	341,550,000	
塩野義製薬	40,800	2,291.00	93,472,800	
日本新薬	34,000	1,774.00	60,316,000	
沢井製薬	8,000	6,900.00	55,200,000	
J Xホールディングス	449,800	524.00	235,695,200	
太平洋セメント	489,000	428.00	209,292,000	
新日鐵住金	734,000	337.00	247,358,000	
三井金属鉱業	831,000	280.00	232,680,000	
D O W Aホールディングス	263,000	1,008.00	265,104,000	
フジクラ	352,000	463.00	162,976,000	
S U M C O	43,300	895.00	38,753,500	
L I X I Lグループ	61,400	2,500.00	153,500,000	
S M C	13,600	23,110.00	314,296,000	
クボタ	43,000	1,670.00	71,810,000	
荏原製作所	273,000	606.00	165,438,000	
ダイキン工業	69,300	6,190.00	428,967,000	
三菱重工業	307,000	632.00	194,024,000	
日立製作所	531,000	700.00	371,700,000	
東芝	262,000	419.00	109,778,000	
三菱電機	243,000	1,137.00	276,291,000	
日本電産	50,500	9,140.00	461,570,000	
ソニー	119,100	1,862.00	221,764,200	
ヒロセ電機	15,100	14,950.00	225,745,000	
横河電機	86,600	1,408.00	121,932,800	
堀場製作所	16,000	3,565.00	57,040,000	
ファナック	7,000	16,640.00	116,480,000	
京セラ	45,400	5,150.00	233,810,000	
村田製作所	44,000	8,110.00	356,840,000	
東京エレクトロン	26,500	5,510.00	146,015,000	
デンソー	79,100	4,870.00	385,217,000	

有価証券明細表（株式）

銘柄名	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
川崎重工業	138,000	411.00	56,718,000	
トヨタ自動車	100,700	6,350.00	639,445,000	
本田技研工業	302,800	4,140.00	1,253,592,000	
富士重工業	263,900	2,816.00	743,142,400	
ニコン	127,800	1,764.00	225,439,200	
フジシールインターナショナル	44,200	3,335.00	147,407,000	
ヤマハ	211,100	1,535.00	324,038,500	
ビジョン	46,100	5,150.00	237,415,000	
東京電力	91,000	557.00	50,687,000	
中部電力	101,500	1,423.00	144,434,500	
関西電力	104,600	1,217.00	127,298,200	
九州電力	34,500	1,383.00	47,713,500	
東京瓦斯	300,000	514.00	154,200,000	
東日本旅客鉄道	66,900	8,510.00	569,319,000	
西日本旅客鉄道	20,700	4,450.00	92,115,000	
日本通運	490,000	523.00	256,270,000	
日本郵船	539,000	307.00	165,473,000	
A N Aホールディングス	316,000	211.00	66,676,000	
フジ・メディア・ホールディングス	124,300	2,129.00	264,634,700	
日本電信電話	48,700	5,310.00	258,597,000	
N T Tドコモ	382,000	1,605.00	613,110,000	
ソフトバンク	59,700	7,770.00	463,869,000	
三井物産	235,100	1,413.00	332,196,300	
三菱商事	339,200	2,015.00	683,488,000	
アダストリアホールディングス	8,300	4,395.00	36,478,500	
三越伊勢丹ホールディングス	127,400	1,498.00	190,845,200	
セブン&アイ・ホールディングス	56,500	3,765.00	212,722,500	
良品計画	42,700	10,090.00	430,843,000	
ゼビオ	39,600	2,142.00	84,823,200	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,406,800	664.00	934,115,200	
三井住友フィナンシャルグループ	173,600	5,170.00	897,512,000	
みずほフィナンシャルグループ	2,719,700	220.00	598,334,000	
野村ホールディングス	540,600	797.00	430,858,200	
N K S Jホールディングス	64,900	2,696.00	174,970,400	
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	63,400	2,738.00	173,589,200	
オリックス	294,900	1,795.00	529,345,500	
三井不動産	199,000	3,495.00	695,505,000	
三菱地所	109,000	2,890.00	315,010,000	
住友不動産	88,000	4,990.00	439,120,000	
ケネディクス	236,400	563.00	133,093,200	
合計	17,444,600		22,963,298,100	

[次へ](#)

「J A日本債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	(平成24年11月16日現在)	(平成25年11月18日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	804,198,720	559,158,927
国債証券	37,338,619,500	33,728,894,000
地方債証券	2,747,711,000	5,530,240,520
特殊債券	4,391,981,000	7,790,288,900
社債券	7,947,624,000	5,344,260,000
未収入金		1,462,377,000
未収利息	222,086,188	204,332,030
前払費用	6,957,256	29,504,853
流動資産合計	53,459,177,664	54,649,056,230
資産合計	53,459,177,664	54,649,056,230
負債の部		
流動負債		
未払金		1,179,332,000
未払解約金	1,579,358	19,009,918
流動負債合計	1,579,358	1,198,341,918
負債合計	1,579,358	1,198,341,918
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	42,790,987,157	41,895,948,580
剰余金		
剰余金	10,666,611,149	11,554,765,732
純資産合計	53,457,598,306	53,450,714,312
負債・純資産合計	53,459,177,664	54,649,056,230

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価は、以下のいずれかから入手した価額によっております。</p> <p>(1) 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） (2) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） (3) 価格情報会社の提供する価額</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成24年11月16日現在)	(平成25年11月18日現在)
1. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	42,790,987,157口	41,895,948,580口
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における一単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.2493円 (12,493円)	1.2758円 (12,758円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日）	（自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日）
<p>(1)金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2)金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等でありませす。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 1.運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されています。</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制 フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。</p>	<p>(1)金融商品に対する取組方針 同 左</p> <p>(2)金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同 左</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制 同 左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

(平成24年11月16日現在)	(平成25年11月18日現在)
<p>(1)貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2)時価の算定方法 国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。</p> <p>(3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>(1)貸借対照表計上額、時価及び差額 同 左</p> <p>(2)時価の算定方法 国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 同 左 コール・ローン等の金銭債権 同 左</p> <p>(3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同 左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日)	(自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

（自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日）	（自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日）
本書における開示対象ファンドの期首における当該マ ザーファンドの元本額 43,095,311,420円	本書における開示対象ファンドの期首における当該マ ザーファンドの元本額 42,790,987,157円
同期中における追加設定元本額 1,828,832,356円	同期中における追加設定元本額 6,392,224,739円
同期中における一部解約元本額 2,133,156,619円	同期中における一部解約元本額 7,287,263,316円
同期末における元本の内訳	同期末における元本の内訳
JA日本債券ファンド 851,666,206円	JA日本債券ファンド 764,202,825円
JA資産設計ファンド（安定型） 293,118,795円	JA資産設計ファンド（安定型） 275,631,872円
JA資産設計ファンド（成長型） 212,876,420円	JA資産設計ファンド（成長型） 204,853,180円
JA資産設計ファンド（積極型） 90,110,663円	JA資産設計ファンド（積極型） 105,964,854円
JA日本債券私募ファンド（適格機関投資家専用） 8,451,596,955円	JA日本債券私募ファンド（適格機関投資家専用） 8,324,005,385円
JAグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用） 32,891,618,118円	JAグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用） 32,221,290,464円
合計 42,790,987,157円	合計 41,895,948,580円

2. 売買目的有価証券

種類	（平成24年11月16日現在）	（平成25年11月18日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
国債証券	176,260,000	328,364,500
地方債証券	3,973,500	45,883,960
特殊債券	15,090,000	64,310,650
社債券	27,572,000	34,396,000
合計	167,751,500	472,955,110

3. デリバティブ取引関係

（平成24年11月16日現在）	（平成25年11月18日現在）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

別紙参照。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

有価証券明細表（株式以外の有価証券）

種類	銘柄名	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	第322回利付国債（2年）	1,500,000,000	1,500,210,000	
国債証券	第113回利付国債（5年）	300,000,000	301,428,000	
国債証券	第5回利付国債（40年）	400,000,000	429,840,000	
国債証券	第269回利付国債（10年）	1,600,000,000	1,625,792,000	
国債証券	第280回利付国債（10年）	2,700,000,000	2,824,362,000	
国債証券	第286回利付国債（10年）	3,900,000,000	4,129,905,000	
国債証券	第288回利付国債（10年）	1,000,000,000	1,058,860,000	
国債証券	第289回利付国債（10年）	3,200,000,000	3,371,840,000	
国債証券	第298回利付国債（10年）	300,000,000	316,443,000	
国債証券	第300回利付国債（10年）	1,000,000,000	1,067,410,000	
国債証券	第305回利付国債（10年）	900,000,000	955,179,000	
国債証券	第309回利付国債（10年）	1,600,000,000	1,679,888,000	
国債証券	第311回利付国債（10年）	600,000,000	617,808,000	
国債証券	第315回利付国債（10年）	1,300,000,000	1,372,982,000	
国債証券	第320回利付国債（10年）	500,000,000	520,025,000	
国債証券	第325回利付国債（10年）	600,000,000	612,372,000	
国債証券	第21回利付国債（30年）	200,000,000	226,352,000	
国債証券	第26回利付国債（30年）	200,000,000	230,706,000	
国債証券	第27回利付国債（30年）	300,000,000	352,359,000	
国債証券	第30回利付国債（30年）	350,000,000	398,468,000	
国債証券	第32回利付国債（30年）	450,000,000	513,585,000	
国債証券	第37回利付国債（30年）	300,000,000	316,197,000	
国債証券	第26回利付国債（20年）	1,200,000,000	1,244,436,000	
国債証券	第70回利付国債（20年）	300,000,000	352,671,000	
国債証券	第72回利付国債（20年）	800,000,000	917,392,000	
国債証券	第77回利付国債（20年）	400,000,000	455,536,000	
国債証券	第95回利付国債（20年）	400,000,000	470,044,000	
国債証券	第103回利付国債（20年）	1,200,000,000	1,404,768,000	
国債証券	第107回利付国債（20年）	700,000,000	798,819,000	
国債証券	第113回利付国債（20年）	1,100,000,000	1,249,160,000	
国債証券	第124回利付国債（20年）	600,000,000	664,278,000	
国債証券	第132回利付国債（20年）	500,000,000	523,910,000	
国債証券	第138回利付国債（20年）	700,000,000	707,189,000	
国債証券	第141回利付国債（20年）	500,000,000	518,680,000	
	小計	31,600,000,000	33,728,894,000	

有価証券明細表（株式以外の有価証券）

種類	銘柄名	券面総額（円）	評価額（円）	備考
地方債証券	第623回東京都公募公債	800,000,000	814,784,000	
地方債証券	第627回東京都公募公債	500,000,000	512,620,000	
地方債証券	第8回東京都公募公債	1,000,000,000	1,173,760,000	
地方債証券	第79回大阪府公募公債（5年）	462,000,000	464,208,360	
地方債証券	平成22年度第1回福岡県公募公債（20年）	600,000,000	638,346,000	
地方債証券	平成25年度第4回大阪市公募公債	200,000,000	206,238,000	
地方債証券	平成17年度第10回大阪市公募公債	150,000,000	154,299,000	
地方債証券	平成17年度第11回大阪市公募公債	100,000,000	103,180,000	
地方債証券	第4回横浜市公募公債（30年）	400,000,000	456,840,000	
地方債証券	平成23年度第2回千葉市公募公債	387,000,000	401,969,160	
地方債証券	第45回地方公共団体金融機構債券	600,000,000	603,996,000	
	小計	5,199,000,000	5,530,240,520	
特殊債券	第16回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	801,000,000	815,033,520	
特殊債券	第43回道路債券	200,000,000	228,386,000	
特殊債券	第85回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	531,560,000	
特殊債券	第99回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	568,985,000	
特殊債券	第192回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	513,045,000	
特殊債券	第38回政府保証地方公共団体金融機構債券	600,000,000	612,300,000	
特殊債券	第50回政府保証地方公共団体金融機構債券	1,398,000,000	1,429,189,380	
特殊債券	第858回政府保証公営企業債券	1,000,000,000	1,028,810,000	
特殊債券	第878回政府保証公営企業債券	1,000,000,000	1,063,800,000	
特殊債券	第158号商工債（3年）	1,000,000,000	999,180,000	
	小計	7,499,000,000	7,790,288,900	
社債券	第4回日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	673,314,000	
社債券	第49回一般担保住宅金融支援機構債券	400,000,000	441,484,000	
社債券	第122回一般担保住宅金融支援機構債券	400,000,000	412,660,000	
社債券	第38回中日本高速道路株式会社社債	500,000,000	507,160,000	
社債券	第39回中日本高速道路株式会社社債	600,000,000	617,694,000	
社債券	第134回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債	1,000,000,000	1,006,460,000	
社債券	第72回東日本旅客鉄道株式会社社債	100,000,000	105,378,000	
社債券	第60回日本電信電話株式会社電信電話債券	1,000,000,000	1,055,750,000	
社債券	第61回日本電信電話株式会社電信電話債券	500,000,000	524,360,000	
	小計	5,100,000,000	5,344,260,000	
	合計	49,398,000,000	52,393,683,420	

次へ

「J A海外株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	(平成24年11月16日現在)	(平成25年11月18日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	880,223,329	524,311,467
コール・ローン	102,677,583	94,252,812
株式	15,371,466,072	21,555,650,057
派生商品評価勘定	2,374,835	-
未収入金	47,341,050	-
未収配当金	18,118,251	34,744,566
未収利息	165	113
流動資産合計	16,422,201,285	22,208,959,015
資産合計	16,422,201,285	22,208,959,015
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,539,647	-
未払金	507,735,364	-
未払解約金	1,153,733	11,856,974
流動負債合計	511,428,744	11,856,974
負債合計	511,428,744	11,856,974
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	15,848,487,808	13,651,071,361
剰余金		
剰余金	62,284,733	8,546,030,680
純資産合計	15,910,772,541	22,197,102,041
負債・純資産合計	16,422,201,285	22,208,959,015

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>外貨建取引等の会計処理 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成24年11月16日現在)	(平成25年11月18日現在)
1. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	15,848,487,808口	13,651,071,361口
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における一単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.0039円 (10,039円)	1.6260円 (16,260円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日）	（自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日）
<p>(1)金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2)金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、投資信託財産に属する外貨建資産について、実需に対応し効率的な運用に資することを目的として行っております。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）1.運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスク等に晒されています。</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制 フロント部門では、トラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準や、国別配分・業種別配分等のリスク配分の分散状況を管理しています。また、各銘柄の保有ウエイトや業種配分が、個別ファンド運用会議で定められた方針の範囲内となるよう、管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。</p>	<p>(1)金融商品に対する取組方針 同 左</p> <p>(2)金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同 左</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制 同 左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

(平成24年11月16日現在)	(平成25年11月18日現在)
<p>(1)貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2)時価の算定方法 株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 為替予約取引 「（2）注記表（その他の注記）3.デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。</p> <p>(3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>(1)貸借対照表計上額、時価及び差額 同 左</p> <p>(2)時価の算定方法 株式 同 左 為替予約取引 コール・ローン等の金銭債権 同 左</p> <p>(3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同 左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日)	(自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

（自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日）		（自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日）	
本書における開示対象ファンドの期首における当該マザーファンドの元本額	16,696,896,374円	本書における開示対象ファンドの期首における当該マザーファンドの元本額	15,848,487,808円
同期中における追加設定元本額	1,854,277,398円	同期中における追加設定元本額	1,122,223,709円
同期中における一部解約元本額	2,702,685,964円	同期中における一部解約元本額	3,319,640,156円
同期末における元本の内訳		同期末における元本の内訳	
JA海外株式ファンド	403,638,886円	JA海外株式ファンド	279,794,129円
JA資産設計ファンド（安定型）	74,384,354円	JA資産設計ファンド（安定型）	42,057,502円
JA資産設計ファンド（成長型）	136,803,183円	JA資産設計ファンド（成長型）	82,377,637円
JA資産設計ファンド（積極型）	189,178,839円	JA資産設計ファンド（積極型）	143,467,145円
JA海外株式私募ファンド（適格機関投資家専用）	8,651,467,653円	JA海外株式私募ファンド（適格機関投資家専用）	8,639,774,912円
JAグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	6,393,014,893円	JAグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	4,463,600,036円
合計	15,848,487,808円	合計	13,651,071,361円

2. 売買目的有価証券

種類	（平成24年11月16日現在）	（平成25年11月18日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
株式	843,684,271	1,068,589,109
合計	843,684,271	1,068,589,109

3.デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(通貨関連)

区分	種類	(平成24年11月16日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	125,350,911		127,890,558	2,539,647
	買建				
	カナダドル	29,623,731		30,330,159	706,428
	英ポンド	19,892,537		20,298,255	405,718
	香港ドル	6,429,569		6,500,294	70,725
	シンガポールドル	69,405,074		70,597,038	1,191,964
合計		250,701,822		255,616,304	164,812

(平成25年11月18日現在)

該当事項はありません。

(注) 時価の算定方法

- 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 本書における開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。
 本書における開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 ・本書における開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 ・本書における開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。
- 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

別紙参照。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

有価証券明細表（株式）

通貨名	銘柄名	株式数	評価額		備考
			単価（当該通貨）	金額（当該通貨）	
米ドル	CHEVRONTXACO CORP	37,021	120.06	4,444,741.26	
	CONOCO PHILLIPS	10,100	73.30	740,330.00	
	HALLIBURTON CO	28,800	56.23	1,619,424.00	
	PATTER-UTI ENERGY INC	192,200	25.09	4,822,298.00	
	PHILLIPS 66	56,100	67.10	3,764,310.00	
	NEW GOLD INC	332,200	5.57	1,850,354.00	
	LOCKHEED MARTIN CORP	19,700	137.45	2,707,765.00	
	RAYTHEON COMPANY	51,000	85.28	4,349,280.00	
	ADT CORP/THE	34,800	43.25	1,505,100.00	
	AVIS BUDGET GROUP INC	47,200	34.97	1,650,584.00	
	ADVANCE AUTO PARTS INC	15,328	99.34	1,522,683.52	
	AUTOZONE INC	12,800	464.08	5,940,224.00	
	DOLLAR TREE INC	75,700	59.91	4,535,187.00	
	ROSS STORES INC	34,100	81.64	2,783,924.00	
	CVS CORP	71,400	65.62	4,685,268.00	
	ALTRIA GROUP INC	21,669	38.00	823,422.00	
	HILLSHIRE BRANDS CO	164,900	32.68	5,388,932.00	
	LORILLARD INC	13,701	52.65	721,357.65	
	MONSTER BEVERAGE CORP	95,700	57.46	5,498,922.00	
	ABBOTT LABORATORIES	15,500	38.05	589,775.00	
	AETNA INC	62,100	65.08	4,041,468.00	
	CIGNA CORP	45,800	83.64	3,830,712.00	
	MCKESSON CORP	15,100	160.15	2,418,265.00	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	46,193	71.87	3,319,890.91	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	35,200	52.42	1,845,184.00	
	ELI LILLY & CO	84,514	51.01	4,311,059.14	
	FOREST LABORATORIES	81,600	51.66	4,215,456.00	
	GILEAD SCIENCES INC	51,854	69.89	3,624,076.06	
	JOHNSON & JOHNSON	10,200	94.39	962,778.00	
	MERCK & CO. INC.	112,000	48.07	5,383,840.00	
	REGENERON PHARMACEUTICALS, INC.	10,700	280.00	2,996,000.00	
	TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	58,000	38.28	2,220,240.00	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	40,314	75.14	3,029,193.96	
	WELLS FARGO & COMPANY	95,700	43.54	4,166,778.00	
	JP MORGAN CHASE & CO	15,369	54.87	843,297.03	
	ACE LTD	30,500	98.70	3,010,350.00	
	ALLIED WORLD ASSURANCE CO	16,379	111.88	1,832,482.52	
	EVEREST RE GROUP LTD	10,784	157.83	1,702,038.72	
	XL GROUP PLC	42,700	31.39	1,340,353.00	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	15,100	62.65	946,015.00	
	MICROSOFT CORP	157,300	37.88	5,958,524.00	
	ORACLE CORP	35,109	34.92	1,226,006.28	
	RED HAT INC	38,900	47.10	1,832,190.00	
	TERADATA CORP	39,800	45.59	1,814,482.00	
VERISIGN INC	33,038	55.65	1,838,564.70		
APPLE INC	3,400	525.08	1,785,272.00		
IDACORP INC	25,600	50.88	1,302,528.00		
OGE ENERGY CORP	15,800	38.35	605,930.00		
PINNACLE WEST CAPITAL	75,500	55.60	4,197,800.00		
INTEL CORP	222,200	24.52	5,448,344.00		
通貨小計				141,992,999.75	
	銘柄数50銘柄	2,856,673		(14,240,477,944)	

有価証券明細表（株式）

通貨名	銘柄名	株式数	評価額		備考
			単価（当該通貨）	金額（当該通貨）	
カナダドル	IMPERIAL OIL LTD	115,200	45.97	5,295,744.00	
	METHANEX CORP	24,700	67.22	1,660,334.00	
	通貨小計	銘柄数2銘柄	139,900		6,956,078.00 (668,409,535)
ユーロ	MAUREL ET PROM	208,913	11.79	2,463,084.27	
	LAFARGE SA	19,948	52.96	1,056,446.08	
	VINCI S.A.	64,396	47.16	3,036,915.36	
	OESTERREICHISCHE POST AG	67,731	36.00	2,438,654.65	
	SCOR SE	44,531	25.79	1,148,677.14	
	E.ON SE	159,470	13.47	2,148,220.37	
	ENDESA S.A.	19,090	21.70	414,253.00	
	EVN AG	7,751	11.60	89,911.60	
	通貨小計	銘柄数8銘柄	591,830		12,796,162.47 (1,729,785,242)
英ポンド	BP PLC	731,078	4.88	3,568,391.71	
	MEGGITT PLC	131,454	5.05	663,842.70	
	BERENDSEN PLC	260,406	9.49	2,471,252.94	
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	122,684	4.98	611,579.74	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	20,289	33.87	687,188.43	
	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	39,036	24.26	947,013.36	
	TATE & LYLE PLC	69,056	8.14	562,461.12	
	ASTRAZENECA PLC	68,327	33.06	2,258,890.62	
	NATIONAL GRID PLC	77,539	7.74	600,151.86	
	通貨小計	銘柄数9銘柄	1,519,869		12,370,772.48 (1,998,745,709)
スイスフラン	SWISS RE AG	48,179	81.50	3,926,588.50	
	通貨小計	銘柄数1銘柄	48,179		3,926,588.50 (430,000,706)
スウェーデンクローネ	SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	140,245	188.80	26,478,256.00	
	通貨小計	銘柄数1銘柄	140,245		26,478,256.00 (399,292,100)
ノルウェークローネ	TELENOR ASA	150,682	152.50	22,979,005.00	
	通貨小計	銘柄数1銘柄	150,682		22,979,005.00 (376,396,101)
デンマーククローネ	DSV A/S	36,080	162.00	5,844,960.00	
	通貨小計	銘柄数1銘柄	36,080		5,844,960.00 (105,910,675)
オーストラリアドル	CHALLENGER LTD	112,029	6.13	686,737.77	
	通貨小計	銘柄数1銘柄	112,029		686,737.77 (64,532,748)
香港ドル	HONGKONG & SHANGHAI HOTELS	578,700	11.90	6,886,530.00	
	HSBC HOLDINGS PLC HKD	447,365	85.60	38,294,444.00	
	CHEUNG KONG HOLDINGS LTD	236,000	121.10	28,579,600.00	
	HYSAN DEVELOPMENT CO	166,000	35.55	5,901,300.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	738,600	21.20	15,658,320.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	95,000	65.20	6,194,000.00	
	WHEELOCK & CO LTD	143,000	38.15	5,455,450.00	
	通貨小計	銘柄数7銘柄	2,404,665		106,969,644.00 (1,383,117,496)

有価証券明細表（株式）

通貨名	銘柄名	株式数	評価額		備考
			単価（当該通貨）	金額（当該通貨）	
シンガポールドル	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	13,000	34.42	447,460.00	
	UOL GROUP LTD	238,000	6.42	1,527,960.00	
	通貨小計	銘柄数2銘柄	251,000		1,975,420.00 (158,981,801)
	合計	銘柄数83銘柄		21,555,650,057 (21,555,650,057)	

有価証券明細表注記

1. 通貨の種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算金額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建証券の邦貨換算金額であり、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨名	銘柄数	組入株式 時価比率(%)	合計金額に 対する比率(%)
米ドル	株式 50銘柄	64.2	66.1
カナダドル	株式 2銘柄	3.0	3.1
ユーロ	株式 8銘柄	7.8	8.0
英ポンド	株式 9銘柄	9.0	9.3
スイスフラン	株式 1銘柄	1.9	2.0
スウェーデンクローネ	株式 1銘柄	1.8	1.9
ノルウェークローネ	株式 1銘柄	1.7	1.7
デンマーククローネ	株式 1銘柄	0.5	0.5
オーストラリアドル	株式 1銘柄	0.3	0.3
香港ドル	株式 7銘柄	6.2	6.4
シンガポールドル	株式 2銘柄	0.7	0.7
合計	株式 83銘柄	97.1	100.0

[次へ](#)

「J A海外債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	(平成24年11月16日現在)	(平成25年11月18日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	932,778,429	529,696,718
コール・ローン	122,006,836	131,103,811
国債証券	13,876,076,117	15,637,432,670
地方債証券	42,053,781	50,297,594
特殊債券	249,568,523	126,970,788
社債券	758,330,282	1,132,709,611
派生商品評価勘定	62,232,645	83,898,600
未収入金	94,924,092	219,954,084
未収利息	92,756,968	120,121,991
前払費用	16,514,664	12,648,999
流動資産合計	16,247,242,337	18,044,834,866
資産合計	16,247,242,337	18,044,834,866
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	62,390,221	67,408,537
未払金	407,313,389	279,197,893
未払解約金	893,935	8,443,556
流動負債合計	470,597,545	355,049,986
負債合計	470,597,545	355,049,986
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	8,189,318,602	7,267,959,318
剰余金		
剰余金	7,587,326,190	10,421,825,562
純資産合計	15,776,644,792	17,689,784,880
負債・純資産合計	16,247,242,337	18,044,834,866

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） 価格提供会社の提供する価額</p> <p>(2) 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>外貨建取引等の会計処理 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成24年11月16日現在)	(平成25年11月18日現在)
1. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	8,189,318,602口	7,267,959,318口
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における一単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.9265円 (19,265円)	2.4339円 (24,339円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日）	（自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日）
<p>(1)金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2)金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）1.運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスク等に晒されています。</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制 フロント部門では、国別配分・通貨配分等のリスク配分の分散状況を管理しています。また、投資ガイドラインや個別ファンド運用会議で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。</p>	<p>(1)金融商品に対する取組方針 同 左</p> <p>(2)金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同 左</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制 同 左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

(平成24年11月16日現在)	(平成25年11月18日現在)
<p>(1)貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2)時価の算定方法 国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 為替予約取引 「（2）注記表（その他の注記）3. デリバティブ取引関係」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。</p> <p>(3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>(1)貸借対照表計上額、時価及び差額 同 左</p> <p>(2)時価の算定方法 国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 同 左 為替予約取引 同 左 コール・ローン等の金銭債権 同 左</p> <p>(3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同 左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日)	(自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

（自 平成23年11月17日 至 平成24年11月16日）		（自 平成24年11月17日 至 平成25年11月18日）	
本書における開示対象ファンドの期首における当該マザーファンドの元本額		本書における開示対象ファンドの期首における当該マザーファンドの元本額	
	9,235,120,982円		8,189,318,602円
同期中における追加設定元本額		同期中における追加設定元本額	
	366,803,515円		193,977,057円
同期中における一部解約元本額		同期中における一部解約元本額	
	1,412,605,895円		1,115,336,341円
同期末における元本の内訳		同期末における元本の内訳	
J A 海外債券ファンド	217,797,723円	J A 海外債券ファンド	155,317,862円
J A 資産設計ファンド（安定型）	16,746,370円	J A 資産設計ファンド（安定型）	12,677,966円
J A 資産設計ファンド（成長型）	40,969,167円	J A 資産設計ファンド（成長型）	30,985,835円
J A 資産設計ファンド（積極型）	40,444,076円	J A 資産設計ファンド（積極型）	35,422,896円
J A 海外債券ファンド（隔月分配型）	112,631,331円	J A 海外債券ファンド（隔月分配型）	81,395,549円
J A 海外債券私募ファンド（適格機関投資家専用）	6,049,194,367円	J A 海外債券私募ファンド（適格機関投資家専用）	5,870,445,786円
J A グローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	1,711,535,568円	J A グローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	1,081,713,424円
合計	8,189,318,602円	合計	7,267,959,318円

2. 売買目的有価証券

種類	（平成24年11月16日現在）	（平成25年11月18日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	50,036,583	92,364,363
地方債証券	262,543	4,630
特殊債券	56,811	568,837
社債券	634,370	3,169,981
合計	49,082,859	96,107,811

3. デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(通貨関連)

区分	種類	(平成24年11月16日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	2,362,916,881		2,398,045,962	35,129,081
	カナダドル	233,297,700		235,479,300	2,181,600
	メキシコペソ	34,341,300		33,898,900	442,400
	ユーロ	418,714,490		419,719,340	1,004,850
	英ポンド	298,610,630		300,666,560	2,055,930
	スイスフラン	30,419,950		30,565,500	145,550
	スウェーデンクローネ	228,814,520		228,433,480	381,040
	ノルウェークローネ	6,203,300		6,261,150	57,850
	デンマーククローネ	46,662,000		46,328,700	333,300
	ポーランドズロチ	14,573,000		14,578,900	5,900
	オーストラリアドル	815,868,280		830,830,860	14,962,580
	ニュージーランドドル	107,719,550		108,750,050	1,030,500
	シンガポールドル	293,253,800		297,613,950	4,360,150
	買建				
	米ドル	2,528,478,520		2,568,678,673	40,200,153
	カナダドル	184,286,456		186,032,700	1,746,244
	メキシコペソ	33,301,275		33,898,900	597,625
	ユーロ	495,594,523		500,263,160	4,668,637
	英ポンド	700,483,428		703,948,373	3,464,945
	スイスフラン	28,708,693		28,843,500	134,807
スウェーデンクローネ	82,082,555		82,119,510	36,955	
ポーランドズロチ	39,281,568		39,301,310	19,742	
オーストラリアドル	666,407,019		673,510,800	7,103,781	
ニュージーランドドル	107,224,425		108,750,050	1,525,625	
南アフリカランド	25,546,939		25,668,100	121,161	
合計		9,782,790,802		9,902,187,728	157,576

区分	種類	（平成25年11月18日現在）			
		契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	1,584,877,790	-	1,626,489,077	41,611,287
	カナダドル	43,370,600	-	43,702,750	332,150
	メキシコペソ	60,009,400	-	61,457,500	1,448,100
	ユーロ	1,022,391,890	-	1,029,589,890	7,198,000
	英ポンド	103,983,000	-	106,609,800	2,626,800
	スイスフラン	130,571,800	-	131,412,000	840,200
	スウェーデンクローネ	122,453,152	-	120,547,190	1,905,962
	ノルウェークローネ	78,490,000	-	77,546,400	943,600
	デンマーククローネ	1,582,875	-	1,585,500	2,625
	オーストラリアドル	106,798,050	-	107,034,600	236,550
	シンガポールドル	520,616,250	-	531,987,170	11,370,920
	買建				
	米ドル	2,190,267,017	-	2,242,953,797	52,686,780
	カナダドル	186,528,851	-	191,427,650	4,898,799
	メキシコペソ	25,785,282	-	26,660,000	874,718
	ユーロ	179,184,271	-	182,349,703	3,165,432
	英ポンド	389,499,933	-	399,625,220	10,125,287
	スイスフラン	77,087,774	-	77,204,550	116,776
	スウェーデンクローネ	27,984,299	-	27,472,610	511,689
	ノルウェークローネ	56,975,291	-	56,523,800	451,491
	デンマーククローネ	9,852,082	-	9,893,520	41,438
	ポーランドズロチ	28,585,568	-	28,699,110	113,542
	オーストラリアドル	274,323,002	-	275,379,370	1,056,368
	シンガポールドル	318,051,949	-	325,340,210	7,288,261
	南アフリカランド	11,019,488	-	10,922,400	97,088
合計		7,550,289,614	-	7,692,413,817	16,490,063

（注）時価の算定方法

- 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。
 本書における開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい
る場合は、当該仲値で評価しております。
 本書における開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい
ない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されて
いる場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレート
を用いております。
 - ・ 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されて
いない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。
- 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、本書に
おける開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

別紙参照。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(2) 注記表（その他の注記）3. デリバティブ取引関係」に開示しておりますので、記載を省略しております。

有価証券明細表（株式以外の有価証券）

通貨名	種類	銘柄名	券面総額 (当該通貨)	評価額 (当該通貨)	備考	
米ドル	国債証券	T-BOND 2.75 421115	40,000.00	32,409.37		
	国債証券	T-BOND 2.875 430515	435,000.00	361,151.95		
	国債証券	T-BOND 3.0 420515	175,000.00	150,363.28		
	国債証券	T-BOND 3.125 420215	475,000.00	419,521.48		
	国債証券	T-BOND 3.125 430215	875,000.00	767,607.42		
	国債証券	T-BOND 3.625 430815	480,000.00	464,699.99		
	国債証券	T-BOND 4.25 390515	890,000.00	972,255.47		
	国債証券	T-BOND 4.375 391115	225,000.00	250,523.43		
	国債証券	T-BOND 4.375 410515	1,555,000.00	1,727,143.36		
	国債証券	T-BOND 4.5 380515	1,285,000.00	1,459,177.74		
	国債証券	T-NOTE 0.25 151215	14,640,000.00	14,618,268.81		
	国債証券	T-NOTE 0.75 171031	7,255,000.00	7,189,818.39		
	国債証券	T-NOTE 0.75 171231	610,000.00	602,708.59		
	国債証券	T-NOTE 1.375 180630	2,105,000.00	2,118,320.70		
	国債証券	T-NOTE 1.375 180930	750,000.00	751,816.41		
	国債証券	T-NOTE 1.5 180831	10,495,000.00	10,599,130.11		
	国債証券	T-NOTE 1.75 230515	976,000.00	900,817.50		
	国債証券	T-NOTE 2.5 230815	6,320,000.00	6,216,312.47		
	国債証券	TSY INF 0.375 230715	940,000.00	933,973.96		
	種類別小計			50,526,000.00	50,536,020.43	
	地方債証券	ILLINOIS 4.071 140101		500,000.00	501,521.53	
	種類別小計			500,000.00	501,521.53	
	社債券	ANHEUSER 5.5 180115		205,000.00	236,303.50	
	社債券	BP CAPITAL 2.241 180926		500,000.00	505,000.00	
	社債券	CHEVRON 1.104 171205		445,000.00	440,238.50	
	社債券	GEN ELEC CO 5.25 171206		525,000.00	599,418.75	
	社債券	GEN ELECTRIC 0.85 151009		300,000.00	301,320.00	
	社債券	GEORGIAPOWER 0.75 150810		550,000.00	550,897.87	
	社債券	GLAXOSMITH 1.5 170508		425,000.00	428,123.75	
	社債券	IBM 0.55 150206		520,000.00	521,171.82	
	社債券	MERCK & CO 1.3 180518		310,000.00	304,854.00	
	社債券	MICROSOFT 0.875 171115		250,000.00	246,100.00	
	社債券	NORTHEAST 1.45 180501		255,000.00	248,426.61	
	社債券	PEPSICO INC 0.75 150305		1,050,000.00	1,053,885.00	
社債券	PEPSICO INC 2.5 160510		530,000.00	551,369.12		
社債券	PHILIP MORRIS 2.5 160516		525,000.00	546,787.50		
社債券	SHELL INTL 0.9 161115		500,000.00	499,050.00		
社債券	TOYOTA 1.375 180110		400,000.00	395,160.00		
社債券	TRANSCANADA 0.75 160115		450,000.00	448,404.57		
社債券	TRANSCANADA 0.875 150302		520,000.00	521,211.39		
社債券	VERIZON 2.5 160915		550,000.00	571,120.00		

有価証券明細表（株式以外の有価証券）

通貨名	種類	銘柄名	券面総額 (当該通貨)	評価額 (当該通貨)	備考
	社債券	VW CREDIT 1.875 161013	526,000.00	536,625.20	
	種類別小計		9,336,000.00	9,505,467.58	
	通貨計		60,362,000.00	60,543,009.54	
				(6,071,858,425)	
カナダドル	国債証券	CAN GOV 1.0 141101	775,000.00	774,953.50	
	国債証券	CAN GOV 1.25 180901	530,000.00	517,068.00	
	国債証券	CAN GOV 1.5 230601	485,000.00	441,544.00	
	国債証券	CAN GOV 2.75 220601	225,000.00	230,017.50	
	国債証券	CAN GOV 4.25 180601	365,000.00	405,500.40	
	国債証券	CAN GOV 5.75 330601	915,000.00	1,278,621.00	
	種類別小計		3,295,000.00	3,647,704.40	
	社債券	NEW YORK LIFE 4.3 140319	390,000.00	393,749.46	
	種類別小計		390,000.00	393,749.46	
	通貨計		3,685,000.00	4,041,453.86	
				(388,343,300)	
メキシコペソ	国債証券	MBONO 7.5 270603	9,240,700.00	9,944,841.34	
	国債証券	MBONO 8.0 151217	12,000,000.00	12,968,400.00	
	国債証券	MBONO 8.0 200611	3,532,000.00	4,022,948.00	
	種類別小計		24,772,700.00	26,936,189.34	
	通貨計		24,772,700.00	26,936,189.34	
				(209,024,829)	
ユーロ	国債証券	AUSTRIA 1.75 231020	215,000.00	208,657.50	
	国債証券	AUSTRIA 3.5 150715	1,530,000.00	1,614,607.47	
	国債証券	AUSTRIA 3.65 220420	515,000.00	588,697.01	
	国債証券	AUSTRIA 6.25 270715	455,000.00	654,017.00	
	国債証券	BELGIUM 1.25 180622	140,000.00	140,980.00	
	国債証券	BELGIUM 2.25 230622	150,000.00	147,705.00	
	国債証券	BELGIUM 3.25 160928	985,000.00	1,062,224.00	
	国債証券	BELGIUM 3.5 170628	300,000.00	328,860.00	
	国債証券	BELGIUM 3.75 200928	681,000.00	770,245.05	
	国債証券	BELGIUM 4.25 220928	175,000.00	202,790.00	
	国債証券	BELGIUM 4.25 410328	65,000.00	73,879.00	
	国債証券	BELGIUM 5.0 350328	610,000.00	761,890.00	
	国債証券	BTAN 1.0 170725	1,800,000.00	1,823,400.00	
	国債証券	BTAN 2.0 150712	795,000.00	818,611.50	
	国債証券	BTAN 2.5 150115	430,000.00	441,674.50	

有価証券明細表(株式以外の有価証券)

通貨名	種類	銘柄名	券面総額 (当該通貨)	評価額 (当該通貨)	備考
	国債証券	BTAN 3.0 140712	410,000.00	417,544.00	
	国債証券	BTPS 3.5 140601	2,460,000.00	2,497,687.20	
	国債証券	BTPS 4.5 190301	3,215,000.00	3,482,166.50	
	国債証券	BTPS 4.5 230501	560,000.00	587,272.00	
	国債証券	BTPS 4.75 210901	363,000.00	393,129.00	
	国債証券	BTPS 5.0 220301	885,000.00	968,278.50	
	国債証券	BTPS 5.0 400901	750,000.00	763,575.00	
	国債証券	BTPS 5.5 220901	870,000.00	979,185.00	
	国債証券	BTPS 5.5 221101	750,000.00	843,750.00	
	国債証券	BTPS 6 310501	1,640,000.00	1,904,368.00	
	国債証券	BUND 1.5 230515	75,000.00	73,935.00	
	国債証券	OBL 1.75 151009	2,215,000.00	2,284,772.50	
	国債証券	BUND 2.0 230815	3,020,000.00	3,099,728.00	
	国債証券	BUND 2.5 440704	1,125,000.00	1,085,850.00	
	国債証券	BUND 4.75 400704	65,000.00	91,058.50	
	国債証券	FINNISH 2.75 280704	60,000.00	61,836.00	
	国債証券	FINNISH 4.0 250704	65,000.00	76,875.50	
	国債証券	FINNISH 4.375 190704	650,000.00	768,105.00	
	国債証券	NETHER 2.25 220715	250,000.00	258,375.00	
	国債証券	NETHER 3.5 200715	740,000.00	841,565.00	
	国債証券	NETHER 3.75 140715	570,000.00	583,560.30	
	国債証券	NETHER 3.75 420115	215,000.00	255,291.00	
	国債証券	NETHER 4.0 160715	1,740,000.00	1,908,780.00	
	国債証券	NETHER 4.0 370115	360,000.00	435,924.00	
	国債証券	OAT 1.0 180525	745,000.00	749,283.75	
	国債証券	OAT 1.0 181125	345,000.00	344,137.50	
	国債証券	OAT 1.75 230525	375,000.00	361,200.00	
	国債証券	OAT 2.25 221025	310,000.00	315,270.00	
	国債証券	OAT 3.0 220425	2,315,000.00	2,513,395.50	
	国債証券	OAT 4.5 410425	120,000.00	145,752.00	
	国債証券	OAT 4.75 350425	2,085,000.00	2,606,458.50	
	国債証券	OAT 5.0 161025	2,675,000.00	3,033,182.50	
	国債証券	OBL 0.25 180413	5,760,000.00	5,693,184.00	
	国債証券	SCHATZ 0.25 150911	1,380,000.00	1,384,084.80	
	国債証券	SPA GOVT 3.3 141031	3,075,000.00	3,150,183.75	

有価証券明細表(株式以外の有価証券)

通貨名	種類	銘柄名	券面総額 (当該通貨)	評価額 (当該通貨)	備考
	国債証券	SPA GOVT 3.75 181031	275,000.00	289,575.00	
	国債証券	SPA GOVT 4.4 150131	625,000.00	651,018.75	
	国債証券	SPA GOVT 4.5 180131	1,245,000.00	1,350,887.25	
	国債証券	SPA GOVT 4.9 400730	1,020,000.00	1,004,496.00	
	国債証券	SPA GOVT 5.5 210430	1,235,000.00	1,394,315.00	
	国債証券	SPA GOVT 5.85 220131	480,000.00	548,208.00	
	種類別小計		55,964,000.00	59,835,481.33	
	特殊債券	CADES 1.875 150216	400,000.00	407,960.00	
	特殊債券	EURO UNION 3.25 180404	480,000.00	531,312.00	
	種類別小計		880,000.00	939,272.00	
	社債券	MCDONALD'S 4.25 160610	400,000.00	436,080.00	
	社債券	MERCK & CO 5.375 141001	300,000.00	312,780.00	
	種類別小計		700,000.00	748,860.00	
	通貨計		57,544,000.00	61,523,613.33 (8,316,762,048)	
	英ポンド	国債証券	GILT 1.25 180722	1,045,000.00	1,032,449.55
国債証券		GILT 2.00 160122	910,000.00	937,536.60	
国債証券		GILT 3.25 440122	305,000.00	287,526.55	
国債証券		GILT 3.5 680722	450,000.00	447,750.00	
国債証券		GILT 4.25 271207	95,000.00	106,949.10	
国債証券		GILT 4.25 320607	365,000.00	409,712.50	
国債証券		GILT 4.25 360307	895,000.00	1,005,827.85	
国債証券		GILT 4.25 401207	360,000.00	405,144.00	
国債証券		GILT 4.25 551207	250,000.00	291,470.00	
国債証券		GILT 4.5 421207	690,000.00	812,061.00	
国債証券		GILT 4.75 301207	465,000.00	551,490.00	
種類別小計			5,830,000.00	6,287,917.15	
社債券		VOLKSWAGEN 1.25 160523	250,000.00	249,675.00	
種類別小計			250,000.00	249,675.00	
通貨計			6,080,000.00	6,537,592.15 (1,056,278,762)	
スイスフラン	国債証券	SWISS 1.5 420430	80,000.00	78,208.00	
	国債証券	SWISS 2.0 220525	280,000.00	305,900.00	
	種類別小計		360,000.00	384,108.00	

有価証券明細表（株式以外の有価証券）

通貨名	種類	銘柄名	券面総額 (当該通貨)	評価額 (当該通貨)	備考
	通貨計		360,000.00	384,108.00	
				(42,063,667)	
スウェーデン クローネ	国債証券	SWEDEN 1.5 231113	4,010,000.00	3,737,680.90	
	国債証券	SWEDEN 3.75 170812	7,645,000.00	8,317,836.45	
	種類別小計		11,655,000.00	12,055,517.35	
	通貨計		11,655,000.00	12,055,517.35	
				(181,797,201)	
ノルウェー クローネ	国債証券	NORWAY GOV 4.25 170519	3,000,000.00	3,246,600.00	
	種類別小計		3,000,000.00	3,246,600.00	
	通貨計		3,000,000.00	3,246,600.00	
				(53,179,308)	
デンマーク クローネ	国債証券	DENMARK 4.0 151115	3,180,000.00	3,424,033.20	
	国債証券	DENMARK 4.5 391115	1,460,000.00	1,985,760.60	
	国債証券	DENMARK 7.0 241110	1,250,000.00	1,905,662.50	
	種類別小計		5,890,000.00	7,315,456.30	
	通貨計		5,890,000.00	7,315,456.30	
				(132,556,068)	
ポーランド ズロチ	国債証券	POLGB 4.0 231025	480,000.00	468,432.00	
	国債証券	POLGB 5.5 191025	2,650,000.00	2,880,550.00	
	種類別小計		3,130,000.00	3,348,982.00	
	通貨計		3,130,000.00	3,348,982.00	
				(107,971,179)	
オーストラリア ドル	国債証券	AUD GOV 2.75 240421	405,000.00	356,076.00	
	国債証券	AUD GOV 4.75 160615	670,000.00	700,552.00	
	種類別小計		1,075,000.00	1,056,628.00	
	通貨計		1,075,000.00	1,056,628.00	
				(99,291,333)	
シンガポール ドル	国債証券	SINGAPORE 2.375 170401	1,885,000.00	2,009,883.13	
	国債証券	SINGAPORE 3.125 220901	530,000.00	571,288.06	
	種類別小計		2,415,000.00	2,581,171.19	
	通貨計		2,415,000.00	2,581,171.19	
				(207,732,657)	
南アフリカ ランド	国債証券	SOUTH AFRICA 10.5 261221	6,875,000.00	8,169,562.50	
	種類別小計		6,875,000.00	8,169,562.50	

有価証券明細表（株式以外の有価証券）

通貨名	種類	銘柄名	券面総額 (当該通貨)	評価額 (当該通貨)	備考
	通貨計		6,875,000.00	8,169,562.50	
				(80,551,886)	
	合計			16,947,410,663	
				(16,947,410,663)	

有価証券明細表注記

1. 通貨の種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算金額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建証券の邦貨換算金額であり、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨名	銘柄数	組入債券時価比率 (%)	合計金額に対する比率 (%)
米ドル	国債証券 19銘柄	28.7	29.9
	地方債証券 1銘柄	0.3	0.3
	社債券 20銘柄	5.4	5.6
カナダドル	国債証券 6銘柄	2.0	2.1
	社債券 1銘柄	0.2	0.2
メキシコペソ	国債証券 3銘柄	1.2	1.2
ユーロ	国債証券 56銘柄	45.7	47.7
	特殊債券 2銘柄	0.7	0.8
	社債券 2銘柄	0.6	0.6
英ポンド	国債証券 11銘柄	5.7	6.0
	社債券 1銘柄	0.2	0.2
スイスフラン	国債証券 2銘柄	0.2	0.3
スウェーデンクローネ	国債証券 2銘柄	1.0	1.1
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	0.3	0.3
デンマーククローネ	国債証券 3銘柄	0.7	0.8
ポーランドズロチ	国債証券 2銘柄	0.6	0.6
オーストラリアドル	国債証券 2銘柄	0.6	0.6
シンガポールドル	国債証券 2銘柄	1.2	1.2
南アフリカランド	国債証券 1銘柄	0.5	0.5
合 計		95.8	100.0

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成25年12月30日現在）

< J A 資産設計ファンド（安定型） >

資産総額	562,059,498円
負債総額	4,510,018円
純資産総額（ - ）	557,549,480円
発行済数量	460,856,503口
1万口当り純資産額（ / ×10,000 ）	12,098円

< J A 資産設計ファンド（成長型） >

資産総額	764,262,327円
負債総額	5,593,573円
純資産総額（ - ）	758,668,754円
発行済数量	577,515,861口
1万口当り純資産額（ / ×10,000 ）	13,137円

< J A 資産設計ファンド（積極型） >

資産総額	846,948,830円
負債総額	6,056,200円
純資産総額（ - ）	840,892,630円
発行済数量	631,613,636口
1万口当り純資産額（ / ×10,000 ）	13,313円

（参考）

< J A 日本株式マザーファンド >

資産総額	24,114,231,114円
負債総額	122,615,254円
純資産総額（ - ）	23,991,615,860円
発行済数量	18,660,962,678口
1万口当り純資産額（ / ×10,000 ）	12,857円

< J A 日本債券マザーファンド >

資産総額	54,971,975,260円
負債総額	1,155,383,456円
純資産総額（ - ）	53,816,591,804円
発行済数量	42,313,075,409口
1万口当り純資産額（ / ×10,000 ）	12,719円

< J A 海外株式マザーファンド >

資産総額	22,910,028,597円
負債総額	112,078,207円
純資産総額(-)	22,797,950,390円
発行済数量	13,035,942,287口
1万口当り純資産額(/ ×10,000)	17,489円

< J A 海外債券マザーファンド >

資産総額	19,366,616,962円
負債総額	282,951,155円
純資産総額(-)	19,083,665,807円
発行済数量	7,449,273,280口
1万口当り純資産額(/ ×10,000)	25,618円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

（7）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成25年12月30日現在）

34億2千万円

発行する株式の総数：116,400株（普通株式101,400株、A種種類株式15,000株）

発行済株式総数：53,400株（普通株式38,400株、A種種類株式15,000株）

最近5年間における資本金の額の増減

・平成24年7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億2千万円）

（注）A種種類株式は議決権を有しません。

(2) 委託会社等の機構

a. 委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

b. 運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

運用に関する会議等

1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

4. 個別ファンド運用会議

運用担当役員が、特に必要と認めたファンドの運用方針を、個別に審議し決定します。

5. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。

6. 運用管理会議

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況の検証および運用計画と実績の検証を行います。

運用の流れ

1．運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

2．運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

3．運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議や運用管理会議による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

平成25年12月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	90本	1,954,666百万円
公社債投資信託	2本	105,986百万円
合計	92本	2,060,653百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表については新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	1		2,596,904		4,857,868
分別金信託			10,000		10,000
1年内償還予定の関係会社社債			-		750,000
前払費用			61,695		73,545
未収委託者報酬			322,823		425,911
未収運用受託報酬			167,413		282,702
未収収益			6,566		9,059
繰延税金資産			61,478		73,927
その他			1,886		870
流動資産計			3,228,767		6,483,885
固定資産					
有形固定資産			175,340		151,483
建物	2	134,748		120,705	
器具備品	2	40,591		30,777	
無形固定資産			7,143		7,104
電話加入権等		7,143		7,104	
投資その他の資産			4,602,179		7,773,192
投資有価証券		674,423		611,734	
関係会社社債		3,750,000		7,000,000	
長期差入保証金		85,364		83,764	
長期前払費用		279		1,036	
会員権		12,674		6,700	
繰延税金資産		53,517		44,242	
その他		25,918		25,715	
固定資産計			4,784,663		7,931,780
資産合計			8,013,430		14,415,666

		前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			201,473		2,973,900
未払金			134,061		181,102
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		126,970		173,122	
その他未払金		3,944		4,832	
未払費用			57,555		71,347
未払法人税等			5,517		205,433
未払消費税等			12,093		30,144
賞与引当金			120,965		123,641
流動負債計			531,664		3,585,569
固定負債					
退職給付引当金			115,624		123,920
役員退任慰労引当金			32,300		40,700
固定負債計			147,924		164,620
負債合計			679,589		3,750,189
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			1,920,000		3,420,000
資本剰余金					
資本準備金		-		1,500,000	
資本剰余金計			-		1,500,000
利益剰余金					
利益準備金		74,040		74,040	
その他利益剰余金		5,393,996		5,634,748	
別途積立金		5,305,000		5,305,000	
繰越利益剰余金		88,996		329,748	
利益剰余金計			5,468,036		5,708,788
株主資本計			7,388,036		10,628,788
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			54,195		36,688
評価・換算差額等計			54,195		36,688
純資産合計			7,333,841		10,665,476
負債純資産合計			8,013,430		14,415,666

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			1,927,311		2,276,792
運用受託報酬			674,281		996,844
営業収益計			2,601,593		3,273,636
営業費用					
支払手数料			339,942		361,966
広告宣伝費			270		350
調査費			294,789		323,665
調査費		288,571		318,604	
委託調査費		3,751		3,055	
図書費		2,466		2,006	
委託計算費			117,915		122,246
業務委託料			135,464		277,371
営業雑経費			56,963		59,451
通信費		20,911		20,701	
印刷費		26,056		25,623	
協会費		6,039		6,484	
諸会費		1,261		1,216	
その他営業雑経費		2,695		5,425	
営業費用計			945,345		1,145,051
一般管理費					
給料			1,028,204		1,040,156
役員報酬		83,255		84,042	
給料・手当		668,005		688,933	
賞与		140,878		128,239	
賞与引当金繰入額		120,965		123,641	
役員退任慰労引当金繰入額		15,100		15,300	
福利厚生費			128,376		137,983
交際費			11,221		10,538
旅費交通費			21,328		20,124
租税公課			14,641		36,606
不動産賃借料			161,463		161,753
賃借料			19		178
退職給付費用			19,215		19,226
固定資産減価償却費			45,706		30,190
業務委託費			157,423		197,727
諸経費			71,067		92,721
一般管理費計			1,658,668		1,747,208
営業利益又は営業損失()			2,420		381,376

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業外収益					
受取配当金			6,335		4,512
有価証券利息	1		28,926		40,145
受取利息			708		473
投資有価証券売却益			-		17,762
還付加算金			827		5
その他			603		1,154
営業外収益計			37,401		64,053
営業外費用					
支払利息	1		24,857		6,083
投資有価証券売却損			-		13,038
投資有価証券償還損			511		3,526
その他			0		0
営業外費用計			25,369		22,648
經常利益			9,611		422,781
特別損失					
固定資産除却損	2		2,276		194
会員権売却損			852		-
会員権評価損			2,489		5,974
特別損失計			5,618		6,169
税引前当期純利益			3,992		416,612
法人税、住民税及び事業税			4,769		192,531
法人税等調整額			22,134		16,670
法人税等合計			26,904		175,860
当期純利益又は当期純損失()			22,911		240,752

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度		当事業年度	
	（自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）		（自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）	
株主資本				
資本金				
当期首残高		1,920,000		1,920,000
当期変動額				
新株の発行		-		1,500,000
当期変動額合計		-		1,500,000
当期末残高		1,920,000		3,420,000
資本剰余金				
資本準備金				
当期首残高		-		-
当期変動額				
新株の発行		-		1,500,000
当期変動額合計		-		1,500,000
当期末残高		-		1,500,000
資本剰余金合計				
当期首残高		-		-
当期変動額				
新株の発行		-		1,500,000
当期変動額合計		-		1,500,000
当期末残高		-		1,500,000
利益剰余金				
利益準備金				
当期首残高		74,040		74,040
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		74,040		74,040
その他利益剰余金				
別途積立金				
当期首残高		5,305,000		5,305,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		5,305,000		5,305,000
繰越利益剰余金				
当期首残高		111,907		88,996
当期変動額				
当期純利益又は当期 純損失（ ）		22,911		240,752
当期変動額合計		22,911		240,752
当期末残高		88,996		329,748
利益剰余金合計				
当期首残高		5,490,947		5,468,036
当期変動額				
当期純利益又は当期純 損失（ ）		22,911		240,752

当期変動額合計	22,911	240,752
当期末残高	5,468,036	5,708,788
株主資本合計		
当期首残高	7,410,947	7,388,036
当期変動額		
新株の発行	-	3,000,000
当期純利益又は当期純損失()	22,911	240,752
当期変動額合計	22,911	3,240,752
当期末残高	7,388,036	10,628,788
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	74,312	54,195
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	20,117	90,883
当期変動額合計	20,117	90,883
当期末残高	54,195	36,688
評価・換算差額等合計		
当期首残高	74,312	54,195
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	20,117	90,883
当期変動額合計	20,117	90,883
当期末残高	54,195	36,688
純資産合計		
当期首残高	7,336,635	7,333,841
当期変動額		
新株の発行	-	3,000,000
当期純利益又は当期純損失()	22,911	240,752
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	20,117	90,883
当期変動額合計	2,794	3,331,635
当期末残高	7,333,841	10,665,476

[次へ](#)

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備は除く。）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

器具備品 4～15年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資有価証券償還損」は、営業外費用の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた512千円は、「投資有価証券償還損」511千円、「その他」0千円として組み替えております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
<p>1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <p>預金 2,585,957千円</p>	<p>1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <p>預金 4,845,581千円</p>
<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 17,749千円</p> <p>器具備品 91,670千円</p> <hr/> <p>合計 109,420千円</p>	<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 31,792千円</p> <p>器具備品 96,035千円</p> <hr/> <p>合計 127,827千円</p>

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>有価証券利息 28,926千円</p> <p>支払利息 24,857千円</p>	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>有価証券利息 40,145千円</p> <p>支払利息 6,083千円</p>
<p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 2,276千円</p> <hr/> <p>合計 2,276千円</p>	<p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 194千円</p> <hr/> <p>合計 194千円</p>

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400			38,400
合 計（株）	38,400			38,400

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400			38,400
A種種類株式（株）（注）		15,000		15,000
合 計（株）	38,400	15,000		53,400

（注）A種種類株式の発行済株式総数の増加15,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	19,200	利益剰余金	500	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	A種種類株式	1,500	利益剰余金	100	平成25年3月31日	平成25年6月28日

（リース取引関係）

前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

資金運用については、主に安全性の高い金融商品により行っております。証券投資信託の取得については社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する証券投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は証券投資信託で、市場リスクに晒されております。

なお、関係会社社債は利付債で、資金運用を目的に、年度方針を策定のうえ定期的に取得しているものであり、満期保有を目的にしております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券及び関係会社社債については、定期的に時価や発行体の格付等を把握し、経営会議へ報告、または関係部長へ報告を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	2,596,904	2,596,904	-
(2)投資有価証券	674,423	674,423	-
(3)関係会社社債	3,750,000	3,794,675	44,675
合計	7,021,328	7,066,003	44,675

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)投資有価証券

証券投資信託の時価は、当期の決算日における基準価額によっております。

(3)関係会社社債

利付債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（注3）満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,596,738	-	-	-
投資有価証券	-	90,146	9,736	-
関係会社社債	-	3,750,000	-	-
合計	2,596,738	3,840,146	9,736	-

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、主に安全性の高い金融商品により行っております。証券投資信託の取得については社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する証券投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は証券投資信託で、市場リスクに晒されております。

なお、関係会社社債は利付債で、資金運用を目的に、年度方針を策定のうえ定期的に取得しているものであり、満期保有を目的にしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券及び関係会社社債については、定期的に時価や発行体の格付等を把握し、経営会議へ報告、または関係部長へ報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	4,857,868	4,857,868	-
(2)投資有価証券	611,734	611,734	-
(3)関係会社社債(＊)	7,750,000	7,806,275	56,275
合計	13,219,602	13,275,877	56,275

（＊）1年内償還予定の関係会社社債を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)投資有価証券

証券投資信託の時価は、当期の決算日における基準価額によっております。

(3)関係会社社債

利付債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(注3) 満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	4,857,575	-	-	-
投資有価証券	-	185,278	80,160	-
関係会社社債	750,000	7,000,000	-	-
合計	5,607,575	7,185,278	80,160	-

（有価証券関係）

前事業年度（平成24年3月31日）

1．満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	利付債	3,750,000	3,794,675	44,675
	小計	3,750,000	3,794,675	44,675
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	利付債	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		3,750,000	3,794,675	44,675

2．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	180,633	156,419	24,214
	小計	180,633	156,419	24,214
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	493,790	564,387	70,596
	小計	493,790	564,387	70,596
合計		674,423	720,806	46,382

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3．売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成25年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	利付債	7,750,000	7,806,275	56,275
	小計	7,750,000	7,806,275	56,275
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	利付債	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		7,750,000	7,806,275	56,275

2. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	424,556	358,032	66,523
	小計	424,556	358,032	66,523
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	187,177	195,703	8,525
	小計	187,177	195,703	8,525
合計		611,734	553,735	57,998

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3. 売却したその他有価証券

当事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
証券投資信託	190,240	17,762	13,038
合計	190,240	17,762	13,038

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（平成24年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（平成25年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2．退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務	115,624	123,920
(2) 年金資産		
(3) 未積立退職給付債務(1) + (2)	115,624	123,920
(4) 会計基準変更時差異の未処理額		
(5) 未認識数理計算上の差異		
(6) 未認識過去勤務債務(債務の減額)		
(7) 貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5) + (6)	115,624	123,920
(8) 前払年金費用		
(9) 退職給付引当金(7) - (8)	115,624	123,920

3．退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
退職給付費用	19,215	19,226
(1)勤務費用	19,215	19,226
(2)利息費用		
(3)期待運用収益(減算)		
(4)会計処理基準変更時差異の費用処理額		
(5)数理計算上の差異の費用処理額		
(6)過去勤務債務の費用処理額		
上記(2)から(6)については、簡便法を採用しておりますので記載を省略しております。		

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1)割引率		
(2)期待運用収益率		
(3)退職給付見込額の期間配分方法		
(4)過去勤務債務の額の処理年数		
(5)会計基準変更時差異の処理年数		
(6)数理計算上の差異の処理年数		
上記(1)から(6)については、簡便法を採用しておりますので記載を省略しております。		

(税効果会計関係)

(単位：千円)

前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
ソフトウェア償却超過額	ソフトウェア償却超過額
19,823	21,117
敷金償却否認	敷金償却否認
617	1,187
会員権評価損否認	会員権評価損否認
887	3,016
賞与引当金損金算入限度超過額	賞与引当金損金算入限度超過額
45,978	46,996
役員退任慰労引当金否認	役員退任慰労引当金否認
11,511	14,505
退職給付引当金損金算入限度超過額	退職給付引当金損金算入限度超過額
41,507	44,435
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
25,167	3,038
未払事業税	未払事業税
1,442	18,470
その他	その他
14,056	8,460
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
160,993	161,229
評価性引当額	評価性引当額
37,355	19,349
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
123,638	141,879
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
8,641	23,709
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
8,641	23,709
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
114,996	118,169
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
(%)	(%)
法定実効税率	法定実効税率
40.69	38.01
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
130.65	1.23
住民税均等割	住民税均等割
57.35	0.55
評価性引当額の増加額	評価性引当額の増加額
160.13	1.46
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	その他
287.71	0.97
その他	税効果適用後の法人税等の負担率
2.74	42.21
税効果適用後の法人税等の負担率	
673.79	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、当社では繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実行税率は従来 40.69% から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 38.01% に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、 35.64% となります。

当該変更により、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は $10,387$ 千円減少し、その他有価証券評価差額金は $1,101$ 千円増加し、法人税等調整額は $11,488$ 千円増加しております。

（資産除去債務関係）

前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を営業費用に計上しております。</p>	<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を営業費用に計上しております。</p>

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業及び投資一任契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	欧州	合計
2,048,003	553,590	2,601,593

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	454,767	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	450,870	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd. ,	367,769	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬及び投資一任契約による運用受託報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2．地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	欧州	合計
2,581,135	692,501	3,273,636

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	754,920	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	681,708	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd. ,	469,947	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約及び投資助言契約による運用受託報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	3,425,909	金融業	被所有 直接 50.91%	兼任 1名	当社投資信 託の購入、 募集・販売 の取扱等	支払利息 (*)	24,857	短期借入 金	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりませ
ん。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	3,425,909	金融業	被所有 直接 50.91%	兼任 1名	当社投資信 託の購入、 募集・販売 の取扱等	支払利息 (*1)	6,083	短期借入 金	-

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
当社と 同一の 親会社 をもつ 会社	農中信託 銀行㈱	東京都 千代田区	20,000	金融業	-	兼任 1名	当社投資信 託に係る受 託業務等	第三者割当 増資(*2)	3,000,000	-	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1）資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりませ
ん。

（*2）1株につき200千円で、15,000株の第三者割当増資を実施したものであります。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
1株当たり純資産額	190,985円44銭	199,582円72銭
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（ ）	596円65銭	6,230円52銭

（注）1．当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

2．1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）（千円）	22,911	240,752
普通株主に帰属しない金額（千円）		1,500
（うちA種種類株式配当額(千円)）	()	(1,500)
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）（千円）	22,911	239,252
普通株式の期中平均株式数（株）	38,400	38,400

3．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	7,333,841	10,665,476
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）		3,001,500
（うちA種種類株式払込金額(千円)）	()	(3,000,000)
（うちA種種類株式配当額(千円)）	()	(1,500)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	7,333,841	7,663,976
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	38,400	38,400

（重要な後発事象）

前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第21期中間会計期間 (平成25年9月30日)
科目	注記 番号	金額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		892,586
分別金信託		10,000
1年内償還予定の関係会社社債		1,000,000
立替金		5,000,000
前払費用		91,065
未収委託者報酬		614,866
未収運用受託報酬		214,547
未収投資助言報酬		99,251
未収収益		9,308
繰延税金資産		71,024
その他		350
流動資産計		8,003,000
固定資産		
有形固定資産	1	144,864
建物		115,829
器具備品		29,034
無形固定資産		7,085
投資その他の資産		7,874,922
投資有価証券		723,050
関係会社社債		7,000,000
長期差入保証金		82,964
長期前払費用		2,149
会員権		6,700
繰延税金資産		34,342
その他		25,715
固定資産計		8,026,872
資産合計		16,029,873

		第21期中間会計期間 (平成25年9月30日)
科目	注記 番号	金額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		4,000,000
預り金		156,808
未払金		221,497
未払費用		78,816
未払法人税等		210,712
未払消費税等		28,445
前受運用受託報酬		63,346
賞与引当金		119,066
流動負債計		4,878,692
固定負債		
退職給付引当金		118,560
役員退任慰労引当金		29,900
固定負債計		148,460
負債合計		5,027,152
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		3,420,000
資本剰余金		
資本準備金		1,500,000
資本剰余金計		1,500,000
利益剰余金		
利益準備金		74,040
その他利益剰余金		5,956,984
別途積立金		5,505,000
繰越利益剰余金		451,984
利益剰余金計		6,031,024
株主資本計		10,951,024
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		51,696
評価・換算差額等計		51,696
純資産合計		11,002,720
負債純資産合計		16,029,873

(2) 中間損益計算書

		第21期中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		1,451,117
運用受託報酬		515,400
投資助言報酬		89,927
営業収益計		2,056,445
営業費用		
支払手数料		261,562
その他		399,726
営業費用計		661,289
一般管理費	1	885,032
営業利益		510,123
営業外収益	2	37,229
営業外費用	3	1,443
経常利益		545,909
特別損失	4	3
税引前中間純利益		545,906
法人税、住民税及び事業税		197,611
法人税等調整額		5,358
法人税等合計		202,970
中間純利益		342,936

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第21期中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	3,420,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	3,420,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,500,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,500,000
資本剰余金合計	
当期首残高	1,500,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,500,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	74,040
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	74,040
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	5,305,000
当中間期変動額	
別途積立金の積立	200,000
当中間期変動額合計	200,000
当中間期末残高	5,505,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	329,748
当中間期変動額	
別途積立金の積立	200,000
剰余金の配当	20,700
中間純利益	342,936
当中間期変動額合計	122,236
当中間期末残高	451,984
利益剰余金合計	
当期首残高	5,708,788
当中間期変動額	
剰余金の配当	20,700
中間純利益	342,936
当中間期変動額合計	322,236
当中間期末残高	6,031,024

（単位：千円）

第21期中間会計期間
 （自 平成25年4月 1日
 至 平成25年9月30日）

株主資本合計	
当期首残高	10,628,788
当中間期変動額	
剰余金の配当	20,700
中間純利益	342,936
当中間期変動額合計	322,236
当中間期末残高	10,951,024
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	36,688
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	15,008
当中間期変動額合計	15,008
当中間期末残高	51,696
評価・換算差額等合計	
当期首残高	36,688
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	15,008
当中間期変動額合計	15,008
当中間期末残高	51,696
純資産合計	
当期首残高	10,665,476
当中間期変動額	
剰余金の配当	20,700
中間純利益	342,936
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	15,008
当中間期変動額合計	337,244
当中間期末残高	11,002,720

[次へ](#)

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備は除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間期末要支給額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

前事業年度において、「営業収益」の「運用受託報酬」に含めていた「投資助言報酬」は、事業運営の実態をより適切に表示するため、当中間会計期間より独立掲記することとしました。

これに伴い、「流動資産」の「未収運用受託報酬」に含めていた「未収投資助言報酬」は、当中間会計期間より独立掲記することとしました。

（参考情報）

前事業年度において、「運用受託報酬」に含まれる「投資助言報酬」の金額は、132,965千円、「未収運用受託報酬」に含まれる「未収投資助言報酬」の金額は、74,270千円であります。

なお、前々事業年度において、投資助言報酬及び未収投資助言報酬は発生しておりません。

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第21期中間会計期間 (平成25年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	131,105千円

(中間損益計算書関係)

第21期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	10,810千円
無形固定資産	19千円
2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	14,155千円
有価証券利息	22,910千円
受取利息	144千円
3 営業外費用の主要項目	
支払利息	1,442千円
4 特別損失の主要項目	
固定資産除却損	3千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第21期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首（株）	当中間会計期間 増加（株）	当中間会計期間 減少（株）	当中間会計 期間末（株）
普通株式	38,400			38,400
A種類株式	15,000			15,000
合 計	53,400			53,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	19,200	500	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	A種類株式	1,500	100	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

（金融商品関係）

第21期中間会計期間（平成25年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	892,586	892,586	-
(2) 1年内償還予定の関係会社社債	1,000,000	1,005,350	5,350
(3) 投資有価証券	723,050	723,050	-
(4) 関係会社社債	7,000,000	7,032,475	32,475
資産計	9,615,637	9,653,462	37,825

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内償還予定の関係会社社債及び(4) 関係会社社債

利付債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

(3) 投資有価証券

証券投資信託の時価は、平成25年9月30日における基準価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第21期中間会計期間(平成25年9月30日)

1. 満期保有目的の債券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	利付債	7,500,000	7,538,550	38,550
	小計	7,500,000	7,538,550	38,550
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	利付債	500,000	499,275	725
	小計	500,000	499,275	725
合計		8,000,000	8,037,825	37,825

2. その他有価証券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	512,913	422,554	90,358
	小計	512,913	422,554	90,358
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	210,137	220,044	9,907
	小計	210,137	220,044	9,907
合計		723,050	642,599	80,451

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間末の損失として処理(以下、「減損処理」という。)することとしておりますが、当中間会計期間末においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

(デリバティブ取引関係)

第21期中間会計期間(平成25年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第21期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

本社は、不動産賃貸借契約により事務所を使用しており、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を営業費用に計上しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第21期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第21期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資顧問(助言)契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は中間損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	欧州	合計
1,638,512	417,932	2,056,445

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	527,757	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	413,211	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd. ,	277,756	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託にかかる委託者報酬及び投資一任契約による運用受託報酬並びに投資顧問(助言)契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第21期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第21期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

第21期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第21期中間会計期間 (平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	208,404円18銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	11,002,720
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	3,000,000
(うちA種種類株式払込金額)(千円)	(3,000,000)
普通株式にかかる中間期末の純資産額(千円)	8,002,720
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)	38,400

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第21期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	8,930円62銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	342,936
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式にかかる中間純利益金額(千円)	342,936
普通株式の期中平均株式数(株)	38,400

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額（平成25年9月末日現在）

324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概況>

名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額（平成25年9月末日現在）

10,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成25年9月末日現在)	事業の内容
農林中央金庫	3,425,909百万円	全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

(3) 投資顧問会社

名称

Wellington Management Company,LLP

資本金の額（平成24年12月末日現在）

581百万ドル

事業の内容

米国を中心に50カ国以上にわたり、一任契約に基づくポートフォリオ運用業務およびポートフォリオ運用に関する助言業務を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託者（三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社））

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務等を行います。

なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

(2) 販売会社（農林中央金庫^(注)）

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

なお、農林中央金庫と募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関においても販売会社として上記各業務の全部または一部を行います。

(注) 農林中央金庫は本書提出日現在、既保有の受益者向けを除き、新規の募集の取扱い・販売を中止しております。

(3) 投資顧問会社

委託会社から、親投資信託における外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図、投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】

農林中央金庫は委託者が発行する普通株式を保有しており、持株比率は36.61%、議決権保有比率は50.91%です。

なお、その他の関係法人と委託者との間には資本関係はありません。

(注) 委託者においては普通株式のほか議決権を有しないA種種類株式を発行しているため、持株比率と議決権保有比率が一致しません。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

交付目論見書または請求目論見書である旨を記載することがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
 - ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
- 使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投信法に基づき事前に投資者の意向を確認する旨
- ・投資信託は預貯金や保険契約と異なり、預金（貯金）保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨
- ・投資信託は元本が保証されているものではなく、投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様に負っていただく旨
- ・登録金融機関の販売の場合には、投資者保護基金の対象とはならない旨
- ・課税上の取扱いに関する事項

委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

(2) 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(3) 交付目論見書にクーリング・オフに関する事項を記載することがあります。

(4) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載される場合があります。

(5) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成26年 1月 8日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJA資産設計ファンド（安定型）の平成24年11月17日から平成25年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JA資産設計ファンド（安定型）の平成25年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成26年1月8日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJA資産設計ファンド（成長型）の平成24年11月17日から平成25年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JA資産設計ファンド（成長型）の平成25年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成26年1月8日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJA資産設計ファンド（積極型）の平成24年11月17日から平成25年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JA資産設計ファンド（積極型）の平成25年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月26日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南波	秀哉	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長尾	礎樹	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月20日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	大村	真敏	印
業務執行社員				
指定有限責任社員	公認会計士	長尾	礎樹	印
業務執行社員				

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。